

官報

号
国会会議録

令和七年六月十日

○第二百十七回
会 衆議院会議録 第三十三号

令和七年六月十日(火曜日)

議事日程 第三十一号

令和七年六月十日

午後一時開議

第一 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員提出)

第二 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第三 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

情報監視審査会会長の情報監視審査会令和六年
年次報告書についての発言

日程第一 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

日程第二 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

令和七年六月十日 衆議院会議録第三十三号

情報監視審査会会長の情報監視審査会令和六年年次報告書についての発言
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○議長(額賀福志郎君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまニュージーランドのジェリー・ブラウンリー国会議長御一行が外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸君とともに心から歓迎申し上げます。

(起立、拍手)

情報監視審査会会長の情報監視審査会令和六年年次報告書についての発言

○議長(額賀福志郎君) 情報監視審査会会長から、去る三日、議長に提出された情報監視審査会令和六年年次報告書について発言を求められております。これを許します。情報監視審査会会長伊藤達也君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(伊藤達也君登壇)

○伊藤達也君 情報監視審査会は、去る三日、審査会規程に基づき、令和六年年次報告書を取りまとめ、額賀議長に提出をいたしました。

以下、その概要を御報告をいたします。

今回の報告書の対象期間は、令和六年六月一日から本年四月三十日までであります。

まず、調査の経過について申し上げます。

令和六年六月、政府から国会報告を受領し、十二月に城内国務大臣から説明を聴取しました。その後、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、内閣情報調査室、独立公文書管理監及び特定秘密を指定している各行

政機関から順次説明を聴取し、質疑を行いました。

加えて、令和六年七月に公表された防衛省における特定秘密漏えい事案について、調査を進めた結果、同省における特定秘密保全体制等の更なる改善が必要であると認め、同月、勧告を行うとともに、勧告の結果取られた措置の報告要求を行いました。

これを受け、本年四月、防衛省から勧告の結果取られた措置についての報告がなされております。

次に、対象期間中の調査を踏まえ、指定の在り方、特定秘密が記録された文書の開示・延長等の取扱い、独立公文書管理監関係、通報制度の四項目について、政府に対する意見を取りまとめました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長中村裕之君。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔中村裕之君登壇〕

○中村裕之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記するものであります。

本案は、去る六月六日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。〔拍手〕

○議長〔額賀福志郎君〕 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長〔額賀福志郎君〕 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長〔額賀福志郎君〕 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長〔額賀福志郎君〕 御異議なしと認めます。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

日程第二 社会保険労務士法の一部を改正する法律案〔厚生労働委員長提出〕

○議長〔額賀福志郎君〕 日程第二、社会保険労務士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨を御説明を許します。厚生労働委員長 藤丸敏君。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔藤丸敏君登壇〕

○藤丸敏君 ただいま議題となりました社会保険労務士法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設けるとともに、社会保険労務士の業務に労働監督が含まれることを明記することとされている弁護士としての地位を代理人に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る六月六日の厚生労働委員会において、賛成多数をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに可決いただきますようお願い申し上げます。〔拍手〕

○議長〔額賀福志郎君〕 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長〔額賀福志郎君〕 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

○議長〔額賀福志郎君〕 日程第三、外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長宮崎政久君。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔宮崎政久君登壇〕

○宮崎政久君 ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国は、平成十八年十月に北朝鮮が強行した核実験を契機として、同月より北朝鮮からの輸入の全面禁止措置を厳格に実施してきました。さらに、平成二十一年五月の北朝鮮による二回目の核実験の強行に対し、同年六月より北朝鮮への輸出の全面禁止措置を厳格に実施してきました。

しかし、これまで北朝鮮に対して求めてきた大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの廃棄は、いまだその実現には至っており、拉致問

題についても解決に至らない状況が続いています。

このような北朝鮮をめぐる情勢を勘案し、政府は、本年四月八日の閣議において、同月十三日に期限が到来する輸出入禁止措置等を更に二年間延長することを決定したことから、外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る六月三日本委員会に付託され、翌四日に武藤経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。六日に質疑を行い、採決を行った結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。〔拍手〕

○議長〔額賀福志郎君〕 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長〔額賀福志郎君〕 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長〔額賀福志郎君〕 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席国務大臣

文部科学大臣 あべ 俊子君
厚生労働大臣 福岡 資麿君
経済産業大臣 武藤 容治君

予算委員 高木 啓君 補欠 星野 剛士君 土屋 品子君 黄川田仁志君 山田 賢司君 小寺 裕雄君 川内 博史君 水沼 秀幸君 黒岩 宇洋君 福森和歌子君 酒井なつみ君 城井 崇君 藤岡たかお君 小山 千帆君 西田 薫君 阿部 圭史君 河西 宏一君 西園 勝秀君 田村 貴昭君 田村 智子君 緒方林太郎君 福島 伸亨君 城井 崇君 石川 香織君 小山 千帆君 市来 伴子君 福森和歌子君 佐々木ナオミ君 市来 伴子君 土屋 品子君 黄川田仁志君 山田 賢司君 小寺 裕雄君 高木 啓君 星野 剛士君 藤岡たかお君 石川 香織君 黒岩 宇洋君 佐々木ナオミ君 酒井なつみ君 西川 将人君 川内 博史君 水沼 秀幸君 西田 薫君 阿部 圭史君 河西 宏一君 西園 勝秀君 田村 智子君 田村 賢昭君 福島 伸亨君 福島 伸亨君 緒方林太郎君 一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国土交通委員 辞任 補欠 西園 勝秀君 中川 康洋君 (理事補欠選任) 一、去る五日、消費者問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 西岡 義高君(理事丹野みどり君去る五日理事辞任につきその補欠)	(特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員 辞任 補欠 福原 淳嗣君 草間 剛君 井坂 信彦君 橋本 慧悟君 石川 香織君 篠田奈保子君 大島 敦君 杉村 慎治君 山井 和則君 池田 真紀君 角田 秀穂君 西園 勝秀君 草間 剛君 福原 淳嗣君 池田 真紀君 山井 和則君 篠田奈保子君 石川 香織君 橋本 慧悟君 大島 敦君 井坂 信彦君 角田 秀穂君 西園 勝秀君 (憲法審査会委員辞任及び補欠選任) 一、去る五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法審査会委員 辞任 補欠 大野敬太郎君 黄川田仁志君 三谷 英弘君 大空 幸星君 大空 幸星君 草間 剛君 黄川田仁志君 大野敬太郎君 草間 剛君 三谷 英弘君 (議案提出) 一、去る五日、議員から提出した議案は次のとおりである。 国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名提出) 国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十七名提出) 公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出) 地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出)	地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出) 一、去る六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出) 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出) (議案付託) 一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 独立行政法人男女共同参画機構法案(内閣提出第五二号) 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三号) 以上二件 内閣委員会 付託 (議案送付) 一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 信託業法の一部を改正する法律案 一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出) 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出) 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名提出) 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名提出) 食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出)	一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名提出) 国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十七名提出) 公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出) 地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出) 地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出) 一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出) 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出) (議案通知) 一、去る五日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。 自殺対策基本法の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、去る六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 行政書士法の一部を改正する法律案 一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
---	--	---	--

一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。資金決済に関する法律の一部を改正する法律案円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

衆議院議員大西健介君提出がんの早期発見における大の活用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出米国からの頭脳流出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出経済財政運営に関する質問に対する答弁書

の飲料水基準(四ナノグラム／L)に比して、高いという指摘があり、対策として慎重に検討されるべきである。食料品の安全性の確保という意味でも飲料水の基準値は大きく影響する。また河川や地下水などの環境への影響についても、汚染地の拡大が報告されており、今後、水質汚濁防止法改正により環境への汚染拡大を防ぐ必要もあると考える。

の衆議院厚生労働委員会が私が総務省消防庁及び防衛省に質問した際にも、現時点でどの程度で血中濃度の健康影響が生じるかは明らかにっていない旨答弁されている。
安全委員会の審議において、評価書で選ばれた論文の中で、健康影響があるとするものが除外された事実はあるか。

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問主意書(河村たかし君提出)
政府備蓄米の放出に関する質問主意書(河村たかし君提出)
金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問主意書(水沼秀幸君提出)
在外公館に勤務する外務公務官人材の活用に関する質問主意書(早稲田ゆき君提出)
元首相夫人のロシア訪問に関する質問主意書(岡本充功君提出)

衆議院議員八幡愛君提出判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛君提出会話型生成AIに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛君提出本人の同意なくAIで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問に対する答弁書

そんな中、内閣府食品安全委員会(以後、安全委員会)が二〇二四年六月に示した食品健康影響評価(リスク評価)では、PFOSとPFOAそれぞれの耐容一日摂取量が二十ナノグラム／キログラム体重／日とされた。しかしながら、この基準や議論をめぐって、安全委員会有機フッ素化合物(PFAS)ワーキンググループの計九回の会議とは別に、「ドワフティンググループ」という非公開会議を二十四回も開催していたことが、川田龍平参議院議員の指摘で明らかになり、国民的関心事であるPFAS対策について、広範かつ公開した議論であるべき安全委員会の姿勢には疑念が持たれていると考える。

二 PFASの半減期は、二年から八年と非常に長い。米国では、一九六〇年代からPFOAの毒性について、工場内外での影響が明らかになっており、米国デュポン社内部文書によれば、一定期間暴露せずとも、飲み水だけでなく、大気(空気)や経口など多岐にわたる経路からの健康影響が懸念されている。また、健康被害についての住民訴訟などの裁判過程の中で、米国内では職業暴露についてのデータ集積が進んでおり、米国CDC(疾病予防管理センター)なども成果を発表していると承知している。

コメの流通に関する質問主意書(岡本充功君提出)
刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問主意書(櫻井周君提出)
バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)
一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和七年五月二十六日提出
質問 第一一〇三号
PFAS(有機フッ素化合物)対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問主意書
提出者 阿部 知子

安全委員会が掲げる、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識のもとに、一貫性、公正性、客観性及び透明性を持つて食品健康影響評価とリスクコミュニケーションを行うという使命を踏まえるならば到底許されない審議過程だと考える。そこで、PFAS対策に係る政府の対応について、以下質問する。

他方、日本国内では大阪府摂津市で、土壌の汚染も確認されている。例えば、汚染された土壌で育てた野菜などを食することで、暴露にもつながり、血中におけるPFAS濃度が自然に上昇することが確認されている。また、同市や静岡市清水区では、かつて職業暴露をしたと思われる方々が多くおられることが各種血液検査や報道で明らかになっているが、この多くは、住民や主催者らの自己資金によって実施された。清水区の事例では、当該企業が元従業員に各種血液検査を実施したというが、その結果は広く公表・共有されていないと承知している。

出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問主意書(大石あきこ君提出)
ボタンウキクサ(ウォーターレタス)対策に関する質問主意書(井坂信彦君提出)
鉛製給水管に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

昨今、基地や工場周辺で高濃度汚染が発覚しているPFAS(有機フッ素化合物)は、現在の我が国での規制では、水質管理目標設定項目に位置付けられ、暫定目標値五十ナノグラム／L(PFASの一種であるPFOSとPFOAの合算)とされていると承知している。幸い、来年度から水質基準への格上げによって、PFASについて、自治体や水道事業者に定期的な水質検査等が義務付けられることになるが、米国EPA(環境保護庁)

一 安全委員会の評価書のリスク評価及びリスク管理の中で、繰り返し暴露のデータが不十分という表現がある。リスク評価では、「PFASに基づく露され得る媒体におけるPFAS濃度についても、現時点では情報が不足とあり、リスク管理では、「指標値を超過しても必ずしも健康影響を及ぼすものではないこと」とある。その後に血中PFAS濃度測定についての今後の検討は記載されているものの、本年五月七日

2 PFAS(特に、PFOA、PFOS)は、現在国内での使用・製造はされていないと理

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員阿部知子君提出PFAS(有機フッ素化合物)対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

PFAS(有機フッ素化合物)対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問主意書

安全委員会が掲げる、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識のもとに、一貫性、公正性、客観性及び透明性を持つて食品健康影響評価とリスクコミュニケーションを行うという使命を踏まえるならば到底許されない審議過程だと考える。そこで、PFAS対策に係る政府の対応について、以下質問する。

安全委員会の審議において、評価書で選ばれた論文の中で、健康影響があるとするものが除外された事実はあるか。

一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。資金決済に関する法律の一部を改正する法律案円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

衆議院議員大西健介君提出がんの早期発見における大の活用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出米国からの頭脳流出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出経済財政運営に関する質問に対する答弁書

の飲料水基準(四ナノグラム／L)に比して、高いという指摘があり、対策として慎重に検討されるべきである。食料品の安全性の確保という意味でも飲料水の基準値は大きく影響する。また河川や地下水などの環境への影響についても、汚染地の拡大が報告されており、今後、水質汚濁防止法改正により環境への汚染拡大を防ぐ必要もあると考える。

の衆議院厚生労働委員会が私が総務省消防庁及び防衛省に質問した際にも、現時点でどの程度で血中濃度の健康影響が生じるかは明らかにっていない旨答弁されている。
安全委員会の審議において、評価書で選ばれた論文の中で、健康影響があるとするものが除外された事実はあるか。

解するが、長くて五十年から六十年以上、工場で扱ってきた方もおられると承知している。その間も毒性が現場で指摘されてきたと理解するが、二〇二二年の労働安全衛生法の改正で述べられた潜在性のリスク評価について、政府としてこれまでどのような取組がされたのか。

3 がんや肺繊維症の因果関係についての論文等も出されている。例えば、本年四月二十三日に発表された「High serum perfluorooctanoic acid (PF OA) concentrations and interstitial lung disease in former and current workers in a fluorocemical company」という論文で、摂津市ではPF OAを含む粉じんを吸い込みやすい環境で作業してきた五名のうち、二名が間質性肺炎、一名が間質性肺疾患との因果関係が指摘されている。摂津市の事例では、二〇一二年までPF OAを使用していたというのが、長年の職業暴露の影響ではないかと指摘されている。こうした事例からも、政府として積極的に退職者も含めた長期の健康影響を調査すべきでないか。

4 三井・ケマーズフロロプロダクツ株式会社の清水工場では、下請業者として四十年以上PF ASを扱っていた従事者の方もおられると承知している。企業任せにせず、当該企業社員に加え、従事したすべての人にもれなく追加検査を実施する仕組みなどを、政府として確立すべきでないか。

三 我が国では、自治体(公的機関)主導の血液検査が岡山県古備中央町で二〇二四年十一月二十五日から同年十二月八日に実施され、七百九名の採血が行われた。その後、本年一月から三月にも幾度か再検査が実施された。直近の結果で健康影響への起因性は見られないものの、次回は五年後に検査されると承知している。

それまでの間、住民の健康不安を拭うためのフォローや相談機関の設置は不可欠だと言えるが、とりわけ、いわゆるバイオモニタリングは重要だと考える。

1 吉備中央町に加え摂津市での市民主体の血液検査でも、PF OA等の高い値が報告されていると承知している。政府としてそうした事象を継続して経過観察するべきでないか。

2 政府は、バイオモニタリングの必要性、そこから得られる知見の活用をどう考えるか。またそれに見合うフォローアップ体制のあり方についてはどう考えるか。

3 血液検査の費用について、一検体(七物質)で約十七万円を要する検査もあると承知している。いずれにしても高額負担であり、自治体または企業任せにせず、政府も何らかの費用負担をすべきでないか。

4 政府は、追加的血液検査の実施と費用負担をすべきでないか。PF ASは現在、労働安全衛生法上の特定化学物質ではない。さらに、特定健診の対象にもなっておらず、ゆえに職業暴露上のデータも残されていないと承知している。

他方、米国ではPF AS関連物質を扱うであろう消防隊員については、防護具着用などの暴露防止対策を一層強めている。加えて、二〇一八年にいわゆる消防士が登録法を制定し、がんのリスクに備え消防士の情報を収集するための任意の登録制度を設けていると承知している。

また、米国防省所属消防士についても、「職業医療検査―医療観察及び医療の適格性認定」(Occupational Medical Examinations: Medical Surveillance and Medical Qualification)と二〇二二年七月二十七日発行、二〇二四年四月五日に更新されたマニュアルに基づき、任意のPF AS血液検査を実施している

と承知している。この検査結果は、当該消防士の職業健康記録に記録され、医療観察手順は適用しないまでも、従事される方ご自身が暴露状況を把握する上でも重要であるといえる。

一方、日本国内の消防機関ではいまだにPF OAは七・四万リットル、自衛隊関連施設では四万リットル残っており、職業暴露も起こりうる可能性があると考ええる。

政府は、米国の取組などを参考に予防的措置はとりつつ、同時に消防士や自衛官、また、空港における飛行機等整備や作業従事者なども含め血液検査の実施と長期フォローに取り組むべきではないか。

五 在日米軍基地周辺でもPF AS、特にPF OS汚染が判明しており、基地内でのPF ASを含む泡消化剤の長期使用が原因といわれている。米国の報道によれば、米軍退役軍人省が、海外の米軍基地でPF ASに暴露した可能性のある退役軍人を対象に血液検査を開始したというところが、二〇二四年十二月十三日に開催された防衛省と全駐留軍労働組合との団体交渉で言及された。また、日本人従業員については、十分な健康影響調査やフォローされていないとの指摘があったとされている。

1 同団体交渉の際、防衛省は環境省作成のPF OS及びPF OAに関する対応の手引き(第二版)に言及した上で、「PF OS等を含む泡消火薬剤を取り扱った可能性のある従業員の名簿の作成などについては、今般着手を始めたところだ」と回答したと承知しているが、本名簿の作成状況はどうなっているか。

2 同団体交渉の際、日本人従業員に対する健康診断でPF AS測定も含む血液検査の実施も要請されたと聞けが、政府においてそのような予定は検討されているか。

内閣衆質二一七第二〇三号
令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阿部知子君提出PF AS(有機フッ素化合物)対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出PF AS(有機フッ素化合物)対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「評価書で選ばれた論文」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、御指摘の「安全委員会の審議」の結果、「健康影響があるとするものが除外され」て、「評価書」にその他の論文のみが記載された「事実はあるか」との御質問であるとすれば、そのような事実はない。

二の1の前段について
お尋ねについて、食品安全委員会が、有機フッ素化合物に係る食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第十一条第一項に規定する食品健康影響評価を行い、令和六年六月に「評価書」有機フッ素化合物(PF AS)を取りまとめる中で、御指摘の「こうしたPF ASを扱う労働者の職業暴露」に関するものと考えられる論文としては、八編の論文を参照しているところ、当該論文については次のとおりである。
平成十九年発行の「International Archives of Occupational and Environmental Health」に掲載された「Assessment of lipid, hepatic, and thyroid parameters with serum perfluorooctanoate (PF OA) concentrations in fluorocemical production workers」

平成二十四年発行の「Environmental Science & Technology」に掲載された「Association of perfluorooctanoic acid with HDL cholesterol and circulating miR-26b and miR-199-3p in workers of a fluorochemical plant and nearby residents」 同年発行の「American Journal of Epidemiology」に掲載された「Cohort mortality study of workers exposed to perfluorooctanoic acid」 平成二十六年発行の「Occupational and Environmental Medicine」に掲載された「Mortality and cancer incidence in ammonium perfluorooctanoate production workers」 平成二十八年発行の「Scientific Reports」に掲載された「Occurrence, temporal trends, and half-lives of perfluoroalkyl acids (PFAs) in occupational workers in China」 令和四年発行の「Environmental Research」に掲載された「Perfluoroalkyl substance mixtures and cardio-metabolic outcomes in highly exposed male workers in the Veneto Region: A mixture-based approach」 同年発行の「Environment International」に掲載された「Antibody response to COVID-19 vaccines among workers with a wide range of exposure to per- and polyfluoroalkyl substances」 同年発行の「Environmental Pollution」に掲載された「Plasma perfluoroalkyl substance exposure and incidence risk of breast cancer: A case-cohort study in the Dongfeng-Tongzi cohort」 二の1の後段について お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、食品安全委員会は、食品安全基本法第二十三条の規定に基づき、食品健康影響評価を行うこと	等を所掌しており、御指摘の「職業暴露」の評価については所掌していないところ、二の1の前段についてで示した論文の「特徴」についての「お求め、評価は行っていない。」 二の2について 御指摘の「潜在性のリスク評価」を労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十七条の三第一項の規定による危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)と解すれば、これに関するお尋ねの「取組」として、例えば、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第九十一号)による改正後の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第五百七十七条の二第一項の規定において、事業者に対し、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物(同規則第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。)に労働者がばく露される程度を最小限度にすることを義務付けた上で、当該義務に基づき事業者の措置が適切に講じられるよう、令和五年四月二十七日に、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成二十七年九月十八日付け基発〇九一八第三号厚生労働省労働基準局長通知別添二)の一部を改正し、リスクアセスメント等の適切かつ有効な実施の手順等について、周知したところである。 二の3及び4並びに四について お尋ねについて、御指摘の「PFAS」の「職業暴露」による「健康影響」の「調査」、「血液検査」等に関しては、令和七年三月十三日の参議院環境委員会において、浅尾環境大臣が「PFASによる健康影響については、(中略)血中濃度と健康影響の関係性の研究を推進することが重要と考えており、こうした考えの下、国内外	の知見の収集を推進するとともに、関連する調査研究を更に推進してまいりたいと考えております。」と答弁したとおり、国内外の知見の収集を推進するとともに、関連する調査研究を更に推進することとしているところ、御指摘のような「調査」についても、こうした知見の収集等を行いながら、必要に応じ検討することとしており、現時点において、「追加検査を実施する仕組みなど」を「確立すべき」及び「血液検査の実施と長期フォローに取り組むべき」段階にはないと考えている。 三の1について お尋ねについて、二の3及び4並びに四についてで述べたとおり、御指摘の「PFAS」による「健康影響」について、国内外の知見の収集を推進するとともに、関連する調査研究を更に推進することとしているところ、こうした知見の収集等の一環として、御指摘の地方自治体における取組についても、引き続き注視してまいりたい。 三の2について お尋ねについて、二の3及び4並びに四についてで述べたとおり、御指摘の「PFAS」による「健康影響」について、国内外の知見の収集を推進するとともに、関連する調査研究を更に推進することとしているところ、御指摘の「それに見合うフォローアップ体制」が具体的にどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、御指摘の「バイオモニタリングの必要性、そこから得られる知見の活用」及びその「あり方」については、こうした知見の収集等を行いながら、適切に検討してまいりたい。 三の3及び4について お尋ねについては、令和七年三月十三日の参議院環境委員会において、浅尾環境大臣が「一部の地方自治体においては、住民の方々の健康支援や不安軽減のため、自治体の判断としてお	住まいの住民に対して血液検査を実施することとしたものと承知しております。一方、PFASによる健康影響については、地方公共団体が既存統計の活用による地域の傾向把握に取り組むとともに、既存の健診の定期受診を推進することが望ましいと考えております。また、PFASに対する総合的、総合戦略検討専門家会議によると、現時点での知見では、血中濃度と健康影響の関係性についての評価は困難であるとしております。したがって、現時点で血液検査自体を目的とした支援を行う予定はございません。」と答弁したとおりである。 五の1について お尋ねについては、現在、鋭意作成の作業を進めているところである。 五の2について お尋ねについて、御指摘の「血液検査」に関しては、二の3及び4並びに四についてで述べたとおり、国内外の知見の収集を推進するとともに、関連する調査研究を更に推進することとしているところ、現時点において、駐留軍等労働者に対する御指摘の「血液検査の実施」の「予定」について、具体的に検討を行う段階にはないと考えている。 令和七年五月二十六日提出 質問 第一一〇四号 がんの早期発見における犬の活用に関する質問主意書 提出者 大西 健介 がんの早期発見における犬の活用に関する質問主意書 がんの早期発見は治癒の可能性を高め、死亡を減らすために非常に重要である。鋭敏な嗅覚を利用して、人間の呼吸や尿からがん特有の臭いを嗅ぎ分け、がんの早期発見に役立てるために訓練された犬(以下「がん探知犬」)の活用によりがんの早
---	--	--	---

期発見が可能であるという報告が学会においてなされている。がん探知犬を用いた検査は、肉体的苦痛や時間的拘束がなく、利便性が高いと考える。そこで、以下について政府に対し質問する。

一 がん探知犬に対する現状認識について

1 がんの早期発見を目的としたがん探知犬の活用について、政府として科学的有効性を認めるか。

2 がん検診の予備的検査にがん探知犬を活用することは、がんの早期発見に有効ではないか。

3 諸外国において、がん探知犬活用の事例があると承知している。政府は諸外国におけるがん探知犬活用事例をどの程度把握しているか。

4 犬の鋭敏な嗅覚の活用事例として、麻薬取締りや事件捜査では日本においてもすでに大を活用していると認識している。このような活用事例はどのような科学的エビデンスに基づき行われているのか。

二 がん探知犬の科学的有効性を明らかにするエビデンスを得るために、厚生労働科学研究等で研究を実施してはどうか。

内閣衆質二一七第二〇四号

令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員大西健介君提出がんの早期発見における犬の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出がんの早期発見における犬の活用に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについて、御指摘の「科学的有効性」に

ついては、学会等においてもコンセンサスが得られているとは承知しておらず、政府として現時点での「科学的有効性」の評価を行っていない。

一の2について

御指摘の「予備的検査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「がん検診」の前に「がん探知犬を活用すること」についての御質問と理解すれば、いずれにせよ、一の1についてでお答えしたとおりである。

一の3について

御指摘の「諸外国におけるがん探知犬活用事例」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「諸外国におけるがん探知犬活用」に係る研究の報告があることは把握しているが、「諸外国」の政府における「がん探知犬活用」の施策の「事例」は把握していない。

一の4について

お尋ねの「どのような科学的エビデンスに基づき行われているのか」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、長年にわたり、税関では麻薬の摘発、都道府県警察では被疑者及び行方不明者の捜索等において、御指摘の「活用」の実績があることを踏まえ、現在においても、これらにおいて「活用」しているところである。

二について

御指摘の「厚生労働科学研究等で研究」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「がん探知犬の科学的有効性を明らかにするエビデンスを得るため」の「研究」については、現時点において「厚生労働科学研究」での「実施」にはなじまないと考えている。なお、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施している革新的がん医療実用

化研究事業において、「がんの診断・治療技術開発に関する研究」等が公募により行われていると承知しており、御指摘の「研究」についても当該事業への応募が排除されるものではない。

令和七年五月二十七日提出
質問 第二一〇 五号

米国からの頭脳流出に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

米国からの頭脳流出に関する質問主意書

本年一月の米国トランプ政権誕生以降、同政権は米国内の大学や国立の研究機関等に支出する予算の大幅な削減を行っている。これにより、各研究機関においてはこれまで行われてきた高度で先進的な研究を縮小せざるを得ない事態に陥っていると巷間言われており、英国の科学誌ネイチャーによる米国の研究者千六百人以上を対象に実施された調査では、米国を離れることを検討している研究者の割合は七十五パーセントに上ったという。このような米国からの頭脳流出の状況に鑑み、以下質問する。

一 トランプ政権のこのような措置に対し、欧州連合や欧州諸国、中国などでは予算措置を講じる等して米国の研究者を受け入れる態勢を整えつつあるが、日本国内の大学や研究機関での米国の研究者の受入れの計画はあるのか、政府の把握するところを明らかにされたい。

二 近年、研究分野における日本の国際競争力の低下が指摘されているが、競争力強化のために日本の大学や研究機関に米国の研究者を積極的に受け入れるべきと考える。とりわけ、二〇二三年に「世界に冠たる『創造的復興の中核拠点』として設立された福島国際研究教育機構においては、米国の高度専門人材の積極的な受入れは同機構設立の理念にかなうものと考えているが、政府の見解を明らかにされたい。

三 トランプ政権は米国ハーバード大学の留学生

の受入認定を取り消し、在学中の留学生についても他の大学に転出しなければ米国での滞在資格を失う措置を講じるとの発表を行った。同大学には、約二百六十人の日本国籍を有する留学生や研究者が在籍しているとのことであるが、これらの留学生や研究者の研究活動継続のための支援としてどのようなことが考えられるか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二〇五号

令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出米国からの頭脳流出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出米国からの頭脳流出に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日本国内の大学や研究機関での米国の研究者の受入れの計画」については、政府として網羅的には把握していないが、例えば、東北大学等において、米国の研究者の受入れについて検討を進めていることは承知している。

二について

福島国際研究教育機構については、「福島国際研究教育機構基本構想（令和四年三月二十九日復興推進会議決定）において、「福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるもの」とともに、・・・我が国の科学技術力の強化を牽引し、・・・我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、・・・世界に冠たる『創造的復興の中核拠点』を目指す」及び「福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する」とし

ていることを踏まえ、同機構において、国内外の優秀な研究者の確保を進めているところであり、お尋ねの「米国の高度専門人材」もその対象に含まれるものと考えている。

三について

お尋ねについては、日本人の留学生及び研究者に不利益を生じさせないようにする観点から、米国政府に対して、御指摘の「米国ハーバード大学の留学生の受入認定を取り消し、在学中の留学生についても他の大学に転出しなければ米国での滞在資格を失う措置」の詳細について情報提供を求めているところであり、この結果等を踏まえつつ必要な対応を検討しているところであるため、予断をもってお答えすることは差し控えたいが、現時点においては、例えば、日本の大学に対して米国の大学に在籍する留学生の受入れ等の実施可能な支援策について検討を依頼しており、こうした支援策に係る情報の公表等を行うことを考えている。

令和七年五月二十七日提出
質問 第一〇六号

経済財政運営に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

経済財政運営に関する質問主意書

政府は昨年六月二十一日閣議決定した、経済財政運営と改革の基本方針二〇二四（いわゆる骨太二〇二四）において、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、今後の金利のある世界において、国際金融市場の動向にも留意しつつ、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性確保へとつながるようその基調を確かなものとしていく。そのため、二〇二五年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すし、経済再生と財政健全化を両立させ

令和七年六月十日 衆議院会議録第三十三号

議長長の報告

る歩みを更に前進させる。経済あつての財政であり、現行の目標年度を含むこれらの目標により、状況に応じたマクロ経済政策の選択が求められる。必要ない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済を成長させ、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じて必要な検証を行うていく」とし、こうした方針に沿って経済財政運営を行っていくとされている。また、本年一月に内閣府が公表した、中長期の経済財政に関する試算において国・地方の基礎的財政収支（以下、「P B」という）対GDP比は、成長率を最も低く見積もっている「過去投影ケース」においても黒字化されるものとされているところ、以下質問する。

一 米国のトランプ政権による関税措置の影響など、骨太二〇二四策定後に新たに生じた内外の経済情勢により日本の経済財政運営も少なからぬ影響を受けているものと考えられるが、骨太二〇二四で記された二〇二五年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す方針に変わりはないか。また、実際にその達成は可能と考えるか。

二 中長期の経済財政に関する試算では、二〇二六年度の国・地方を合わせたP B黒字化が達成できるとされているが、その達成は可能と考えるか。

三 石破茂内閣総理大臣は、本年五月十九日の参議院予算委員会で日本の財政状況について問われ、「我が国の財政状況は間違いなく極めてよろしくないと、ギリシャよりもよろしくないといい状況でございます」と答弁しているが、日本の経済財政運営はこの石破総理の認識に基づき行っているのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二〇六号
令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出経済財政運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員櫻井周君提出経済財政運営に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、政府の財政健全化目標について、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」（令和六年六月二十一日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政新生計画」において、二〇二五年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すし、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」としているところ、令和七年一月に内閣府が経済財政諮問会議に提出した「中長期の経済財政に関する試算」（以下「一試算」という。）では、試算の時点で利用可能なデータや関連する政策の方針等を反映し、二〇二五年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す方針等を反映し、二〇二五年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指すこととしており、現時点でお答えすることは困難である。

二について

一 試算では、二〇二六年度の国・地方を合わせたP B黒字化は黒字化となるとの見込みを示したが、令和七年夏に公表を予定している「中長期の経済財政に関する試算」において、試算の時点で利用可能なデータや関連する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を改めて示すこととしており、現時点でお答えすることは困難である。

二 試算では、二〇二六年度の国・地方を合わせたP B黒字化は黒字化となるとの見込みを示したが、令和七年夏に公表を予定している「中長期の経済財政に関する試算」において、試算の時点で利用可能なデータや関連する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を改めて示すこととしており、現時点でお答えすることは困難である。

三 試算では、二〇二六年度の国・地方を合わせたP B黒字化は黒字化となるとの見込みを示したが、令和七年夏に公表を予定している「中長期の経済財政に関する試算」において、試算の時点で利用可能なデータや関連する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を改めて示すこととしており、現時点でお答えすることは困難である。

四 試算では、二〇二六年度の国・地方を合わせたP B黒字化は黒字化となるとの見込みを示したが、令和七年夏に公表を予定している「中長期の経済財政に関する試算」において、試算の時点で利用可能なデータや関連する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を改めて示すこととしており、現時点でお答えすることは困難である。

五 試算では、二〇二六年度の国・地方を合わせたP B黒字化は黒字化となるとの見込みを示したが、令和七年夏に公表を予定している「中長期の経済財政に関する試算」において、試算の時点で利用可能なデータや関連する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を反映したP B黒字化を実現する政策の方針等を改めて示すこととしており、現時点でお答えすることは困難である。

令和七年五月二十七日提出
質問 第一〇七号

スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問主意書

二〇一八年に発覚したスルガ銀行不正融資事件

においては、同年に金融庁が業務改善命令を発出したものの、投資用のアパート・マンション(以下、「アバマン」という)問題に関してはいまだに被害者の救済が十分に進んでいない状況があるところ、以下質問する。

一 二〇二五年五月十三日に金融庁はスルガ銀行に対し銀行法第二十四条第一項に基づく報告徴求命令を発出したが、政府は今後この命令に基づきどのような対応を考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 アバマン問題については、過去の第三者委員会報告書でも「組織的不正」が指摘されているにもかかわらずスルガ銀行は依然として「個別対応」に終始し、被害者の包括的救済には踏み出していないと考える。この点につきどのように是正を促していくのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 金融庁は「銀行と被害者の対話を促している」としているが、被害者側は行員の関与を証明するために必要な資料を得られていないと承知している。このような状況の下で被害者に立証責任を負わせるのは極めて不公平であると考え、政府の見解はどのようなものか。

四 スルガ銀行に対する業務改善命令発出から七年が経過しているところ、不正融資被害者はいつ終わることも知れない苦しみの中に長らく置かれている。こうした状況に鑑み、問題の早期解決と被害者救済に向け金融庁による更なる措置は不可欠と考えるが、政府の見解はどのようなものか。

内閣衆質二一七第二〇七号
令和七年六月六日

衆議院議長 額賀福志郎殿 内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員櫻井周君提出スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問に対する答弁書

一について

金融庁としては、御指摘の「アバマン」問題の早期解決に向けた対応を強く促していくため、スルガ銀行株式会社(以下「銀行」という。)に対して、令和七年五月十三日付けで、銀行法昭和五十六年法律第五十九号第二十四条第一項の規定に基づく報告を求め、同月三十日付けで、当該報告を受けたところである。銀行において、「アバマン」問題の早期解決に向けた対応が取られているかどうかを含め、当該報告の内容を確認の上、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

二について

お尋ねの「個別対応」に終始し、被害者の包括的救済には踏み出していない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「被害者」と銀行との間で民事調停や民事訴訟等の手続が進められていると承知しており、一義的には当事者間において解決されるべき事柄であると考えている。

金融庁としては、銀行の不正融資等に関して、銀行に対し、平成三十年十月五日付けで、銀行法第二十六条第一項の規定に基づく業務改善命令を発出し、当該命令を踏まえた銀行の改善状況を確認しているところである。今後の対応については、一についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねについては、御指摘の「被害者」と銀行との間で民事調停や民事訴訟等の手続が進めら

れていると承知しているところ、これらの手続における資料の収集等については、御指摘の「立証責任」に関するものを含め、それぞれの手続に関する定め等に基づいて当事者において行われるべきものと考えている。

四について

金融庁としては、銀行の不正融資等に関して、銀行に対し、平成三十年十月五日付けで、銀行法第二十六条第一項の規定に基づく業務改善命令を発出し、当該命令を踏まえた銀行の改善状況を確認しているところである。その上で、一についてでお答えしたとおり、銀行において、「アバマン」問題の早期解決に向けた対応が取られているかどうかを含め、同法第二十四条第一項の規定に基づく銀行からの報告の内容を確認の上、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

令和七年五月二十八日提出
質問 第一一〇八号

判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問主意書

令和七年五月二十六日付の日本経済新聞朝刊において、経済産業省知的財産政策室長が、「俳優らが求める声の権利」については判例の蓄積を待つことにした」と発言し、いわゆる声の権利について、法改正や指針の策定を行わず、判例の蓄積を待つ方針を明らかにしたと報じられた。

一方で、生成AIの進展により、声優や俳優の声を模倣・合成し、本人の許可なく使用する行為が急速に広がっており、人格的・経済的権利の侵害が深刻化していると承知している。にもかかわらず、政府が制度整備を行わず、民事訴訟による判例の蓄積に委ねる姿勢を取ることは、実効的な

救済手段を政府が主体的に整備していないとの懸念を生じさせていると考える。

よって、以下の点について政府に質問する。

一 政府は前記発言を把握していたか。また、その発言内容は政府全体としての正式な方針に基づくものか、見解を示されたい。

二 声の権利に関する制度的対応として、法令や指針による明示的整理を行わず、司法判断の集積をもって社会的ルールの形成を期待するという考え方には、実効性・予見可能性・被害者負担の面で課題があると考え、政府の見解を示されたい。

三 裁判による権利の形成は、時間を要するうえ、事実ごとの個別性により判断に一貫性を欠くおそれがあり、判例に依拠した保護体系では、当該権利が未確立の段階にある間、被害の抑止も救済も困難となると考える。このような状況を踏まえ、政府は制度的整理を前提とせず司法判断に委ねる姿勢を適切と考えるか、見解を示されたい。

四 キャラクターの声が生成AIにより模倣・使用される場合、その声は声優の人格的権利であると同時に、作品や企業が管理するキャラクターの商品的価値とも不可分に関係しており、声優単独では訴訟を起こしにくい構造的制約がある。特に、キャストینگや契約関係を継続する必要がある立場の表現者にとって、訴訟提起は現実的に選びにくい選択肢となり得ると考える。この点について、政府の認識を示されたい。

五 前記のような構造的制約やリスクを踏まえず、提訴を通じて判例を蓄積するとの方針を打ち出すことは、制度整備責任の先送りに等しいとの批判が生じると考えられるが、政府の見解を示されたい。

六 声優や俳優等による個別訴訟の困難性を軽減する観点から、(1)業界団体や職能団体による代

理訴訟の制度化、(2)本人特定を避けた匿名性の高い手続の導入、(3)裁判を経ずに申立てが可能となる行政手続(相談窓口や是正勧告制度など)の整備について、政府の検討状況をそれぞれ示されたい。

財エコシステムの再構築と「新たなクールジャパン戦略」の推進に向けて(「令和六年六月四日知的財産戦略本部決定」を踏まえ、令和七年三月二十五日の産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会において肖像と声のパブリシティ価値」に関する法における考え方を整理の上、公表したところであり、また、同省及び関係府省庁において、法、関連法令及び裁判例における考え方の整理を行い、その内容の周知を進めていくこととしており、御指摘のよう

べたとおり、政府として、御指摘の「生成AI」による「声優や俳優の声」の「模倣・合成」に関する制度整備について、権利侵害等の状況を踏まえながら必要な検討を行っていく考えであり、その検討を行う上で、法、関係法令及び裁判例における考え方の整理を行い、その内容の周知を進めていくこととしている。

活用の推進に関する法律が成立したが、同法は民間事業者に対して努力義務を課すにとどまり、罰則規定を含まない、いわゆるソフトローとしての性格を有していると承知している。AIが急速に社会に浸透しつつある現状において、このような法制のままで国民の安全と人権を守るのか、再考を要すると思われる。

内閣衆質二一七第二〇八号
令和七年六月六日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政府は前記発言を把握していたか」の趣旨及び「政府全体としての正式な方針に基づくもの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「発言」については、経済産業省経済産業政策局産業組織課知的財産政策室長が、同室の所掌事務の範囲内において、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号。以下「法」という。)を所管する立場から、一般論として、声優等の声に関わる裁判例の動向を注視していくという趣旨で述べたものである。

二、三及び五について

御指摘の「生成AI」による「声優や俳優の声」の「模倣・合成」に関する「制度整備」については、政府として、権利侵害等の状況を踏まえながら必要な検討を行っていく考えであり、例えば、経済産業省において、「知的財産推進計画二〇二四」イノベーションを創出・促進する知

四について

お尋ねの「キャストینگや契約関係を継続する必要がある立場の表現者」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、御指摘の「権利の侵害」の「実効的な救済手段」の在り方については個別の事案や当事者の状況に応じて異なることから、お尋ねの「訴訟提起は現実的に選びにくい選択肢となり得る」か否かについて一概にお答えすることは困難である。

お尋ねの「個別訴訟の困難性」については、四について述べたとおり、御指摘の「権利の侵害」の「実効的な救済手段」の在り方については個別の事案や当事者の状況に応じて異なることから、政府として、これまで、お尋ねの具体的な方策については検討していないが、いずれにせよ、御指摘の「生成AI」による「声優や俳優の声」の「模倣・合成」に関する権利の適切な保護が図られるよう、二、三及び五について述べ

令和七年五月二十八日提出
質問 第二一〇九号

会話型生成AIに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

会話型生成AIに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問主意書

生成AI、とりわけ自然言語による対話が可能な会話型生成AI(ChatGPT, Gemini, Character AI等)は、その利便性と親和性から、青少年を含む幅広い層に急速に普及している。

一方で、これらのAIとの過度な対話がいわゆる「AI中毒」やいわゆる「AI誘発性心理反応」と呼ばれる状態を引き起こす事例が、国内外において報告されている。たとえば、米国ではいわゆるチャットボットに深く依存した未成年者が自殺に至った事例が報道されており、また、発達障害傾向のある少年が会話型生成AIとのやり取りを通じて自傷行為に至ったとする訴訟も提起されている。いずれも会話型生成AIの発言内容が重大な影響を及ぼしたとされており、民間AI事業者の責任のあり方が問われていると承知している。

また、台湾や中国でも、孤独感を抱えた若者がAIチャットに没入し、実社会との接点を失う例が報告されており、心理的・社会的な孤立や逸脱的行動の誘発といった深刻な懸念が示されていると考える。

なお、本年、人工知能関連技術の研究開発及び

一 実態把握と省庁連携について

1 現在、政府は会話型生成AIとの過度なやり取りに起因する心理的依存の実態をどのように把握しているかを示した上で、年齢別、性別、職業別などを含めた統一的な全国調査を今後実施する予定はあるか回答されたい。

2 この問題に関して、厚生労働省、文部科学省、総務省、消費者庁など関係府省庁の間で定期的な連絡会議や政策協議の枠組みは存在するか。存在しない場合、今後設ける予定はあるか回答されたい。

二 利用者に対する法的責任と開発企業・プラットフォームの規律について

1 会話型生成AIによって生成された発言が誤情報、性的・暴力的内容、人権侵害的言説などに該当し、それが利用者に精神的なダメージや社会的影響を与えた場合、開発企業や運営主体に対して、民事的・刑事的責任を問うことは現行法制上どこまで可能か。とりわけ、(1)成年の利用者に対する影響の場合と、(2)未成年の利用者に対する影響の場合とで、政府はそれぞれどのように責任のあり方や制度的限界を認識しているか。

2 成年と未成年の違いを踏まえた上で、必要な制度整備についてどのように構想しているか。

3 アプリケーションを配信・仲介するプラットフォーム事業者(Google, Apple

e Storeなどが、問題ある生成AIアプリを野放しにしている場合、その責任や監督のあり方をどのように考えるか。

三 国際的ルールと比較法的観点からの評価について

1 欧州連合で策定されたいわゆるAI法や、米国・中国におけるAI規制との比較において、日本のAI規制の立ち位置と課題をそれぞれどのように認識しているか。

2 AIについての国際的なガイドライン策定への日本政府の関与状況と、国内法制への反映予定をそれぞれ明らかにされたい。

四 教育・啓発及び専門家との連携体制について

1 学校教育におけるいわゆるAIリテラシー教育の現状と今後の拡充方針について、政府の具体的な取組をそれぞれ示されたい。

2 保護者が子どものAI利用を適切に把握し、親子間の対話を促すための啓発活動や支援ツールの整備について、政府は今後のように推進するか。

3 精神科医、公認心理士、教員、ICT専門家などによるガイドライン策定、相談体制、医療連携の必要性について、政府としての対応方針をそれぞれ示されたい。

五 政府の立法姿勢とソフトウェアに関する認識について

1 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律は努力義務を課すものであり、法的拘束力を有する規制ではない。同法が会話型生成AIに起因する心理的依存や社会的孤立、対人関係能力の低下などの社会的影響に対して、どれほどの実効性を持ち得ると考えるか。

2 会話型生成AIによる精神的被害や社会的孤立など深刻な影響が確認された場合、罰則を含む法的拘束力のある規制への転換を検討する考えはあるか。

六 社会的影響と不安定化リスクについて

1 AIへの過度な依存が、社会的孤立、実社会との断絶、対人関係能力の低下、犯罪への誘導など、社会不安の増大に結びつくおそれがあるとの指摘があるが、政府はどのように認識しているか。

2 こうしたAIとの擬似的交流の拡大が、家族関係や地域社会のつながりに与える影響について、政府としての調査・分析及び対策の必要性をそれぞれどのように評価しているか。右質問する。

内閣衆質二一七第二〇九号
令和七年六月六日

内閣総理大臣 石 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出会話型生成AIに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出会話型生成AIに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問に対する答弁書

一及び六について

お尋ねの「会話型生成AIとの過度なやり取りに起因する心理的依存」並びに「AIへの過度な依存が、社会的孤立、実社会との断絶、対人関係能力の低下、犯罪への誘導など、社会不安の増大に結びつくおそれがあるとの指摘」及び「こうしたAIとの擬似的交流の拡大が、家族関係や地域社会のつながりに与える影響」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、人工知能関連技術(人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和七年法律第五十三号。以下「AI法」という。))第二条に規定する人工知

能関連技術をいう。以下同じ。)を過度に用いることによる人の心身への影響その他の人工知能関連技術の活用が社会に及ぼす影響については、必要に応じ、関係府省庁が連携しつつ、情報収集を行うとともに、その結果を踏まえ必要な対応を検討してまいりたい。

二について

お尋ねの「会話型生成AIによって生成された発言が誤情報、性的・暴力的内容、人権侵害的言説などに該当し、それが利用者に精神的なダメージや社会的影響を与えた場合」、「必要な制度整備」及び「問題ある生成AIアプリを野放しにしている場合」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「日本のAI規制の立ち位置と課題」及び「AIについての国際的なガイドライン策定」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、AI法第十三条及び第十七条に規定されているとおり、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際的な規範の策定に積極的に参画するとともに、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずることとしており、他国の動向も踏まえながら、必要な施策を検討してまいりたい。

四の1について

お尋ねの「AIリテラシー教育」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、小学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十三号)、中学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十四号)及び高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省告示第六十八号)(以下「小学校学習指導要領等」という。))において、情報モラルを含む情報活用能力の育成を図ることとしている。また、文部科学省に

おいて、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」(令和六年十二月二十六日公表)を策定し、その周知を行っているところである。

さらに、小学校学習指導要領等に示す情報活用能力の向上を図るための今後の方策については、中央教育審議会における審議を踏まえつつ、検討することとしている。

四の2及び3について

お尋ねの「保護者が子どものAI利用を適切に把握し、親子間の対話を促すための啓発活動や支援ツールの整備」及び「精神科医、公認心理士、教員、ICT専門家などによるガイドライン策定、相談体制、医療連携」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、AI法第十五条において「国は、国民が広く人工知能関連技術に対する理解と関心を深めるよう、人工知能関連技術に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、子供を含む国民の人工知能関連技術の適正な利用に関する普及啓発等に努めてまいりたい。

五について

お尋ねの「会話型生成AIに起因する心理的依存や社会的孤立、対人関係能力の低下などの社会的影響」及び「会話型生成AIによる精神的被害や社会的孤立など深刻な影響」の意味するところが必ずしも明らかではないが、AI法については、AI法附則第二条において、「政府は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する諸施策についての国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されているところである。

令和七年五月二十八日提出
質問 第二一〇号

本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問主意書

二〇二五年五月、アメリカ合衆国では、本人の同意を得ないままインターネット上に投稿された性的な画像や動画（いわゆる「ディープフェイク」）を明確に連邦犯罪とし、SNS等のプラットフォーム運営事業者に対して四十八時間以内の削除義務を課す「Take It Down Act」が成立した。同法は、ＡＩ生成による性的被害への迅速な対応を目指した初の連邦レベルでの包括的法制度であり、国際的にも注目されていると承知している。

一方、日本では、ディープフェイクによる人格権・名誉権・プライバシーの侵害が急増しているにもかかわらず、それが実在しないものであることを理由に刑法・民法上の違法性が否定されたり、SNS事業者が自主的に削除に応じなかったりするケースも多く、制度の限界が露呈していると考ええる。

このような状況を踏まえ、以下の事項について政府の見解を問う。

一 前述のアメリカの法律では、ＡＩによって生成された性的なディープフェイク画像や動画の投稿に対して刑事罰を科すとともに、プラットフォーム事業者に四十八時間以内の削除義務を課している。これに倣い、日本でも削除義務を含む法制化を進める必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 現行のいわゆるプロバイダ責任制限法等の制

度に基づき、削除申請に対する大手SNS事業者の対応状況（平均的な削除完了時間、申請受理件数、拒否件数等）について、政府としてそれぞれ把握しているか。把握していない場合、その理由と今後の対応方針についてそれぞれ示されたい。

三 ＡＩにより生成された画像や動画が一度削除された後も、別アカウント・別URLから同一または類似画像が繰り返し投稿されるなど、被害者が恒常的な人格権侵害にさらされる実態があると承知している。このような再拡散を抑止するため、画像認識技術を活用したプラットフォーム側の自動検出・削除義務化を含む規制導入の必要性があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 ＡＩにより同意なく生成された動画や画像の問題は、肖像権、名誉権、プライバシー権、性的自己決定権など複数の法益にまたがっており、現行法の部分的改正では対応が困難と考えられる。ＡＩ時代に対応した新たな包括法の創設を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 日本国内に居住する日本人女性が、本人の同意なく生成された性的なディープフェイク画像を、アメリカのサーバー上に投稿されるという被害を受けた場合、現行法上、当該投稿者の処罰は可能か。また、当該画像の削除及び被害者救済の実効性を確保するために、政府が想定している国際捜査・司法共助及びプラットフォーム事業者との連携のあり方について明らかにされたい。

内閣衆質二一七第二一〇号

令和七年六月六日

衆議院議長 額賀福志郎殿 内閣総理大臣 石破 茂

令和七年六月十日 衆議院会議録第三十三号 議長長の報告

衆議院議員八幡愛君提出本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問に対する答弁書

一及び三について

SNS等を提供する事業者がいかなる場合に御指摘の「インターネット上に投稿された性的な画像や動画」を削除する措置を講ずるか及び当該措置としていかなる手段をとるかについては、個別の事案に応じて当該事業者が自ら判断すべき事柄であると考えているが、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三十七号。以下「法」という。）において、法第二

条第十四号に規定する大規模特定電気通信役務提供者以下「大規模特定電気通信役務提供者」という。）に対し、同条第一号に規定する特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、同条第八号に規定する侵害情報送信防止措置（以下「侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう当該情報に係る大規模特定電気通信役務提供者に申出があったときは、当該侵害情報送信防止措置を講じたか否かの結果を原則として七日以内に申出者に通知すること等を義務付けているところであり、政府としては、その取組状況の把握に努めてまいりたい。

二について

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）により新設された法第二十八条において、大規模特定

電気通信役務提供者は、法第二条第九号に規定する送信防止措置の実施状況等を公表しなければならぬこととされており、法第二十三条の申出を受け付けた件数、当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかった旨の通知をした件数等について公表することとしている。お尋ねの「今後の対応方針」については、まずは、当該公表の状況を把握しながら、検討してまいりたい。

四について

お尋ねの「同意なく」、「肖像権、名誉権、プライバシー権、性的自己決定権など複数の法益にまたがっており、現行法の部分的改正では対応が困難」及び「ＡＩ時代に対応した新たな包括法」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「日本国内に居住する日本人女性が、本人の同意なく生成された性的なディープフェイク画像を、アメリカのサーバー上に投稿されるという被害を受けた場合」及び「当該画像の削除及び被害者救済の実効性を確保するため」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であることから、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、後段のお尋ねについては、一般論として、捜査機関においては、我が国の刑事事件の証拠が外国に存在する場合は、必要に応じて当該外国に対して捜査共助を要請して証拠の提供を求めるなど、必要な捜査を行うものと承知しており、また、政府として、必要に応じて、SNS等を提供する事業者と意見交換の実施等を行っている。

令和6年 年次報告書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、令和6年6月1日から令和7年4月30日までである。

報告書の記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、表現上の工夫を加えている。

はじめに

本審査会は、令和 6 年 7 月に再び明らかとなった防衛省における特定秘密漏えい事案を受けて勧告を行いました。勧告の中で、防衛省に対し外部有識者の意見を踏まえた実効性のある抜本的な改善を求めました。

防衛省は、これまで外部有識者に特定秘密の内容に触れずに業務実態を伝えることは困難としてきましたが、実際には工夫すれば可能であることがわかり、有識者に業務実態を確認してもらい幅広い意見を得たことは、今後の改善措置にとって非常に有効なものであったと述べています。これは当審査会の重要な成果であったと考えております。

令和 6 年 10 月に行われた衆議院議員総選挙を経て、当審査会は野党委員が多数を占める新たな体制となりました。私は会長として与野党合意に基づいた丁寧な審査会運営に努め、充実した調査を行ってまいりました。

今後も各会派の委員と熟議の上、当審査会が十分な監視機能を果たせるよう、審査会の在り方についても検討してまいります。国民の知る権利に資する観点から役割を果たし、当審査会が引き続き国民から信頼されるよう努めてまいります所存であります。



衆議院情報監視審査会
会長

平藤 直也

目次

はじめに

第 1 情報監視審査会の活動概要等

1 報告書の趣旨及び対象期間	2
2 審査会の概要	2
(1) 構成	2
(2) 任務及び権限	3
(3) 保護措置	4
3 審査会の主な活動経過	5

第 2 調査の経過及び結果

1 調査の手法	10
(1) 調査対象	10
(2) 調査方法	10
(3) 資料提出及び資料要求	11
2 調査の概要	16
(1) 特定秘密保護制度全般に係る調査	16
ア 国会報告の概要	16
イ 独立公文書管理監報告の概要	31
ウ 主な質疑及び答弁の概要	33
(2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況に係る調査	39
ア 国家安全保障会議	39
イ-① 内閣官房 (国家安全保障局)	40
イ-② 内閣官房 (事態対処・危機管理担当)	41
イ-③ 内閣官房 (内閣情報調査室)	43
ウ 内閣府	48
エ 警察庁	50
オ 総務省	53
カ 法務省	55
キ 出入国在留管理庁	57
ク 公安調査庁	58

ケー① 外務省（大臣官房）	59
ケー② 外務省（総合外交政策局）	62
ケー③ 外務省（アジア大洋州局）	65
ケー④ 外務省（北米局）	70
ケー⑤ 外務省（欧州局）	72
ケー⑥ 外務省（領事局）	74
ケー⑦ 外務省（国際情報統括官組織）	75
コ 経済産業省	77
サ 海上保安庁	79
シー① 防衛省（防衛政策局）	81
シー② 防衛省（大臣官房）	84
シー③ 防衛省（整備計画局）	85
シー④ 防衛省（統合幕僚監部）	87
ス 防衛装備庁	88
(3) 令和5年「政府に対する意見」への政府の対応状況	91
3 勅告（防衛省における特定秘密漏えい事案等について）	105
(1) 経緯	105
(2) 調査	107
(3) 勅告	118
(4) 勅告の結果ととられた措置についての報告	123
(参考1) 防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勅告を受けて講じた措置に関する報告（令和7年4月8日）	131
(参考2) 特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）	137
4 政府に対する意見	150
(1) 政府に対する意見	150
(2) 政府に対する意見の理由及び背景	152
5 国際会議（G7 議会情報機関監視委員会合）	154
第3 審査の経過及び結果	157
第4 重要経済安全保障保護活用法の成立及びそれに伴う国会関係法規の改正	159

参考資料

I 関係法規	1
II 特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）	35
III 国会報告（令和6年6月18日閣議決定）の概要	36
IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表 （令和6年末現在）（内閣官房資料）	41
V 独立公文書管理監報告のポイント（令和6年6月24日）	44
VI 提示を受けた特定秘密一覧	45
VII 会長及び委員一覧	46
VIII 委員派遣・海外派遣一覧	50
IX 参考人一覧	52
X 活動経過	53

〈表 一 覧〉

《表 1-1》 指定行政機関等に対する要求資料一覧（令和6年6月12日）	11
《表 1-2》 情報保全監察室に対する要求資料一覧（令和6年6月12日）	14
《表 1-3》 指定行政機関等に対する要求資料（令和7年2月19日）	15
《表 2-1》 各行政機関の特定秘密指定件数（令和5年12月31日時点）	19
《表 2-2》 特定秘密の指定状況と該当分野（令和5年12月31日時点）	24
《表 2-3》 令和5年中に指定が解除された特定秘密一覧	25
《表 2-4》 令和5年中的適性評価の実施状況	25
《表 2-5》 指定行政機関、特定秘密文書の保有状況、適性評価実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表（令和5年）	26
《表 2-6》 令和5年中に廃棄された特定秘密文書（保存期間1年以上）	27
《表 2-7-1》 令和5年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数 （カイトライソの種類）	28
《表 2-7-2》 令和5年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数 （平成29年提出資料の種類）	29
《表 2-8》 行政文書不存在の特定秘密件数（令和5年末時点・行政機関別）	30

- ii -

- iii -

ケー① 外務省（大臣官房）……………	59
ケー② 外務省（総合外交政策局）……………	62
ケー③ 外務省（アジア大洋州局）……………	65
ケー④ 外務省（北米局）……………	70
ケー⑤ 外務省（欧州局）……………	72
ケー⑥ 外務省（領事局）……………	74
ケー⑦ 外務省（国際情報統括官組織）……………	75
コ 経済産業省……………	77
サ 海上保安庁……………	79
シー① 防衛省（防衛政策局）……………	81
シー② 防衛省（大臣官房）……………	84
シー③ 防衛省（整備計画局）……………	85
シー④ 防衛省（統合幕僚監部）……………	87
ス 防衛装備庁……………	88
(3) 令和5年「政府に対する意見」への政府の対応状況……………	91
3 勅告（防衛省における特定秘密漏えい事案等について）……………	105
(1) 経緯……………	105
(2) 調査……………	107
(3) 勅告……………	118
(4) 勅告の結果とられた措置についての報告……………	123
（参考1）防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勅告を （参考2）特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議 の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）……………	131 137
4 政府に対する意見……………	150
(1) 政府に対する意見……………	150
(2) 政府に対する意見の理由及び背景……………	152
5 国際会議（G7 議会情報機関監視委員会会合）……………	154
第3 審査の経過及び結果……………	157
第4 重要経済安全保障保護活用法の成立及びそれに伴う国会関係法規の改正……………	159

凡 例

年次報告書で使用している略称等の意味は、以下のとおりである。

(略称等は、50 音順に記載)

略 称 等	概 要
運用基準	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定) 〔巻末 参考資料 1 (6)〕
ガイドライン	「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定)。公文書管理法に基づき、政府が各省庁に文書の取扱いについて示す指針。
行政文書ファイル	行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの。
行政文書ファイル管理簿	行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿。
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書。
公文書監察室	内閣府公文書監察室。独立公文書管理監の下に設置されており、公文書管理法第 9 条第 3 項・第 4 項による行政機関に対する報告・資料の徴収、実地調査に関する事務及びこれらの措置の結果に基づいて行う同法第 31 条による勧告に関する事務を行う。
公文書管理法	「公文書等の管理に関する法律」(平成 21 年法律第 66 号)
国会報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」。政府は特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年 1 回、有識者の意見を付して国会に報告するものとなっている。
指定管理簿	〔巻末 参考資料 11〕 特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、施行令第 3 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとなっている。(運用基準 11 3 (5))

略 称 等

概 要

当審査会は、各年末時点において行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。 なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。 識別番号は、例えば国家安全保障会議であれば「安－1」のように記載し、冒頭の略称は以下の行政機関を示している。 安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、内＝内閣府、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、出＝出入国在留管理庁、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁	
指定行政機関	特定秘密保護法第 3 条第 1 項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。
指定書	特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準 11 3 (2))
情報保全監察室	内閣府情報保全監察室。独立公文書管理監の職務を助け、特定秘密保護法附則第 9 条に規定する独立した公正な立場において、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務(大臣官房公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。)を行う。
情報保全諮問会議	「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた意見を有する者」(特定秘密保護法第 18 条第 2 項)として、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する会議。特定秘密保護法第 3 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに附則第 3 条の規定に基づく意見のほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見を、内閣総理大臣に対して述べる。
適合事業者	物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。(特定秘密保護法第 5 条第 4 項)
特定行政文書ファイル等	行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの。(運用基準 V 1 (3))

略 称 等	概 要
特定秘密	行政機関の長が、①別表に該当する事項に関する情報であつて、②公になつていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるとして指定するもの。(特定秘密保護法第3条第1項)
特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書。
特定秘密保護法	「特定秘密の保護に関する法律」(平成25年法律第108号) (参末 参考資料Ⅰ(4)及びⅡ)
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。内閣府に設置されており、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う。
独立公文書管理監報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」。運用基準Ⅴ5(1)オにおいて、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。 (参末 参考資料Ⅴ)
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法の規定に基づき、内閣情報官が掌理することとなっている。
内閣保全監視委員会	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置される委員会。(運用基準Ⅴ1(2))
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程(平成26年6月13日議決)第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。
歴史公文書等	歴史資料として重要な公文書その他の文書。(公文書管理法第2条第6項)

第1 情報監視審査会の活動概要等

- 1 報告書の趣旨及び対象期間.....2
- 2 審査会の概要.....2
- 3 審査会の主な活動経過.....5

第 1 情報監視審査会の活動概要等

1 報告書の趣旨及び対象期間

衆議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、衆議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、毎年 1 回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（年次報告書）を作成し、会長から議長に提出することとしており、議長は、同条第 3 項に基づき、当該報告書を公表している。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置を講じた上で調査を行っており、その会議録を非公開としている（審査会規程第 29 条、第 30 条）。報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報は記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、従来、可能な限り「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行っており、本報告書もこの方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとってわかりやすい形で編集を行った。

本報告書は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までを対象期間としている。この期間中に、当審査会は 12 回開会した。

2 審査会の概要

(1) 構成

会 長	伊 藤 達 也 君 (自由民主党・無所属の会)
	田 村 憲 久 君 (自由民主党・無所属の会)
	中 西 健 治 君 (自由民主党・無所属の会)
	伊 藤 俊 輔 君 (立憲民主党・無所属)
	岡 田 克 也 君 (立憲民主党・無所属)
	本 庄 知 史 君 (立憲民主党・無所属)
	中 司 健 君 (日本維新の会)
	田 中 健 君 (国民民主党・無所属クラブ)
	(令和 7 年 4 月 30 日現在 ²⁾)

(2) 任務及び権限¹⁾

審査会は、①行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」し、②委員会等からの特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」するために設置された常設の機関である。

なお、特定秘密に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる（審査会規程第 9 条）。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおり。

ア 特定秘密の提出又は提示要求

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めたときは、その提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない（国会法第 102 条の 15 及び第 102 条の 17）。

イ 勧告

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ（国会法第 102 条の 16 第 1 項）、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる（同条第 2 項）。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる（同法第 102 条の 17 第 5 項）。

¹⁾ 本報告書 4 頁参照

²⁾ 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料 VII 46 頁参照

(3) 保護措置

審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密等の提出・提示を受けるに当たり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。国会法及び審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。

<審査会の保護措置>

- ・本会議の議決による委員の選任（審査会規程第3条）
- ・特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（審査会規程第4条）
- ・特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（審査会規程第31条）
- ・保護措置を講じた情報監視審査会での会議開催（審査会規程第11条）
- ・会議の原則非公開（審査会規程第26条）
- ・会議録の閲覧制限（審査会規程第29条）
- ・特定秘密の保管（審査会規程第27条）
- ・特定秘密の閲覧制限（審査会規程第28条）
- ・審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
- ・審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の4）



3 審査会の主な活動経過

国会 回次	年月日	主な経過
第二百十三回国会	令和6.6.11	審査会 令和5年年度報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議長 額賀福志郎君 副議長 海江田万里君 審査会後、会長から令和5年年度報告書を議長に提出した。
	6.18	会長は、本会議において、令和5年年度報告書についての報告を行った。
同 閉会中	7.11	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛省
	7.17	審査会 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告及びその結果とられた措置の報告要求を行うことに、協議決定した。 額賀議長を經由して、木原防衛大臣に対し、勧告及び報告要求を実施した。
	10.1	第214回国会（臨時会）召集 （会期9日間 10.9解散）
第二百十四回国会	10.4	審査会 会長を互選した。 田村 憲久君
	11.11	第215回国会（特別会）召集 （会期4日間 11.14まで）
第二百十五回国会	11.13	本会議において、情報監視審査会委員の選任を行った。 審査会 会長を互選した。伊藤 達也君

国会 回次	年月日	主な経過
	11.28	第 216 回国会（臨時会）召集 （会期 27 日間 12.24 まで）
	12.17	審査会 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）について、城内 國務大臣から説明を聴取した。 （委員外出席者） 議長 額賀福志郎君 副議長 玄葉光一郎君 國務大臣 城内 実君
第二百十六回国会	12.19	審査会 1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ソフト等 の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に 関する報告について政府参考人から説明を聴取した後、 質疑を行った。審査会 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保の ための検証・監察等について、政府参考人から説明を聴取した。 3 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した。 （委員外出席者） 内閣府副大臣 辻 清人君 （政府参考人） 内閣官房、独立公文書管理監及び防衛省
	令和 7. 1.24	第 217 回国会（常会）召集
	3.11	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、 質疑を行った。（政府参考人） 内閣官房、国家安全保障会議及び内閣府
第二百十七回国会	3.19	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、 質疑を行った。（政府参考人） 警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁

国会 回次	年月日	主な経過
	3.28	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、 質疑を行った。（政府参考人） 外務省
第二百十七回国会	4. 8	勧告の結果とられた措置について、額賀議長を経由して、中谷防衛大臣から報告書を受領した。
	4. 9	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況及び行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告について、政府参考人から説明を聴取した後、 質疑を行った。（政府参考人） 防衛省
	4.17	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、 質疑を行った。（政府参考人） 防衛省、防衛装備庁及び外務省

第2 調査の経過及び結果

1 調査の手法.....	10
2 調査の概要.....	16
3 勧告（防衛省における特定秘密漏えい事案等について）.....	105
4 政府に対する意見.....	150
5 国際会議（G7 議会情報機関監視委員会合）.....	154

第 2 調査の経過及び結果

1 調査の手法

(1) 調査対象

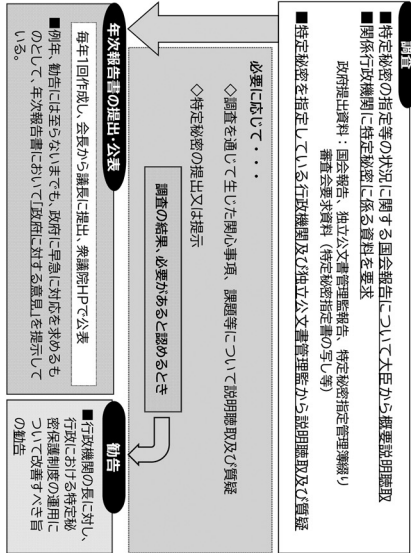
特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する 20 行政機関 (指定行政機関)⁴及び適性評価実施行政機関について調査を行った。まずこれらの行政機関に対して資料の提出を要求し、そのうち、実際に特定秘密の指定を行っている 13 行政機関から説明を聴取した。

《説明聴取の対象とした行政機関》

国家安全保障会議⁵、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

(2) 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。



⁴ 具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁の 20 行政機関である（令和 5 年末現在）。

⁵ 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

(3) 資料提出及び資料要求

ア 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りの提出

令和 6 年 6 月 18 日、特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）⁶が提出された。また、運用基準 V 5 (3) ⁴に基づき、審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された⁷。

イ 政府に対する要求資料

(7) 指定行政機関等に対する資料要求（令和 6 年 6 月 12 日）

令和 6 年 6 月 12 日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧（令和 6 年 6 月 12 日）

要求事項（資料名等）	
a 特定秘密の指定・解除等に関する資料	
① 特定秘密指定書の写し（令和 5 年末時点）	
② 特定秘密指定書及び特定秘密指定管理簿の記載事項について、各年末時点における前年からの変更点一覧表（令和元年末以降）	
③ 特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に不開示情報（黒塗り）が含まれる場合は、その判断となった理由	
④ 特定秘密の指定有効期間等に関する以下の資料	
ア 令和 5 年中に指定された特定秘密の指定有効期間決定の具体的理由及び令和 5 年中に指定有効期間の延長があった場合にはその具体的理由	
イ 令和 5 年中に指定を解除又は指定有効期間が満了した特定秘密につき、指定を解除した又は指定有効期間を延長しなかった具体的理由及び特定秘密から「省秘」等他の秘密区分へ変更したものも有無（秘密区分を変更した場合は具体的な区分の記載を含む）	
b 適性評価に関する資料	
⑤ 令和 5 年中に対象となった行政機関の職員等の内訳及びその合計数（部署別及び役職別の件数）	
⑥ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際に行っている者の実数につき、行政機関ごとの一覧表（令和 5 年末時点）	
⑦ 適性評価の対象となった従業者が存在する適合事業者の名称（令和 5 年末時点）と、当該適合事業者ごとの、令和 5 年中従業者に対して実施した適性評価の件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業者の数（令和 5 年末時点）	

⁶ 参 考 資 料 Ⅲ 36 頁 参 照

⁷ 運用基準 V 5 (3) ⁴ では、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

要求事項（資料名等） c 特定秘密文書関係（廃棄関係を含む） ⑧令和5年末時点における特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（指定された特定秘密ごと）[*] * 文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容について説明する資料 ⑨令和5年末時点における複数の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密（他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密を含まない）ことに従たる特定秘密を記載した資料 ⑩各行政機関が指定する特定秘密について、以下に掲げる項目についての件数を記載した資料（令和3年末、令和4年末及び令和5年末時点） * 〇を付したものは、複製を含む件数についても記載 ア 文書件数全体⑩ イ 保存期間別（1年以上、1年未満）内訳（保存期間1年以上のもので前年より文書件数が減少しているものがある場合にはその理由） 〇 ウ 保存期間1年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳 エ について、作成から30年を超えるものの該当・非該当別内訳 オ 廃棄件数総計（保存期間別及びその合計） ⑪他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密について、提供元の行政機関ごとにまとめた識別番号及び件数の一覧（令和5年末時点） * 複製を含む件数についても記載 ⑫作成から30年を超える特定秘密文書の名称を記載した資料 ⑬令和5年中に廃棄した特定秘密文書に関する次の資料 イ 保存期間1年未満の特定秘密文書の類型別件数を記載した資料 ウ 保存期間1年未満の特定秘密文書について、当該廃棄が「行政文書の管理に関するガイドライン」（令和6年2月9日一部改正）において「保存期間を1年未満とすることができる」ものとして例示されている類型のうち、「① 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」であること以外の理由で行われたものの名称を記載した資料 ⑭本資料提出時点における、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監査中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書及び当該特定秘密文書を保存する行政文書ファイルの件数、名称及びその廃棄理由 * 廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監査及び内閣府との廃棄協議の双方が終了済みで廃棄準備中の資料がある場合は今後の廃棄予定等 ⑮特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間1年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和5年中に廃棄又は移行されたものの件数、名称及びその廃棄理由を記載した資料	要求事項（資料名等） ⑯令和5年中に特定秘密を提供した適合事業者の名称と、適合事業者ごとの、提供した特定秘密の識別番号及び特定秘密文書件数並びに当該指定行政機関が適合事業者に提供した特定秘密文書の総数 d 特定秘密の管理関係 ⑰特定秘密に係る漏えい（適性評価未実施者への漏えい等、漏えいの範囲が当該行政機関内ににとどまった事案も含む）等の重大事案及び不適切な管理事案（過失を含む）について、事案の概要及び経過 * 本資料提出時点において把握している事案記載（調査中の事案を含む） e 特定秘密に関連する内閣関係 ⑱特定秘密の管理に係る内規及び新旧対照表（令和5年8月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る） ⑲適性評価の実施に係る内規及び新旧対照表（令和5年8月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る） ⑳特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す各行政機関の内規及び新旧対照表（令和5年8月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る）
---	---

^{*} 特定秘密の文書リストのうち、提出可能な文書名のみ提出された。

(4) 情報保全監察室に対する資料要求（令和 6 年 6 月 12 日）

特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、令和 6 年 6 月 12 日、情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧（令和 6 年 6 月 12 日）

要求事項（資料名等）
①各年度中における検証・監察の対象とした特定秘密の一覧（令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度） * 書面調査、ヒアリング及び現地調査等のそれぞれの実施の有無について記載
②各年度中における説明聴取及び現地調査の省庁別回数（令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度）
③各年度中における検証・監察の際に現認を行った特定秘密文書の一覧（令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度）
④③の各文書についての、①確認理由、②概要、③評価 * 「特定行政文書ファイル等」に関する検証・監察を行った特定秘密文書については、当該文書が「行政文書の管理に関するガイドライン」（令和 6 年 2 月 9 日一部改正）において保存期間を 1 年未満と設定することができる 7 類型のうちどれに該当するものであったかを記載
⑤各年度中における検証・監察を行った代表的事例案件についての経過（日時、実施内容等）（令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度）
⑥各年度中における独立公文書管理監及び情報保全監察室に対する連絡、通報等の件数とその概要（令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度）
⑦令和 5 年度中、独立公文書管理監が受けた特定秘密の不適切管理に係る各報告及び通報処理に係る各報告の、①各報告を受けた時期、②その概要 * 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）V 3(2)ア(イ)及び同 V 4(2)ア(イ)の規定に基づき、独立公文書管理監が各指定行政機関の長から受けた各報告の時期及びその概要を記載

(5) 指定行政機関等に対する資料要求（令和 7 年 2 月 19 日）

令和 7 年 2 月 19 日、政府における特定秘密文書等の管理状況をより具体的に把握するため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-3》指定行政機関等に対する要求資料（令和 7 年 2 月 19 日）

要求事項（資料名等）
○特定秘密が記録された文書等の作成、交付その他の取扱いの状況を管理するために備えている特定秘密文書等管理簿の様式副及び記載済み同管理簿の写し * 記載済みの同管理簿の写しは、指定、廃棄及び受領等による特定秘密文書等の増減の具体的な状況が把握できるものであり、かつ、各指定行政機関等において保存するものの中で、比較的多くの項目に記載があるものを 1 点選別

2 調査の概要

令和6年6月18日、当審査会は、国会法第102条の14等⁹の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領した。

当該国会報告については、特定秘密保護制度の運用に係る調査のため、12月17日、城内国務大臣から説明を聴取するとともに、同月19日、内閣官房（内閣情報調査室）の政府参考人から補足説明を聴取し、質疑を行った。

また、同日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に係る調査のため、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、令和7年3月11日以降、各行政機関から順次説明を聴取し、質疑を行った。

(1) 特定秘密保護制度全般に係る調査

ア 国会報告の概要¹⁰

〔報告の趣旨〕

特定秘密保護法第19条及び運用基準の規定に基づき、毎年1回、特定秘密の指定等の状況を政府が取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

〔対象期間〕

令和5年1月1日から12月31日までの1年間

〔特定秘密保護法における行政機関〕（対象期間未時点）

28 機関（網掛けは特定秘密の指定権限を有する20機関）

国家安全保障会議	内閣官房	内閣法制局	内閣府
国家公安委員会	警察庁	金融庁	消費者庁
総務省	消防庁	法務省	出入国在留管理庁
公安調査庁	外務省	財務省	文部科学省
厚生労働省	農林水産省	水産庁	経済産業省
資源エネルギー庁	国土交通省	気象庁	海上保安庁
環境省	原子力規制委員会	防衛省	防衛装備庁

〔特定秘密の指定・解除の状況等〕（後掲《表2-1》《表2-2》《表2-3》《表2-5》参照）

- 令和5年中、9行政機関において53件の特定秘密を指定しており、同年中、指定件数が最も多い行政機関は防衛省32件であり、次いで多い行政機関は内閣官房8件、警察庁6件の順となる。
- 同年中、2行政機関において4件の特定秘密の指定を解除した。
- 政府全体における特定秘密の総指定件数は13行政機関751件であり、指定件数が最も多い行政機関は防衛省429件であり、次いで多い行政機関が内閣官房116件、警察庁55件の順となる。
- 指定されている特定秘密の種類で多いものは、暗号に関する情報が121件、情報収集衛星に関する情報が108件、武器等の仕様、性能等に関する情報が77件となっている（なお、暗号に関する情報と情報収集衛星に関する情報に重複するものが31件ある。）。
- 令和5年末時点において、特定秘密文書が記録された行政文書は、政府全体で682,841件であり、前年末と比べ、69,113件増加している。

〔適性評価の実施状況等〕（後掲《表2-4》《表2-5》参照）

- 令和5年中、25行政機関で24,569件の適性評価を実施しており、実施件数が最も多い行政機関は防衛省20,403件であり、次いで多い行政機関は、防衛装備庁1,238件、警察庁1,007件（都道府県警察の職員分を含む。）の順となる。
- これらのうち、適合事業者の従業者が1,551件である。実施総数の約6%を占めている。
- 適性評価対象者が、実施に同意をしなかった件数は、政府全体で23件である。
- 令和5年末時点において、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で135,479名である。

〔漏えい事案への対応の状況〕

- 令和6年4月、防衛省は、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案の発生を公表し、懲戒処分を行い、内閣官房も、各行政機関に再発防止対策の徹底に関する通知を发出した。また、内閣保全監視委員会（令和6年5月8日）において、高市国務大臣（当時）が各行政機関に対し再発防止対策を指示した。

⁹ 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V5(3)
¹⁰ 巻末 参考資料III 36頁参照

- 〔独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応〕
- 独立公文書管理監からの是正の求めに対し、関係行政機関において所要の措置を講ずるとともに、内閣官房から必要な通知を発出した。
 - 令和 4 年次報告書における政府に対する意見について、政府の対応を審査会で説明した。

- 〔独立公文書管理監からの意見〕
- 関係行政機関において所要の措置が講じられたものと承知している。実効的な研修等により、法のより一層適正な運用に努められたい。

- 〔有識者からの意見〕
- 制度の運用一般について、国際的な信頼関係維持のための法の適切な運用、情報公開のための秘密の編集加工などに関する意見が示された。
 - 特定秘密漏えい事案等について、防衛省の組織運営状況、機微度の高さに見合った規律の維持などに関する意見が示された。

- 〔不適正事案の防止等〕
- 令和 6 年 7 月、防衛省は特定秘密漏えい事案等を公表し¹¹、懲戒処分を行うとともに、再発防止のための措置を鋭意推進しているところ、特定秘密を取り扱う全ての行政機関においても、業務手順の再点検や今回の事案の教訓を盛り込んだ職員教育を実施している。
 - 制度を所管する内閣官房の立場からも、引き続き政府全体の秘密保全体制の引き締めを図るとともに、事案発生時の国会への早期報告について、各行政機関への指導を実施していく。

- 〔情報監視審査会への対応〕
- 令和 5 年次報告書において、不適正事案防止対策等、様々な意見が示されたことを踏まえ、政府として、その趣旨を十分踏まえつつ、対応方針の検討を行い、可能なものから順次対応していく。

¹¹ 本報告書 108 頁参照

《表 2-1》各行政機関の特定秘密指定件数（令和 5 年 12 月 31 日時点）

※赤字は令和 5 年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 新規
国家安全保障会議	○国家安全保障会議の議論に関する情報	10 10 (1)
計		10 (1)
内閣官房	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報	2 (0)
	②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報	1 (0)
	③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報	1 (0)
	④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報	4 (0)
	⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	10 10 (1)
	⑥領域保全の措置及び方針に関する情報	2 (0)
	⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	10 (1)
	⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	22 (1)
	⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報	12 (1)
	⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報	20 (2)
	⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報	31 (2)
	⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報	1 (0)
計		116 (8)
内閣府	○日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定により、アメリカ合衆国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報	1 (0)
計		1 (0)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 秘密
警察庁	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報	6 (1)
	②外国の政府等との情報協力業務に関する情報	10 (1)
	③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分 析対象及び識別能力に関する情報	11 (0)
	④警察の人的情報源等となった者に関する情報	5 (1)
	⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報	1 (0)
	⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	4 (1)
	⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報	18 (2)
	計	55 (6)
	総務省	
	○在日米軍が使用する周波数に関する情報	10 (1)
法務省	計	10 (1)
	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1 (0)
出入国在留管理庁	計	1 (0)
	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1 (0)
公安調査庁	計	1 (0)
	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報	1 (0)
	②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分 析対象及び識別能力に関する情報	5 (0)
	③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報	4 (0)
	④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	10 (1)
	⑤人的情報収集に関する情報	4 (0)
	⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	10 (1)
	計	34 (2)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 秘密
外務省	①拉致問題に関する情報	1 (0)
	②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報	1 (0)
	③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報	1 (0)
	④我が国の安全保障政策についての基本的事項に係る検討の内容に関する情報	1 (0)
	⑤東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報	1 (0)
	⑥北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報	1 (0)
	⑦内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	4 (0)
	⑧大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報	1 (0)
	⑨北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報	1 (0)
	⑩外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報	10 (1)
	⑪内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	4 (0)
	⑫日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報	1 (0)
	⑬内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分 析対象及び識別能力に関する情報	11 (0)
	⑭公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報	4 (0)
	⑮国際テロリズムに関し外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報	1 (0)
	⑯国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報	1 (0)
経済産業省	計	44 (1)
	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分 析対象及び識別能力に関する情報	4 (0)
	計	4 (0)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 新増
海上保安庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2 (0)
	②外国の政府との情報協力業務に関する情報	10 (1)
	③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	1 (0)
	④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11 (0)
	計	24 (1)
防衛省	①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報	1 (0)
	②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報	1 (0)
	③自衛隊の運用計画等に関する情報	39 (8)
	④自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関する情報	1 (0)
	⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	1 (0)
	⑥自ら収集した電波情報等の情報	68 (7)
	⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報	47 (7)
	⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報	2 (1)
	⑨日米韓におけるミサイル警戒データに関する情報	1 (1)
	⑩電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報	9 (1)
	⑪外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報	9 (1)
	⑫防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見張り等に関する情報	19 (2)
	⑬防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見張り等に関する情報	5 (1)
	⑭防衛力の整備に関する見張り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報	1 (0)
	⑮防衛の用に供する暗号に関する情報	14 (2)
	⑯武器等の仕様、性能等に関する情報	2 (1)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数 うち 新増
防衛装備庁	①外国の政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報	1 (0)
	⑧自衛隊の運用計画等に関する情報	39 (0)
	⑨電波情報、画像情報等に関する情報	31 (0)
	⑩防衛力の整備計画等に関する情報	10 (0)
	⑪防衛力の整備のために供する通信網の構成に関する情報	1 (0)
	⑫防衛の用に供する暗号に関する情報	70 (0)
	⑬武器等の仕様、性能等に関する情報	57 (0)
	計	429 (32)
	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報	1 (0)
	②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見張り等に関する情報	2 (0)
防衛省	③防衛の用に供する暗号に関する情報	1 (0)
	④自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報	12 (0)
	⑤英国等外国の政府との間の共同研究等において提供される情報	5 (0)
	⑥次期戦闘機の戦術データリソクに係る検討のために米国から提供された情報等の情報	1 (1)
	計	22 (1)
合 計 751 (53)		22 (1)

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。国会報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」429 件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で 208 件であった。

（国会報告（令和 6 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表2-2》 特定秘密の指定状況と該当分野（令和5年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定情報に基 づく犯罪防止に 関する事項)	第4号 (テロリズム防止 に関する事項)
国家安全保障会議	10		10		
内閣官房	116		115		1
内閣府	1		1		
警察庁	55			33	22
総務省	10			10	
法務省	1			1	
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	34		6	18	10
外務省	44		42		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	24		24		
防衛省	429	429			
防衛装備庁	22	22			
合計	751	451	214	51	35

（国会報告（令和6年6月閣議決定）より抜粋）

《参考》 特定秘密の指定に係る別表該当性

別表	
第1号（防衛に関する事項）	※（防）防衛は別表第4号に相当
イ 国防策の運用又はこれに関する見解若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の増進に関する見解若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は運用の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれららの物の防衛開発設備のもの又は、性能又は使用法に供する物の防衛開発設備のもの製作、検査、修理又は試験の方法 タ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は外部の用途	第2号（外交に関する事項） イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内政のうち、国民の生命及び身体保護、領土の保全その他の安全保護のために我が国が実施する貨物の輸出入若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針 ハ 安全保護に関し収集した国民の生命及び身体保護、領土の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
第3号（特定者活動の防止に関する事項）	第4号（テロリズムの防止に関する事項）
イ 特定者活動による被害の発生若しくは拡大の防止のため必要な措置若しくは対策 ロ 特定者活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定者活動の防止の用に供する暗号	イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止のため必要な措置若しくは対策 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

（内閣官房資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表2-3》 令和5年中に指定が解除された特定秘密一覧

行政機関	特定秘密の概要	解除又は一部解除の理由	解除又は一部解除の理由
総務省	在日米軍が使用する周波数に関する情報	解除	解除条件である「在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったこと」を確認したため。
総務省	在日米軍が使用する周波数に関する情報	解除	解除条件である「在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったこと」を確認したため。
防衛省	情報収集に関する研究に係る情報	解除	情勢の変化により、特段の処置の必要性がなくなったため。
防衛省	旧防衛秘密である防衛の用に供する暗号に関する情報	解除	解除条件である「装置の運用が停止され、かつ、暗号が全て廃棄されたこと」を確認したため。

なお、令和5年中に指定の有効期間が満了した特定秘密はなかった。

（国会報告（令和6年6月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表2-4》 令和5年中の適性評価の実施状況

項目	件数等
○実施機関数	25機関
○実施件数	24,569件
行政機関の職員等	23,018件
適合事業者の従業員	1,551件
○評価対象者が同意しなかった件数	23件
行政機関の職員等	22件 （内閣官房1件・内閣府1件・消費者庁2件・水産庁1件・国土交通省1件・防衛省16件）
適合事業者の従業員	1件 （防衛装備庁）
○同意を取り下げた件数	0件
○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	0件
○苦情件数	0件

（国会報告（令和6年6月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表2-5》 指定行政機関、特定秘密文書の保有状況、適性評価実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表（令和5年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数 ^{※1}	令和5年中の適性評価実施件数 ^{※2} （うち行政機関の職員等）	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 ^{※3} （うち行政機関の職員等）
国家安全保障会議	○	0	0	0
内閣官房	○	161,269	767	(511)
内閣法制局	-	0	0	(0)
内閣府	○	3	54	(54)
国家公安委員会	○	0	0	(0)
警察庁	○	48,882	1,007	(1,007)
警視庁		48,779	228	(228)
都道府県警察		71	(779)	3,096
（行政文書を重複して保有）	-	32	-	-
金融庁	○	0	2	(2)
消費者庁	-	0	9	(9)
総務省	○	58	31	(31)
消防庁	○	0	15	(15)
法務省	○	3	7	(7)
出入国在留管理庁	○	3	10	(10)
公安調査庁	○	33,114	81	(81)
外務省	○	151,888	354	(348)
財務省	○	18	96	(96)
文部科学省	-	0	16	(12)
厚生労働省	○	0	35	(35)
農林水産省	-	0	12	(12)
水産庁	-	0	49	(49)
経済産業省	○	2	55	(55)
資源エネルギー庁	○	0	7	(7)
国土交通省	-	3,876	33	(33)
気象庁	-	0	6	(6)
海上保安庁	○	27,691	266	(266)
環境省	-	0	8	(8)
原子力規制委員会	○	0	8	(8)
防衛省	○	255,482	20,403	(20,060)
防衛装備庁	○	552	1,238	(296)
合 計	20	682,841	24,569	(23,018)

（国会報告（令和6年6月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

※1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（令和5年12月31日時点）より抜粋

※2 令和5年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋

※3 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（令和5年12月31日時点）より抜粋

《表2-6》 令和5年中に廃棄された特定秘密文書（保存期間1年以上）

保有省庁	内閣府
廃棄した特定行政文書	2文書（1ファイル）
ファイル等の件数	
文書の概要	「多国間演習に係る調整会議の内容」に関する文書
廃棄理由	多国間演習の実施に先立つ調整会議の内容が記載された行政文書ファイルであり、状況を確認する手段として情報を断片的に使用したに過ぎず、正本が別に管理されている文書の写しであるため。

保有省庁	防衛省
廃棄した特定行政文書	31文書（7ファイル）
ファイル等の件数	
文書の概要	「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書
廃棄理由	31文書（7ファイル）はいずれも複製物であって、原本が引き続き保管されているものであるため。

→「2(2)シ-② 防衛省（大臣官房）」参照

（注）当審査会は政府に対し、保存期間が1年以上である特定秘密文書の廃棄について、各年中の廃棄件数、名称及びその廃棄理由を記載した資料の提出を求めている。本表は、当該資料に基づくものである。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表2-7-1》 令和5年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数
(ガイドラインの類型)

ガイドラインの類型		廃棄 件数
1 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し		706,980
2 定型的・日常的な業務連絡、日程表等		10,496
3 出版物や公表物を羅列した文書		0
4 ○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答		0
5 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書		0
6 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がない ものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1,296
7 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものと して、業務単位で具体的に定められた文書		364
8 新ガイドラインの類型（上記1～7）に該当しない文書		0

合計 719,136 件

(注1) 保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調
査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁の6機関であった。
(注2) 平成29年12月、「行政文書の管理に関するガイドライン」が改正され、保存期間を1
年未満と設定することができる文書の類型(ガイドラインの類型)が示された。本表は、
当該類型に基づく各年中に廃棄した特定秘密文書の件数であり、平成30年年度報告書以
降、掲載している。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表2-7-2》 令和5年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数
(平成29年提出資料の類型)

類型	文書の廃棄を 問題なしとする理由		廃棄件数
	該当省庁		
別途1年以上の保存 期間で正本・原本が 管理されている行政 文書の写し	別途1年以上の保存期間で正 本・原本が管理されている行 政文書の複製・音韻の変更を 伴わない複製文書	複製	16,236
	別途1年以上の保存期間で正 本・原本が管理されている行 政文書の複製・音韻のみが写 更された文書	複製・音韻の変更であ り、元となる行政文書は 存在する	5,719
	別途1年以上の保存期間で正 本・原本が管理されている行 政文書の内容が含まれ、 行政文書の全文又は一部 が転記された文書	他の行政文書に複製した 行政文書の内容が含まれ る	677,999
	別途1年以上の保存 期間で正本・原本が 管理されている行政 文書の写し	他の行政機関に行政文書 が存在しており、複製し た行政文書の内容を把握 できる	706,808
別途1年以上の保存 期間で正本・原本が 管理されている行政 文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・ 原本が管理されている行政文書に 吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃 棄した文書の内容を把握 できる	11,869
	一定の期間ごとに作成・変更され る暗号化及び暗号の解読に必要な 情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政 文書自体に歴史性がない	459
	暗号解読	内閣官房 防衛省	459

合計 719,136 件

(注) 本表は、平成29年の当審査会への提出資料において内閣情報調査室が作成した類型
(平成29年提出資料の類型)に基づく各年中に廃棄した特定秘密文書の件数であり、平
成29年年度報告書以降、掲載している。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-8》行政文書不存在的特定秘密件数（令和 5 年末時点・行政機関別）

行政機関名	件数	備考
内閣官房	15	
外務省	1	
経済産業省	4	
防衛省	111	うち物件として保有しているもの83件
防衛装備庁	3	うち物件として保有しているもの 1 件

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

イ 独立公文書管理監報告の概要¹²

令和 6 年 12 月 19 日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。

〔報告の趣旨〕

運用基準の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要について、毎年 1 回、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものである。

〔対象期間〕

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間

〔検証・監査の結果等〕

○特定秘密の指定

令和 5 年中に指定された特定秘密 53 件について適正と認めた。

○特定秘密の指定の有効期間の延長

特定秘密の指定の有効期間の延長 39 件について適正と認めた。

○特定秘密の指定の解除

特定秘密の指定の解除 4 件について適正と認めた。

○特定秘密の記録とその表示

令和 6 年 3 月 12 日に 2 件、防衛省に対し特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。同月 15 日、いずれも是正をした旨の報告を受けた。また、検証・監査を行った 35 部署のうち、是正の求めに至った防衛省の 3 部署を除く 32 部署による記録とその表示を適正と認めた。

○特定行政文書ファイル等の保存

検証・監査を行った 35 部署による保存を適正と認めた。

○特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

内閣官房 1 件、総務省 1 件、公安調査庁 6 件、防衛省 830 件及び防衛装備庁 4 件の特定行政文書ファイル等（計 842 件）について、廃棄が妥当である旨通知した。

¹² 巻末 参考資料 V 44 頁参照

○特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
検証・監察を行った 14 部署について、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間 1 年以上と設定すべきものはないと認めた。

○特定秘密の不適切管理に係る各報告
令和 2 年 3 月に発生した防衛省における漏えい事案の報告 1 件を受けた。また、運用基準に基づく報告ではないものの、既に公表されている令和 5 年 6 月、令和 6 年 6 月の国会報告に記載の事案、及び令和 6 年 4 月に防衛省から公表された漏えい事案につき、公表前に防衛省から一報を受けている。

〔検証・監察に関する定量的指標〕
説明聴取、実地調査等の回数は 128 回である。確認した特定秘密を記録する文書等の件数は 6,410 件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ 16,880 件である。

〔通報¹³への対応〕
独立公文書管理監に対する通報はなかった。

〔情報監視審査会への対応〕
独立公文書管理監報告（令和 5 年 6 月）について、各委員に個別に資料を配付し説明する機会を設けたほか、審査会において説明及び質疑応答を行った。また、令和 4 年年次報告書において示された政府に対する意見のうち、独立公文書管理監に関するものへの対応状況を説明した。

〔今後の展望〕
今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、その任務を誠実に遂行することにより、特定秘密保護法等の運用に当たる各行政機関の職員の意識を高め、自浄作用を促進して、適正な運用の確保に貢献していきたい。

¹³ 運用基準 V 4 (2) において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思考するときは、行政機関の長が設置した窓口へ通報することができるとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができるとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとする。特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

ウ 主な質疑及び答弁の概要
ア・イの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問 1 - 1. 令和 5 年度中に独立公文書管理監が確認した特定秘密文書等の件数は 6,410 件であるが、現存する特定秘密文書件数に対して十分な確認ができていると言えるのか。具体的な確認状況如何。
[令和 6 年 12 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕
〔独立公文書管理監〕
● 特定秘密文書件数は膨大であるのに対し、情報保全監察室の人員は 20 名であるため、サンプル調査により確認している。

問 1 - 2. 情報保全監察室は検証・監察に当たりサンプル調査を実施しているとのことだが、特定秘密保護法上、本来は全件調査とすべきところ、人員等の問題で物理的に不可能であるためサンプル調査になっているのか。
[令和 6 年 12 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕
〔独立公文書管理監〕
● 特定秘密文書件数が多いため、サンプル調査の形で実施している。
● サンプルの選出については、過去 10 年間の検証・監察の蓄積を踏まえ、効率性、実効性を高める工夫をしている。

問 2. 重要経済安保情報保護活用法¹⁴の施行に伴い、重要経済安保情報¹⁵の指定・解除についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うこととなる¹⁶。現状、特定秘密文書についても一部しか確認ができていない中、現体制のままで重要経済安保情報の検証・監察業務にも対応できるのか。

[令和 6 年 12 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕

〔独立公文書管理監〕

- 必要な増員措置を図るなど、情報保全監察室の体制を強化する。既存の業務である特定秘密の検証・監察に影響を及ぼすことはない。

問 3. 情報保全監察室の人員 20 名の出身官庁の内訳及び具体的な検証・監察の方法如何。

[令和 6 年 12 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕

〔独立公文書管理監〕

- (独立公文書管理監を除く同室職員の出身官庁の内訳及び具体的な検証・監察の方法について説明を受けた。)
- 独立公文書管理監自身は、法務省本省から出向している。

問 4-1. 政府は特定秘密の指定に関し、令和 5 年中、不適切な事例はなかったとしている。一方、この間、防衛省においては、特定秘密等の漏えい事案が発生している。
政府は、当該事案も含めて全て問題なしと判断したのか。

[令和 6 年 12 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕

〔内閣情報調査室〕

- 内閣情報調査室としては、現在調査進行中の事案以外は問題なしとしている。防衛省における特定秘密漏えい事案等に関しては、防衛省内において引き続き調査がなされているものと承知している。

問 4-2. 政府は、防衛省における秘密区分が秘と特定秘密の 2 区分しかないことについても問題なしとしているのか。

[令和 6 年 12 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕

〔内閣情報調査室〕

- 他省庁においては、安全保障以外に係る重要情報を極秘として指定する場合がある。
- 一方で、防衛省の業務はおよそ全て安全保障に関わるため、極秘の区分は使用せず、該当する情報は全て特定秘密として指定しているものと承知している。

¹⁴ 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(令和 6 年法律第 27 号)
¹⁵ 重要経済基礎(重要なインフラや物資のサプライチェーン)に関する一定の情報であって、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの(具体例:サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報)
(内閣府「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の概要」)
¹⁶ 内閣府「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」(令和 7 年 1 月 31 日閣議決定) 参照

問5-1. 特定秘密保護法の運用基準¹⁷では、独立公文書管理監の通報窓口に対し、通報することができる旨規定されているが、法施行以来、通報は1件もなく、通報制度が機能しているか疑わしい。同制度の周知状況及び実効性向上に向けた改善策如何。

〔令和6年12月19日審査会〕

〔答弁概要〕

〔独立公文書管理監〕

- 通報として処理したものは0件であるが、これまで複数件、通報の要件を満たさない連絡を受けている。
- 運用基準に基づく通報窓口に加え、公益通報制度に基づく通報窓口も各省庁に設けられており、ある程度の情報提供はなされている。
- 情報保全監察室による是正の求めを受けて、各行政機関の自浄作用が機能していることから、通報が生じていないと認識している。
- 今後とも、通報の要件を満たさない連絡も含め、鋭意必要な調査を行い適切に対応する。

問5-2. 通報の要件を満たさない連絡の件数如何。

〔令和6年12月19日審査会〕

〔答弁概要〕

〔独立公文書管理監〕

- 通報の要件を満たさない連絡の件数は、平成29年度1件、平成30年度2件、令和元年度2件、令和2年度2件、令和3年度1件、令和4年度2件、令和5年度2件である。

問5-3. 通報を受けたときは迅速な対応が求められるところ、対応マニュアル等の整備状況如何。

〔令和6年12月19日審査会〕

〔答弁概要〕

〔独立公文書管理監〕

- 通報内容は様々であり、特に決まった手順は定めていないが、情報漏えいの拡大防止や人事異動等で対象事案の解明が困難になる可能性について考慮すれば、当然迅速な対応が求められる。
- 通報に対する独立公文書管理監の関与は、原省庁の通報処理を補完するものである。例えば、組織内の上下関係によって握りつぶされる等、原省庁への通報が困難な場合に当方が通報を受け付ける。
- 迅速な調査と通報者の保護の双方に配慮しながら対応する。

問6. 情報保全監察室、あるいは独立公文書管理監が設置された理由は、漏えいの防止といった特定秘密保護制度の適切な運用のためでもあるが、そもそもは、国民の知る権利をはじめとした基本的人権を守る観点から適切な制度運用がなされているか検証・監察を行うためである。

〔令和6年12月19日審査会〕

〔答弁概要〕

〔独立公文書管理監〕

- 独立公文書管理監は、特定秘密保護制度による国民の知る権利の侵害等を防止する観点から設置されたものと承知している。
- 当該立法趣旨を踏まえ、日々の業務に当たっている。

¹⁷ 運用基準V4(2)4 巻末 参考資料1(6) 31頁参照

○委員からの指摘事項等 ● 独立公文書管理監による特定秘密文書の確認件数が6,410 件というは少ないと感じる。確認件数を更に増やすべきである。 ● 独立公文書管理監による特定秘密文書の検証・監察は法の趣旨に従って実施される必要がある。全ての特定秘密文書の確認作業を必要とするとの法の趣旨であれば、今後、人員増も含めた予算措置について議論を進めていく必要がある。 ● 特定秘密に係る文書の取扱いについて、各行政機関の長等が、以下の場合に、実質的に誰からのチェックも受けないまま独自に判断を行っていることについて指摘がなされた。 ① 特定秘密の指定の延長又は解除を行う場合 ② 既存の特定秘密について、当該特定秘密に関する文書を廃棄する場合、又は新規文書を追加する場合 また、上記の文書の取扱いに関し、当審査会がこれまでの調査において十分な監視機能を果たしてきたか検証する必要性について、指摘及び問題提起があった。	
	(2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況に係る調査 本年次報告書の対象期間中、指定行政機関から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について説明を聴取し、質疑を行った。なお、質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。 ア 国家安全保障会議（令和 7 年 3 月 11 日審査会） 政府参考人からの説明概要 国家安全保障会議では、令和 5 年末時点で 10 件の特定秘密を指定している。令和 5 年中に新たに指定した特定秘密は 1 件である。 同年中、1 件の特定秘密について指定の有効期間を 5 年延長した。なお、指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものもない。 適性評価の実施状況について、国家安全保障会議の議長及び議員は内閣総理大臣及び国務大臣であり、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされていることから適性評価を行っていない。 令和 5 年 2 月の参議院情報監視審査会の指摘を踏まえ、改めて精査した結果、特定秘密の要件を満たさなくなっていると判断した文書については極秘等への指定替えを行った。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明が行われた。

イ-① 内閣官房 (国家安全保障局) (令和7年3月11日審査会) (7) 政府参考人からの説明概要 国家安全保障局では、令和5年末時点で8件の特定秘密を指定している。令和5年中に新たに指定した特定秘密はない。 同年中、指定の有効期間を延長又は満了したものはなく、指定を解除したものもない。 内閣官房における適性評価は内閣情報調査室が一括して実施しており、国家安全保障局として適性評価は行っていない。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明が行われた。 (4) 主な質疑及び答弁の概要 問. 特定秘密に指定した情報がその後も指定の要件を満たし続けているか否か、定期的に確認を行っていることだが、具体的な確認方法如何。 [令和7年3月11日審査会] 〔答弁概要〕 ● 特定秘密の指定の有効期間満了時に、指定の延長の判断の前提として、当該特定秘密が記録された個別の文書についても指定の要件(特に特段の秘匿の必要性)を満たしているか確認している。 ● 個別の重要施策の検討の過程では特定秘密とされていた文書であっても、その後当該検討の結論である文書が公表されたことなどにより、特定秘密として保護するまでの必要がなくなった場合には、個別の文書ごとに指定の解除をしている。 ○委員からの指摘事項等 ● 国家安全保障局の職員が国家安全保障会議の業務を行う際の当該職員の適性評価の実施状況について確認がなされた。	イ-② 内閣官房 (事態対処・危機管理担当) (令和7年3月11日審査会) (7) 政府参考人からの説明概要 内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) では、令和5年末時点で2件の特定秘密を指定している。いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関連して指定したものである。 同年中、指定の有効期間を延長又は満了したものはなく、指定を解除したものもない。 内閣官房における適性評価は、事態室を含め、内閣情報調査室が一括して実施している。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。 (4) 主な質疑及び答弁の概要 問1. サイバー領域を含め我が国の安全保障環境は著しく変化している中で、事態室が指定する特定秘密は、平成26年の2件の指定以降、件数に変動がない。事態室の特定秘密に係る政府の方針の内容についても変更する必要があるか。 [令和7年3月11日審査会] 〔答弁概要〕 ● 指定した2件の特定秘密に係る政府が講ずる措置又はその方針に変更はない。対処要領については、情勢の変化等に応じて内容を検討している。 ● 今後指定の3要件を満たす情報が出現した場合には、適切に特定秘密の指定を行う。
---	--

問2. 事態室が指定している特定秘密の内容は、我が国の領域への侵害行為などに対する警察や自衛隊の具体的な対処に関するものである。今後、「能動的サイバー防御」が導入され¹⁸、重大なサイバー攻撃に対し警察や自衛隊がアクセス・無害化措置を実施する¹⁹場合、当該特定秘密との関係性如何。

〔令和7年3月11日審査会〕

〔答弁概要〕

- 事態室の業務は、現実空間におけるオペレーションの調整に当たることである。
- サイバー空間上の能動的サイバー防御そのものについては、事態室が所管することにはならない。

○委員からの指摘事項等

- 事態室が指定している特定秘密に係る「我が国の領域」は、現実空間における地理的領域であり、サイバー空間は含まれないことについて確認がなされた。

¹⁸ 関連法案2本（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」（第217回国会開法第4号）及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（第217回国会開法第5号）が国会に提出され、令和7年5月16日に成立した。

¹⁹ 上記法案では、重大な被害を防ぐため、警察や自衛隊は新たに設置する独立機関「サイバー通信情報監視委員会」の承認を得た上で、攻撃元のサーバーなどにアクセスし無害化する措置を講じることかできるとしている。

4-③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和7年3月11日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

内閣情報調査室では、令和5年末時点で106件の特定秘密を指定している。

令和5年中に新たに指定した特定秘密は、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力関係で指定した1件、情報収集衛星の撮像可能な地理的範囲関係で指定した1件、外国の政府等との情報協力関係で指定した2件、人的情報収集関係で指定した2件及び情報収集衛星の暗号関係で指定した2件の計8件である。

同年中に指定の有効期間の満了時期を迎えた特定秘密は8件である。8件全てについて、指定の対象情報に係る諸情勢は少なくとも5年以内に变化することはないと判断し、指定の有効期間を5年延長した。指定の有効期間を満了したものはない。

同年中に特定秘密の指定を解除・一部解除したものはない。また、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは8件であり、指定の有効期間の追記、有効期間の満了年月日などの変更を行った。

内閣官房における適性評価は、国家安全保障局及び事態対処・危機管理担当を含め、内閣情報調査室が一括して実施している。内閣官房では、令和5年中に内閣官房の職員等に対して511件、適合事業者の従業員に対して256件、計767件の適性評価を実施した。

適性評価の対象者による不同意については1件、同意の取り下げ及び苦情の申出はいずれも0件であった。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 近年、国際社会では、他国内の混乱を生起することや、自国の評判を高め他国の評判を貶めることなどを目的として、偽情報の拡散をはじめとする「情報戦」に重点が置かれている。
内閣官房は情報戦へ対応する体制を構築し、偽情報の収集・分析等を行っているものと承知している。当該対応を通じた、新たな特定秘密に該当するような情報の入手実績如何。

〔令和7年3月11日審査会〕

〔答弁概要〕

- 令和5年4月、内閣情報官、内閣広報官及び内閣官房副長官補（国家安全保障局次長）の三者から成る体制を構築し、偽情報の収集や偽情報を発見した場合の正しい情報等の対外発信を行っている。
- 例えば、「処理水」に係る様々な偽情報²⁰について情報収集し、関係省庁に提供したことが挙げられる。
- 当該対応を通して入手した情報の中に、特定秘密に該当するものは存在しない。

問2. 当審査会は、いわゆる情報コミュニティの各行政機関に対し、AIを活用した情報収集・分析能力の強化を求めている²¹。
これを踏まえ、内閣情報調査室は偽情報の収集・分析において、AIを活用したツール及びソフトウェアを導入しているが、その具体的な成果及び問題点如何。

〔令和7年3月11日審査会〕

〔答弁概要〕

- （内閣情報調査室におけるAIの活用状況について説明を受けた。）

²⁰ 令和5年8月に福島第一原子力発電所の処理水放出を開始して以降、日本の水産物や輸出物に関する根拠のない偽情報やインターネットやSNS上で流布した。例えば、西村経済産業大臣（当時）の定例会見動画を加工・改ざんする形で、日本の水産物輸出の取扱いを誤解させるような事実無根の情報が発信された。これに対し、経済産業省は偽情報の流布に断固反対する旨表明した。（経済産業省「AI・PS処理水の海洋放出に関する偽情報について」等）

²¹ 本報告書101頁参照

問3. 令和5年中、内閣情報調査室において廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数は、同室が令和5年末時点で保有する特定秘密文書件数よりも多い。
保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄件数と保有文書件数の関係如何。

〔令和7年3月11日審査会〕

〔答弁概要〕

- （令和5年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数と保有文書件数の関係について説明を受けた。）
- 当該廃棄文書には、資料作成等の過程で素材として使用した多数の衛星画像やそのコピー等が含まれている。

問4-1. 内閣情報調査室は令和5年中に人的情報収集に関する特定秘密2件を新規指定している。同室における人的情報収集に係る予算規模如何。

〔令和7年3月11日審査会〕

〔答弁概要〕

- 内閣情報調査室の令和7年度当初予算のうち、内閣衛星情報センタ一分を除く約35億円の一部分である。

問4-2. 内閣情報調査室の人的情報源が外国で収監される等のトラブルに巻き込まれた場合の同室の対応如何。

〔令和7年3月11日審査会〕

〔答弁概要〕

- 人的情報源の保護は極めて重要であるので、当該者に対し、接触の在り方やトラブル対応等に係る適切な指導を行っている。
- 人的情報源が実際に外国でトラブルに巻き込まれた場合は、現地の大使館において所要の対応が取られることとなると承知している。

問5. 能動的サイバー防御の仕組みを構築する法律案が今国会に提出された²²。能動的サイバー防御の導入に伴い、内閣官房の体制はどのように変わるのか。また、特定秘密への影響如何。

[令和7年3月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 能動的サイバー防御の導入を見据え、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の体制強化がなされている。
- こうした中で、諸外国との情報共有が活発化するものと認識している。

問6. 政府は情報収集衛星「10 機体制」²³の構築を目指し、令和6年中に新たに衛星2機を打ち上げ、情報収集能力の向上を図った。10 機体制の実現に向けた、内閣衛星情報センターにおける体制整備状況如何。

[令和7年3月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 10 機体制の実現により運用する衛星が増加すれば、対象物についてよりきめ細かい情報収集ができるようになる。
- 保管するデータも増加するため、サーバー棟の整備や人員の増強を進めている。

²² 関連法案2本（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」（第217回国会閣法第4号）及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（第217回国会閣法第5号）が国会に提出され、令和7年5月16日に成立した。

²³ 関心対象の発見、識別及び詳細監視のために運用する「基幹衛星」4機（従来の4機体制を構成する光学衛星2機及びレーザ衛星2機）、基幹衛星により発見、識別した関心対象の動態的監視のために運用する「時間軸多様化衛星」4機（新たに増加する光学衛星及びレーザ衛星）並びにデータ中継衛星2機から成る体制。10機体制により、地球上の任意の地点を1日2回以上撮像可能となる。（令和2年6月29日宇宙開発戦略本部決定「宇宙基本計画工程表」等）

○委員からの指摘事項等

- 内閣情報調査室の情報収集・分析におけるAIの活用状況については今後も報告を求める。
- 10 機体制に向けた現在の政府の情報収集衛星の運用状況について確認がなされた。
- 内閣情報調査室において、特定秘密文書の1年間当たりの作成件数を把握していないことについて、改めて確認がなされた。
- 能動的サイバー防御の導入に関し、「通信の秘密」を守るための「サイバー通信情報管理委員会」によるチェック体制について確認がなされた。

ウ 内閣府（令和7年3月11日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

内閣府において、令和5年中に新たに指定した特定秘密はなく、指定を解除したものもない。

令和5年末時点における指定件数は1件である。

同年中の適性評価の実施件数は、内閣府職員が54件、適合事業者の従業員が0件である。特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者の数は、令和5年末時点で117名である。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について、説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 本年5月16日以降、重要経済安保情報保護活用法における適性評価制度が開始される。同制度に対応する内閣府の人員や体制の準備状況如何。また、重要経済安保情報の指定件数及び適性評価の実施件数の見込み如何。

[令和7年3月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 数十人規模の体制で一元的に調査を行うことを想定している。
- 重要経済安保情報の指定件数は、初年度で数十件、多くとも三桁の件数と見積もっている。
- 適性評価実施件数は、多くとも数千件程度と見積もっている。

問2. 重要経済安保情報保護活用法と特定秘密保護法それぞれの適性評価制度について、誤った運用がなされないよう²⁴、取扱者が両制度の適性評価の実施の有無を明確に区分できる仕組みを構築する必要性如何。

[令和7年3月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 法律の規定を踏まえ、両法の適性評価制度について、誤った運用につながらないよう確実に実施する。

²⁴ 特定秘密保護法における適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者は、5年間に限り、重要経済安保情報保護活用法における適性評価を受けずに、同情報の取扱いの業務を行うことができる（重要経済安保情報保護活用法第11条第2項）。一方で、重要経済安保情報保護活用法における適性評価の認定のみを受けた者が特定秘密を取り扱うことはできない。

エ 警察庁 (令和 7 年 3 月 19 日審査会)

(7) 政府参考人からの説明概要

警察庁では、令和 5 年末時点で 55 件の特定秘密を指定している。

令和 5 年中に指定した特定秘密は 6 件である。これら 6 件は、いずれも従来から継続的に収集している情報等であって、1 年ごとに期間を区切って指定をしているものである。

同年中に特定秘密の指定を解除したものはない。

同年中に特定秘密の指定の有効期間の満了を迎えたものが 2 件あり、個別に検討した結果、両件について指定の有効期間を 5 年延長することとした。

同年中の適性評価の実施件数は、警察庁が 228 件、都道府県警察が 779 件、計 1,007 件である。

令和 6 年 9 月、特定秘密文書等 (電磁的記録) 1 件について誤廃棄事案が発生し、システム上の措置とともに、再発防止に努めている。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 警察庁が令和 5 年中に新規指定した特定秘密は 6 件であるが、1 件の特定秘密に複数の情報、文書が含まれるとの理解でよいか。そうであれば、仮に、1 件の特定秘密に含まれる特定秘密文書 3 件が漏えいした場合、指定件数 1 件と特定秘密文書件数 3 件のどちらを報告する仕組みとなっているのか。

[令和 7 年 3 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕

- 1 件の特定秘密に複数の文書が含まれており、特定秘密ごとにその文書件数は異なる。
- 「特定秘密文書 3 件の漏えいがあった」と審査会に報告することとなる。警察庁において漏えい事案が発生したことはないが、仮に発生した場合は丁寧な説明を心掛ける。

問 1-2. 説明がなされた特定秘密の対象範囲が広範過ぎて、対象年だけで区切っても、当該特定秘密の指定を解除することが困難なのではないか。

[令和 7 年 3 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕

- 過去、期間を区切って指定している特定秘密の解除を行った実績は複数あり、いずれも適切に対応している。

問 2. 能動的サイバー防御が導入されれば²⁵、警察には攻撃元へのアクセス・無害化措置を講ずる権限が付与される²⁶。これに関し、特定秘密に該当する情報が出現した場合の対応如何。

[令和 7 年 3 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕

- 能動的サイバー防御の導入に伴い、警察庁が特定秘密の指定を行うか否か現時点で答弁することは困難であるが、指定に際しては、特定秘密保護法が定める 3 要件に基づき、適切に対応する。

問 3. サイバー特別捜査部における特定秘密の取扱状況如何。

[令和 7 年 3 月 19 日審査会]

〔答弁概要〕

- 現在、サイバー特別捜査部においては特定秘密を取り扱っていない。
- サイバー警察局長及びサイバー警察局長審議官等の幹部については適性評価を実施の上、特定秘密取扱者に指定しているため、今後、同捜査部が特定秘密を取り扱うことは可能である。

²⁵ 関連法案 2 本 (「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」(第 217 回国会開法第 4 号) 及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(第 217 回国会開法第 5 号) が国会に提出され、令和 7 年 5 月 16 日に成立した。

²⁶ 上記法案では、重大な被害を防ぐため、警察や自衛隊は新たに設置する独立機関「サイバー通信情報監視委員会」の承認を得た上で、攻撃元のサイバーなどにアクセスし無害化する措置を講ずることができるとしている。

問4. 警察庁における特定秘密文書等の誤廃棄事案について、再発防止策として、システム上の措置を講じたとの説明があった。当該措置は、本庁のみならず都道府県警察においても講じられたのか。また、警察庁は同事案を踏まえ、改めて特定秘密取扱従事者への情報保全教育の徹底を図ったのか。 [令和7年3月19日審査会] 〔答弁概要〕 ● 誤廃棄事案が発生したシステムは本庁のみに存在するため、本庁のみに措置を講じた。 ● 同事案を踏まえた取組ではないが、先般の防衛省における特定秘密漏えい事案を例示した上で、改めて情報保全教育を実施した。	オ 総務省 (令和7年3月19日審査会) (7) 政府参考人からの説明概要 令和5年末時点において、総務省が指定している特定秘密は10件であり、全て在日米軍が使用する周波数に関する情報である。 在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされている。その上で、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。 総務省は、在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち、米政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。 これらの特定秘密については、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指名する職員のみが取り扱うこととしており、特定秘密の保護に必要な知識の習得等の研修を実施するとともに、執務室等へのアクセス管理を徹底する等、厳格かつ適切に管理を行っている。 令和5年中に2件の特定秘密について、在日米軍より指定を継続する必要性のないことが確認されたため、指定の解除を行った。 同年中、適性評価を実施した職員数は31名、適合事業者の従業員数は0名であり、適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ0名、苦情の申出件数は0件である。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。
--	---

(4) 主な質疑及び答弁の概要 問 1-1. 近年、総務省における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数の変動が大きい理由如何。 〔令和 7 年 3 月 19 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 自治行政を担当する部署及びサイバーセキュリティを担当する部署の職員に対する適性評価の実施や見直しを行ったためである。 ● 今後の特定秘密取扱者数は安定的に推移する。 問 1-2. 今後、サイバーセキュリティ関連の対応を実施する中で、総務省が新たな特定秘密の指定を行う可能性はあるのか。 〔令和 7 年 3 月 19 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 総務省は通信行政を所管しており、サイバーセキュリティ関連の特定秘密を新たに取り扱う可能性はある。 問 2-1. 総務省は、在日米軍が使用する周波数に関する特定秘密 2 件を令和 5 年中に解除した。当該特定秘密の指定を継続する必要性がなくなったとの判断がなされた理由如何。 〔令和 7 年 3 月 19 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 特定秘密の指定を継続する必要性について定期的に在日米軍に確認し、秘匿の必要性がなくなった場合に解除を行っている。 ● 当該特定秘密に係る周波数は今後使用する見込みがないとして、在日米軍から指定解除の同意が得られたため、指定を解除した。 問 2-2. 当該特定秘密に係る周波数に関連する機材の使用は継続されるものと承知しているが、当該機材と同周波数との関係性如何。 〔令和 7 年 3 月 19 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● (当該機材と同周波数の関係性について説明があった。)	カ 法務省 (令和 7 年 3 月 19 日審査会) (7) 政府参考人からの説明概要 法務省が指定する特定秘密は 1 件である。令和 5 年中に新たに指定又は解除した特定秘密はない。 同年中に適性評価を実施した職員は 7 名であり、適合事業者の従業員に対する適性評価は実施していない。また、令和 5 年末時点における特定秘密の取扱い業務を行うことができる者は 19 名である。 令和 5 年末時点での特定秘密文書件数は 3 件であるが、この 3 件の文書について、同一の情報保有する出入国在留管理庁と調整した結果、利用の必要が生じた場合には同庁から提供を受けることができる体制が整ったことから、令和 6 年 3 月、提供元である内閣官房に返却した。 そのため、現時点において、法務省は特定秘密文書を保有していないが、当該特定秘密の内容を丁知している職員がいることなどから、関係省庁とも調整の上、当該特定秘密の指定は維持している。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。 (4) 主な質疑及び答弁の概要 問. 法務省が指定している特定秘密文書は、同省が作成した文書ではなく、内閣官房が作成した領域の保全措置及び方針に係る文書である。その内容が出入国管理に関連するため、法務省も特定秘密に指定し同文書を保有していたが、現在は内閣官房に返却し、既に保有していないという理解でよいか。 〔令和 7 年 3 月 19 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 当該特定秘密文書は特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供された出入国管理に関するものであり、同法施行時に、法務省も特定秘密に指定した。 ● 平成 31 年に出入国管理局が法務省の外局として、出入国在留管理庁に改編された。その際、当該特定秘密を同庁に提供したが、法務省の所掌でもあるため、同省としても引き続き指定を維持した。
--	---

● 今般、出入国在留管理庁が保持していればよいと判断し、内閣官房に返却したため、現在は保有していない。

キ 出入国在留管理庁（令和7年3月19日審査会）
政府参考人からの説明概要

出入国在留管理庁が指定している特定秘密は令和5年末時点で1件であり、文書件数は3件である。

これは、法務省入国管理局時代に管理していた特定秘密文書について、平成31年4月に当庁が設置されたことを契機として、令和元年6月に、特定秘密保護法第6条第1項に基づき法務省から提供を受け、特定秘密として指定したものである。

令和5年中に指定又は解除した特定秘密はない。

同年中における適性評価の実施件数は、出入国在留管理庁職員が10件、適合事業者の従業者は0件である。同年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は50名である。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。

ク 公安調査庁（令和 7 年 3 月 19 日審査会） (7) 政府参考人からの説明概要 公安調査庁では令和 5 年中に新たに 2 件の特定秘密を指定した。 同年中、2 件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たす状況に変化はなく、有効期間を 5 年延長した。 特定秘密の指定の解除を行ったものはない。 同年中における適性評価の実施件数は 81 件である。不同意、同意の取り下げ及び苦情の申出の件数はいずれも 0 件であり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者は 0 名であった。 令和 5 年末時点で、特定秘密の取扱いを行うことができる者の数は 286 名である。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について、説明がなされた。 (4) 主な質疑及び答弁の概要 問 1-1. 昨今、いわゆる懸念国において邦人がスパイ容疑で拘束される事案が生じている。公安調査庁においては、在外邦人の安全に関わる情報をどの程度入手し、把握しているか。 〔令和 7 年 3 月 19 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● 当該情報の把握状況を数量的に回答することは困難であるが、いわゆる懸念国の特定有害活動については日々調査分析に取り組んでいる。 ● 調査分析の過程で得られた情報は、関係省庁と適切に共有するとともに、指定の 3 要件に該当する場合には、特定秘密に指定している。 問 1-2. 公安調査庁による在外邦人への接触が、在外邦人の拘束に影響を及ぼしている可能性について、同庁の現状認識如何。 〔令和 7 年 3 月 19 日審査会〕 〔答弁概要〕 ● （公安調査庁における現状認識についての説明がなされた。）	ケ-① 外務省（大臣官房）（令和 7 年 3 月 28 日審査会） (7) 政府参考人からの説明概要 a 外務省全体 外務省は、令和 5 年末時点において 44 件の特定秘密を指定している。 令和 5 年中に新たに指定した特定秘密は 1 件、有効期間を延長した特定秘密は 1 件であり、いずれも国際情報統括官組織が指定したものである。 同年中に指定を解除した特定秘密及び有効期間を満了した特定秘密はない。 外務省全体では、同年中に 354 件の適性評価を実施した。その内訳は、職員が 348 件、適合事業者が 6 件である。このうち特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者は 0 名であった。 評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数、同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は 0 件であった。 b 大臣官房 大臣官房が指定している特定秘密は、令和 5 年末時点で 4 件である。 これらは、公電の秘匿等に用いる暗号 4 件のアルゴリズムの仕様書に関する情報であり、当該特定秘密については期間を区切った指定を行っていない。その理由としては、当該情報が毎年度作成する計画や継続的に収集する情報には当たらないことが挙げられる。 同年中に新たに指定又は解除した特定秘密はなく、指定の有効期間を満了又は延長したものもない。 そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。
--	--

(イ) 主な質疑及び答弁の概要 ○委員からの指摘事項 ● 外務省における特定秘密文書件数の増減の有無及びその理由について、資料の提出のみでなく、審査会の場において明瞭に説明しなければ、外務省の特定秘密の運用の全体像が把握できない。審査会の場における明瞭な説明を重ねて求める。 問1. 外務省は日々多数の情報を入手しているものと推察するが、令和5年中に新規指定した特定秘密は1件のみである。同省の保有する特定秘密文書件数の増加状況如何。 [令和7年3月28日審査会] 〔答弁概要〕 ● (外務省の保有する特定秘密文書件数の増加状況について説明を受けた。) 問2. 各国との首脳会談の内容の大半が特定秘密に該当し得ると思われるが、外務省の特定秘密指定件数が少ない理由如何。 [令和7年3月28日審査会] 〔答弁概要〕 ● 外務省の保有する外交に関する情報のうち、特定秘密保護法表第2号「外交に関する事項」に該当する情報はある程度限られる。 ● 個別の情報について慎重に判断したところ、指定の3要件のうち別表該当性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たす情報が少ないためである。 問3. 1件の特定秘密の中に次々と新たな文書を追加する運用の下では、具体的な文書件数の増減をまず説明しなければ、外務省における特定秘密の管理状況を当審査会で把握することは困難である。審査会に対する説明の仕方に問題があるのではないか。 [令和7年3月28日審査会] 〔答弁概要〕 ● 各特定秘密の文書件数の増減は各局のセッションにおいて回答する。 ● 説明の仕方の改善については今後検討する。	
--	--

ケー② 外務省（総合外交政策局）（令和 7 年 3 月 28 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和 5 年末時点で 4 件である。その内訳は、①我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議に関する情報、②平成 28 年中に国際テロリズムに関して総合外交政策局の情報源になった者などに関する情報、③平成 28 年中に国際テロリズムに関して外国の政府又は国際機関から提供された情報に関する情報、④我が国の中長期的な安全保障政策に関する情報である。

令和 5 年中に新たに指定又は解除した特定秘密はなく、指定の有効期間を満了又は延長したものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 国際テロリズム等の状況が緊迫しているのに対し、外務省は近年、国際テロ等に関する特定秘密を新規に指定していない。同省として適切に情報収集できているのか。

〔令和 7 年 3 月 28 日審査会〕

〔答弁概要〕

● 外務省は適切に情報収集を行っているが、国際テロに関する個別の情報については、既存の特定秘密の指定以降、別表該当性及び特段の秘匿の必要性という指定の要件に照らすと特定秘密に該当するものはなかった。

問 2. 総合外交政策局における令和 5 年中の特定秘密文書の増減、延長及び解除件数如何。

〔令和 7 年 3 月 28 日審査会〕

〔答弁概要〕

● （総合外交政策局における令和 5 年中の特定秘密文書の増減、延長及び解除件数について説明を受けた。）

問 3. 外務省の省秘の秘密区分は「機密」、「極秘」、「秘」の 3 区分となっており、他省庁にはない「機密」の区分が設けられている。これにより、他省庁では特定秘密とされている情報が外務省では「機密」に指定されているのではないかという疑問が生じている。同省における特定秘密と省秘の整理状況如何。

〔令和 7 年 3 月 28 日審査会〕

〔答弁概要〕

● 外務省が保有する秘密の大半は「秘」及び「極秘」である。「極秘」の中に「機密」とする情報が存在するが、ほとんどない。

● 情報保護協定等の下、外国政府との関係で必要がある場合に、トップシークレットとして提供を受けた情報を「極秘」の中の「機密」とすることがある。

● 国内的には、「極秘」や「秘」のうち特定秘密保護法の指定の 3 要件に該当する情報を特定秘密に指定する。特定秘密の代わりに「機密」に指定することはない。

問 4. 外務省は国際テロ情報収集ユニットの情報収集機能の強化のための予算、人員の充実強化を図っているが、同ユニットにおける体制整備状況如何。また、同ユニットの特定秘密指定件数が増加しない具体的理由如何。

〔令和 7 年 3 月 28 日審査会〕

〔答弁概要〕

● （国際テロ情報収集ユニットの現在の体制について説明を受けた。）

● 同ユニットが収集した情報は、内閣官房の国際テロ情報集約室に提供され、同室において政府内への共有が行われる仕組みとなっている。

● 同ユニットの収集した情報自体は特定秘密に該当しない場合でも、内閣官房等における当該情報の分析結果が特定秘密に該当する可能性はある。

- 委員からの指摘事項等
- 昨年行われた日米間の協議に係る文書について、総合外交政策局の保有する特定秘密に該当しないのであれば、北米局の特定秘密として指定される可能性があるのか確認がなされた。

ケー③ 外務省（アジア大洋州局）（令和7年3月28日、令和7年4月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和5年末時点で3件であり、その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、②拉致問題に関する情報、③東シナ海の領域保全に関する情報である。

当該特定秘密については、いずれも期間を区切った指定を行っていない。その理由としては、①異なる時期に得られた情報が相互に複雑に関連していること、②指定の3要件を満たさなくなる時期が予測できないこと、③期間を区切った指定を行うと関係国とのやり取りや省内における検討の時期や頻度、情報の取得状況が明らかとなり、外国政府との交渉や協力が困難となるおそれがあることが挙げられる。

令和5年中に新たに指定又は解除した特定秘密はなく、指定の有効期間を満了又は延長したものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. アジア大洋州局が指定する特定秘密に関連する極秘の情報はどのくらい存在するのか。同局における特定秘密文書と極秘文書の保有割合如何。

[令和7年3月28日審査会]

〔答弁概要〕

- （アジア大洋州局が指定する特定秘密文書と極秘文書の保有割合について説明を受けた。）

問 1-2. 外務省全体として保有している極秘文書と特定秘密文書の件数の保有割合についても当審査会に説明すべきであると考えるが、同省の見解如何。

[令和 7 年 3 月 28 日審査会]
[令和 7 年 4 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

(大臣官房) (令和 7 年 3 月 28 日)

- 極秘文書の保有割合については、後日報告する。

(大臣官房) (令和 7 年 4 月 17 日)

- (参考情報として、外務省内で特定秘密を主管する部局に在外公館から届く電報の総数のうち、「極秘」の割合について説明を受けた。)

問 2-1. アジア大洋州局が指定する特定秘密は、期間の区切りがない特定秘密であるが、一度指定した特定秘密文書は、基本的に解除することはないのか。

[令和 7 年 3 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(大臣官房)

- 基本的には解除しないが、状況が変われば特定秘密文書の位置付けが変わることがあり、その結果、指定を解除した事例はある。
- アジア大洋州局が指定している特定秘密文書は、状況が変わらない限り、指定は解除されない。

問 2-2. 作成後 30 年経過した行政文書は公開するとの原則がある。外務省の特定秘密文書には作成後 30 年経過した文書もあるが、その公開に関する方針如何。当該方針と期間を区切った指定を行っている理由との整合性如何。

[令和 7 年 3 月 28 日審査会]
[令和 7 年 4 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

(大臣官房) (令和 7 年 3 月 28 日)

- 後日報告する。

(大臣官房) (令和 7 年 4 月 17 日)

- 外務省における作成後 30 年を経過した特定秘密文書は、全て日露平和条約の締結交渉に係る文書である。
- 当該文書を公表すると現在も続く交渉に支障を与えるおそれがあるため、保存期間を延長している。
- 仮に当該文書又は特定秘密の指定が解除され、行政文書としても保存期間が満了した場合、歴史公文書として国立公文書館に移管されることとなる。
- 今後、指定期限を迎える特定秘密文書についても、毎年行っている定期検査等を利用し、期限の延長や特定秘密としての指定の維持の必要性について判断をする。

問 3. 北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報及び拉致問題に関する情報について、それぞれの特定秘密の文書件数の増減の推移如何。

[令和 7 年 3 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

- (各特定秘密の文書件数の増減の推移について説明を受けた。)

問4. 令和6年2月、韓国政府で対北朝鮮政策を統括する金瑛浩^{キム・ヨンハ}首相は、韓国入りした脱北者から日本人拉致被害者に関する情報収集を新たに行い、日本政府と共有する方針を明らかにした。日本人拉致被害者に関する情報について、韓国政府からの提供状況如何。 [令和7年3月28日審査会] 〔答弁概要〕 ●（韓国政府からの情報提供の状況等について説明を受けた。） 問5. 中国は東シナ海以外の我が国周辺空海域や南シナ海での活動も活発化させている。しかし、これらの活動に関する情報は、中国に関する新たな特定秘密として指定されていない。極秘等の省秘として指定されているという認識でよいか。 [令和7年3月28日審査会] 〔答弁概要〕 ● 当該活動に関する情報の多くは、極秘文書として指定されている。 問6. 台湾に関する特定秘密の指定状況如何。 [令和7年3月28日審査会] 〔答弁概要〕 ●（台湾に関する特定秘密の指定状況について説明を受けた。）	問7. 外務省においては国際情報統括官組織も外国の政府等から提供を受けた情報を特定秘密に指定している。当該特定秘密と各地域局が指定している各国から提供を受けた情報に係る特定秘密との相違点如何。 [令和7年3月28日審査会] 〔答弁概要〕 （大臣官房） ●（双方の特定秘密の相違点について説明を受けた。） ○委員からの指摘事項等 ● 期間の区切りがない特定秘密の運用について、審査会の場合でしっかりと説明し、委員から特定秘密が適切に管理されていないのではないかとの疑念を持たれないようにする必要がある。
--	--

ケー④ 外務省（北米局）（令和 7 年 3 月 28 日、令和 7 年 4 月 17 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

北米局が指定している特定秘密は、令和 5 年末時点で 2 件である。

その内訳は、①2007 年 8 月 10 日に署名された日米 G S O M I A（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する情報、②日米安全保障協議委員会（「2＋2」）及び日米防衛協力のための指針など、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報で、国民の生命及び身体保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報である。

当該特定秘密については期間を区切った指定をしていない。その理由としては、①異なる時期に得られた情報が相互に関連していること、②期間を区切った指定を行うと日米間のやり取りの時期や頻度が明らかとなり、米国との信頼関係あるいは我が国の情報保全体制の信用等に影響を及ぼすおそれがあることが挙げられる。

令和 5 年中に新たに指定又は解除した特定秘密はなく、指定の有効期間を満了又は延長したものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 日米地位協定の運用を協議する機関である日米合同委員会の合意事項及び議事録について、特定秘密に指定していないのであれば、公開すべきである。特に日米合同委員会の議事録が 65 年間全く公開されていないのは問題である。公文書管理法等を踏まえ、公開すべきではないか。

[令和 7 年 3 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

- 日米合同委員会の合意事項及び議事録は特定秘密に指定していない。
- 日米合同委員会に係る資料等については、公開できるものは公開するよう努めている。

- 同委員会の合意事項及び議事録の公開については、日米双方の同意が必要とされており、公表できるものについては、公表する。外務大臣の指導の下で、しっかり対応する。

問 2. 北米局の保有する特定秘密のように、令和 5 年審査会意見²⁷において指摘した期間の区切りができない特定秘密について、適切に運用するために外務省においてどのような工夫や確認が可能なのか。検討の上、報告を求める。

[令和 7 年 3 月 28 日審査会]
[令和 7 年 4 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（北米局）（令和 7 年 3 月 28 日）

- 後日報告する。

（大臣官房）（令和 7 年 4 月 17 日）

- 外務省が保有する指定の期間を区切っていない特定秘密 8 件については、以下の観点から今年改めて精査を行う。

- ① 期間を区切ることの可否を再度確認し、可能なものがあれば適切な指定へ改める。
- ② 区切ることができない場合、当該特定秘密に係る説明を工夫すること、理解を得られるよう努める。
- ③ 当審査会の場においては、特定秘密の内容だけでなく、文書件数の増減等についての説明も行う。

○委員からの指摘事項等

- 日米間で合意がない限り日米合同委員会の議事録を公表しないとする昭和 35 年の合意²⁸が、国民への説明責任を全うするための情報公開法や公文書管理法に優先しているのは民主国家として問題である。

²⁷ 本報告書 92 頁参照

²⁸ 外務省「日米合同委員会の議事録の公表について（概要）」（昭和 35 年 6 月）。日米合同委員会の日本側代表は外務省北米局長、米側代表は在日米軍司令官兼副司令官。

ケ-⑤ 外務省（欧州局）（令和7年3月28日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

欧州局が指定している特定秘密は、令和5年末時点で1件である。具体的には、日露平和条約締結交渉に関する情報である。
当該特定秘密については期間を区切った指定を行っていない。その理由としては、①当該交渉が長年にわたり継続して行われていること、②過去の積み重ねを今後の交渉に反映させるために情報を一元的に指定する必要があることが挙げられる。

令和5年中に新たに指定又は解除した特定秘密はなく、指定の有効期間を満了又は延長したものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 欧州局は、日露平和条約締結交渉の内容について、作成後30年を経過しても特定秘密文書として長期間非公開としているのか。

[令和7年3月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 作成後30年経過した文書についても、当該文書の内容が公になることで日露平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれがあるものについては、特定秘密文書として非公開としている。

問1-2. 日露平和条約交渉の内容として含まれる文書は、交渉における不利益が生じないようにしながらも、主権者たる国民の外交への理解に資するよう可能な限り開示すべきと考えますが、欧州局の見解如何。

[令和7年3月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 当該特定秘密文書について、特定秘密として保護する必要性がなくなった場合には、歴史公文書として取り扱うこととなる。
- 現在に至るまで当該交渉が継続されているところ、今後の交渉への影響を勘案しながら検討を行っている。

問2. 日露平和条約交渉に関する内閣総理大臣経験者の様々な発言が著書等で発信されているところ、その発言を評価できるよう、当該発言に係る文書を開示すべきと考えますが、同局の所感如何。

[令和7年3月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 個別の発言や著作等について、政府としてコメントすることは差し控える。
- 情報が公開されることによる今後の外交交渉への影響という観点から、注意深く検討を行っている。

ケー⑥ 外務省（領事局）（令和 7 年 3 月 28 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

領事局が指定している特定秘密は、令和 5 年末時点で 1 件である。これは、国外における武力紛争等の大規模緊急事態発生時の邦人退避についての関係国との協力の方針に関する情報である。

当該特定秘密については期間を区切った指定を行っていない。その理由としては、①対象情報の範囲が明確であること、②期間を区切った指定を行うと当該関係国との調整時期や頻度、回数等が明らかとなり、我が国の情報保全体制に対する信用維持に影響を及ぼすおそれがあることが挙げられる。

令和 5 年中に新たに指定した特定秘密はなく、指定を解除したもの、有効期間の満了を迎えたもの及び延長したものもない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問、領事局は在外邦人の保護を所掌しているにもかかわらず、特定秘密の新規指定を行っていない。近年、いわゆる懸念国において邦人からスパイ容疑で拘束される事案が生じているが、当該事案に係る情報は、領事局が指定する特定秘密には含まれないとの理解でよいか。

[令和 7 年 3 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

- 当該事案に係る情報は、現在、領事局が指定している特定秘密には関係しない。
- 当該事案等に関し、領事局が保有する秘匿性の高い情報としては、拘束された当事者の属性やプライバシーに関係すること、領事面会でのやり取り等が挙げられる。
- 当該情報の中には、省秘に指定しているものがあるが、特定秘密保護法の指定の 3 要件に該当する情報は出現していない。

ケー⑦ 外務省（国際情報統括官組織）（令和 7 年 3 月 28 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

国際情報統括官組織が指定している特定秘密は、令和 5 年末時点で 29 件である。

令和 5 年中に新たに指定した特定秘密は 1 件である。これは、外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報である。当該情報が漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、特に秘匿する必要があり、指定したものである。同年中、平成 31 年 1 月に指定した特定秘密 1 件について、有効期間を延長した。

同年中、当組織において、指定を解除した特定秘密はない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1、国際情報統括官組織は毎年、外国の政府等から同組織に対し提供のあった情報を特定秘密に指定しているが、各特定秘密の指定書の内容等が幅広く具体性に欠けるため、どのような情報が該当するのか、外部からは類推が困難である。

外国の政府等から提供のあった全ての対象情報を含有し得るような包括的な指定を行っている理由如何。

[令和 7 年 3 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

- （国際情報統括官組織が指定している特定秘密に含まれる情報について説明を受けた。）
- 当該特定秘密の性質上、対象情報の範囲を詳細に限定すると、それ自体が機微な情報となってしまうため、このような指定を行っている。

問1-2. 外務省の他局においては、機微な情報であっても、一定程度対象情報の範囲を限定して指定している。
国際情報統括官組織において同様の運用ができない理由如何。
[令和7年3月28日審査会]

〔答弁概要〕

- 当組織が特定秘密に指定している情報は、対外公表を行わないことを前提として外国政府等から提供を受けたものである。
- (国際情報統括官組織において同様の運用ができない理由について説明を受けた。)

コ 経済産業省 (令和7年3月19日審査会)

(7) 政府参考人からの説明概要

経済産業省は、令和5年末時点で、情報収集衛星に関する情報4件を特定秘密に指定している。

これらの特定秘密は、平成26年の特定秘密保護法施行時、既に内閣官房から提供を受けていた情報について、平成23年から26年の年ごとに指定したものである。当該特定秘密文書は全て保存期間が満了しており内閣府の同意が得られたことから、令和3年中に全て廃棄した。その後は新たな特定秘密の指定は行っていない。

適性評価の実施状況について、令和5年中の適性評価実施者数は合計55名であり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者は0名であった。現在、適合事業者はいない。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 現在、経済産業省は適合事業者を指定していない。政府として経済安全保障に関する情報収集や分析能力を強化する中、今後、経済安全保障上の新たな脅威に関する機微な情報が出現し、民間事業者との間で当該情報のやり取りが生じることも考えられる。
同省が当該情報を入手した場合の対応方針如何。
[令和7年3月19日審査会]

〔答弁概要〕

- 特定秘密保護法に基づき、指定の3要件に該当する情報は特定秘密に指定する。
- 経済安全保障上の新たな脅威に関する情報について、当該情報が特定秘密保護法別表細目に該当しないものの、その漏えいが特定秘密の漏えいと同等の著しい影響を及ぼす場合には、別表細目及び運用基準の改正等の必要性を含め、内閣情報調査室と協議・検討する。

問1-2. 本年5月の重要経済安保情報保護活用法の施行により、経済安全保障の取組が進めば、経済産業省として特定秘密又は重要経済安保情報に指定すべき情報が増加すると想定される。
同省の情報保全体制を抜本的に拡充するための体制整備状況如何。

[令和7年3月19日審査会]

〔答弁概要〕

- 経済安全保障の取組を進める上で、特定秘密又は重要経済安保情報の指定対象になり得る情報入手する可能性はある。
- 指定の在り方については、特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法等を踏まえて精査を進める。
- 省内においては、秘密保護規程の整備や人員の確保を進めている。
- 民間事業者に対しては、令和6年度補正予算において、情報保全施設の導入支援のための予算を確保している。

ヤ 海上保安庁（令和7年3月19日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

海上保安庁において、令和5年末時点で指定している特定秘密は24件である。令和5年中に新たに指定した特定秘密は1件である。
同年中、指定を解除した特定秘密はなく、2件の特定秘密について指定の有効期間を3年間延長している。指定書の記載事項の変更はなかった。
海上保安庁が同年中に実施した職員に対する適性評価の実施件数は266件であり、適合事業者の従業者に対する適性評価の実施件数は0件である。同年中に、適性評価の対象者が同意をしなかった件数、同意を取り下げた件数、申出のあった苦情の件数はいずれも0件であった。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 海上保安庁は、外国の政府からトングレンクレットとして提供された情報は特定秘密に指定しているが、「グレーゾーン事態²⁹」における海上自衛隊との連携等、現場の業務を通じて得られた多くの情報を特定秘密に指定していない。
同庁における指定に当たっての該当性判断基準如何。

[令和7年3月19日審査会]

〔答弁概要〕

- 海上自衛隊との連携等、現場の業務で収集した個別・断片的な情報については、その漏えいが直ちに我が国の安全保障に著しい支障を与えるものには当たらないと判断し、特定秘密に指定していない。
- 特定秘密に該当しない情報であっても、複数組み合わせることによって特定秘密に該当する場合もあるが、そのような情報は現状保有していない。
- 他方、平成26年に内閣官房（事態対応・危機管理担当）が指定したグレーゾーン事態に係る特定秘密の提供を受けている。

²⁹ 「グレーゾーン事態」とは、純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を強制的に表現したもの。一例として、国家間において、領土、主権、海洋等の権益等について対立があり、一方の当事者が、武力攻撃に当たらない範囲で実力組織などを用いて、頻繁にラセセンスを示すこと等により、現状の変更を試み自国の主張、要求の受入れを強要しようとする行為が行われる状況をいう。（令和6年版防衛白書：39頁）

問2. 審査会意見においては、AIを活用した情報収集・分析能力の強化[※]を求めている。海上保安庁におけるAIの活用に係る検討状況如何。

[令和7年3月19日審査会]

〔答弁概要〕

● 実用化には至っていないが、膨大な公開情報の中から関心事項を効率的に抽出するためのAIの活用について引き続き検討・研究を進める。

シ-① 防衛省（防衛政策局）（令和7年4月9日審査会）

―特定秘密漏えい事案に係る説明及び質疑については、「第2-3 報告（防衛省における特定秘密漏えい事案等について）」参照

(7) 政府参考人からの説明概要

a 防衛省全体

防衛省においては、特定秘密保護法施行以降、令和5年末までの間に、特定秘密の指定を473件行い、このうち13件の指定を解除し、31件について有効期間が満了している。

令和5年末時点では429件の特定秘密を運用している。令和5年中に指定した特定秘密は32件であり、指定を解除したものは2件、有効期間が満了したものは0件、有効期間の延長をしたものは22件、指定書の記載事項を変更したものは25件ある。

令和5年中における適性評価の実施件数は、防衛省の職員20,060件、適合事業者の従業員343件、計20,403件である。

同年中に防衛省における適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は16件、評価対象者が同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

令和5年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛省の職員が121,302名、適合事業者の従業員が1,157名で、計122,459名である。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について詳細な説明がなされた。

b 防衛政策局

防衛政策局が令和5年中に指定した特定秘密は27件である。同年中に指定の解除又は有効期間が満了したものはなかった。

対象情報指定の要件を引き続き満たすと判断し、指定の有効期間を延長したものが16件ある。延長した指定の有効期間は5年間である。指定書の記載事項を変更した件数は25件であり、いずれも特定秘密を取り扱わせることができる官職の追加などの変更を行った。

[※] 本報告書101頁参照

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 防衛省における適性評価の年間の実施件数はほとんど変化していないにもかかわらず、令和5年中の適性評価の不同意者数は令和4年中の2人から大幅に増加して16人となっている。不同意者数が増加した要因についての防衛省の分析結果如何。

[令和7年4月9日審査会]

〔答弁概要〕

- 評価対象者の不同意の理由については聴取できないため把握していない。

問1-2. 漏えい事案で関係者の懲戒処分が実施されたことを受けて不同意者が増加したとも推測できる。不同意者数の増加理由について、直接聞き取り調査等を行うことができないとしても、防衛省として分析を行う必要があるのではないか。

[令和7年4月9日審査会]

〔答弁概要〕

- 漏えい事案を受けて、特定秘密の取扱業務の責任の重さが職員の間で認識され、不同意者数の増加に繋がった可能性はある。
- 個々の不同意の理由を確認することはできないが、今後どのように対応していくべきか、問題意識を持って検討する。

問2. 適性評価の不同意者数の増加により、特定秘密を取り扱う部署において、新たな人事異動の必要性や人員不足等の支障が生じることも考えられるが、防衛省の対応状況如何。

[令和7年4月9日審査会]

〔答弁概要〕

- 例年に比べて不同意者数が増加しているが、それによって業務上の支障は生じていない。

問3. 能動的サイバー防御の仕組みを構築する法律案が国会において審議中である³¹。防衛省では既に自衛隊サイバー防御隊が組織されているが、サイバー関連の特定秘密にはどのようなものがあるのか。

[令和7年4月9日審査会]

〔答弁概要〕

- サイバー関連の特定秘密としては、相手方がサイバー攻撃を行うことを阻止し、又は相手方の戦力の円滑な機能発揮を妨害することを目的とする自衛隊サイバー防御隊の能力に関する情報がある。
- (当該能力に関連する情報について追加説明を受けた。)

³¹ 関連法案2本（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案）（第217回国会開法第4号）及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（第217回国会開法第5号）が国会に提出され、令和7年5月16日に成立した。

シー② 防衛省（大臣官房）（令和7年4月17日審査会） 政府参考人からの説明概要 （内閣府と廃棄協議中の特定行政文書ファイル等） 資料を提出した令和6年8月31日時点において、独立公文書管理監による検証・監察を終え内閣府と廃棄協議を行っている特定行政文書ファイル等は1,052件、文書にして7,891件である。 これらはいずれも複製物であり、正本が別途保管されている文書であることから、保存期間満了後の措置を廃棄とした。 （令和5年中に廃棄した特定行政文書ファイル等） 特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間1年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和5年中に廃棄した特定行政文書ファイル等は7件、文書にして31件である。 これらはいずれも複製物であり、原本が別途保管されていることから、保存期間満了後の措置を廃棄とした。 （特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す内規等） 令和6年3月27日に防衛省行政文書管理規則の一部改正を行った。 本改正は、公文書管理法施行令（平成22年政令第250号）及びガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の改正に伴うものである。 特定秘密文書にも適用される歴史公文書等の該当性の判断基準を示す別表第2において、政策単位での保存期間満了時の措置を移管とするもののうち、「災害及び事故物件への対応」に関して、激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌 O157 や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するものを追加した。 また、保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等であっても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史文書として重要な公文書その他文書に該当すると判断される場合には保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要があること等を追加した。	シー③ 防衛省（整備計画局）（令和7年4月17日審査会） （7）政府参考人からの説明概要 整備計画局が令和5年中に新たに指定した特定秘密は3件である。その内訳は、①海上自衛隊が作成するHSCUII－F1シリーズIP暗号機に使用する規約、②次期戦闘機の運用構想並びに飛行、被観測性、火器管制システム及び電子戦システムに係る性能に関する情報、③陸上自衛隊が作成するシステム・ネットワークやネジメソシステムの暗号管理装置に係る規約である。 同年中、指定を解除したものは2件である。その内訳は、①陸上自衛隊が運用する複写電送装置（FAX）の通信内容の暗号化に使用する規約、②平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に自衛隊指揮通信システム隊が実施する情報収集に関する研究に係る情報であり、ともに解除条件を満たしたことを確認したため、指定を解除した。なお、①についてはその運用が終了し、当該規約を既に廃棄した。 同年中、指定の有効期間を延長したものは5件である。これらは現在も運用されている装置に係る特定秘密であり、当該装置は令和8年3月までに運用を終了し、廃棄する見込みであることから、延長した有効期間はいずれも2年3か月である。 （4）主な質疑及び答弁の概要 問1. 整備計画局が令和5年中に指定を解除した特定秘密2件について、当該特定秘密の提示がなければその具体的内容を確認することができず、当審査会において解除の適否を判断することができないため提示すべきではないか。 【令和7年4月17日審査会】 【答弁概要】 ●当該特定秘密の内容について理解を得られるよう、まずは口頭説明を行う。 ●（整備計画局が令和5年中に指定を解除した特定秘密の具体的内容及び解除理由について補足説明を受けた。）
--	--

問2. 能動的サイバー防御の仕組みを構築する法律案が今国会において審議中である³²。能動的サイバー防御が導入され、自衛隊がアクセス・無害化措置を実施することになれば、特定秘密に該当するような情報が生じると考えるが、同省は具体的にどのような情報を特定秘密に指定することを想定しているか。

[令和7年4月17日審査会]

〔答弁概要〕

- どのような情報をどのような秘密区分とするかについては、これから法施行までの間に政府内で検討する。
- 防衛省としては、例えば、アクセス・無害化措置の手法に係る情報が自衛隊の運用関係の特定秘密に該当し得ると考えている。
- 自衛隊がアクセス・無害化措置を実施すれば、当該措置に係る報告を行うこととなるが、当該報告内容にも特定秘密に該当する情報が含まれる可能性がある。

○委員からの指摘事項

- 当審査会が特定秘密の指定及び解除等の適否を判断するために、政府参考人の口頭説明のみならず、特定秘密の提示要求を行うなど、当審査会の調査方法の在り方を委員間で議論する必要性について問題提起がなされた。

³² 関連法案2本（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」（第217回国会閣法第4号）及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（第217回国会閣法第5号）が国会に提出され、令和7年5月16日に成立した。

³³ 上記法案では、重大な被害を防ぐため、警察や自衛隊は新たに設置する独立機関「サイバー通信情報監視委員会」の承認を得た上で、攻撃元の手ざかりなどアクセスし無害化する措置を講じることかできるとしている。

シー④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和7年4月17日審査会）
政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部では、令和5年末時点で13件の特定秘密を指定している。

令和5年中に新たに指定した特定秘密は2件である。

同年中、指定の有効期間を延長したものは1件であり、延長した有効期間は5年間である。

同年中、指定の解除、有効期間の満了又は指定書の記載事項の変更をしたものはない。

ス 防衛装備庁（令和7年4月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

防衛装備庁における令和5年末時点の特定秘密の指定件数は22件であり、令和5年中に新たに指定したものは1件である。

同年中、指定の有効期間を延長又は満了したものはなく、指定を解除したものもない。

同年中、防衛装備庁の職員に対して296件、適合事業者の従業員に対して942件、計1,238件の適性評価を実施した。評価対象者が同意をしなかった件数は1件であり、同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

令和5年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛装備庁の職員が951名、適合事業者の従業員が2,540名である。

なお、防衛省本省の特定秘密漏えい事案に係る再発防止策の実施に当たっては、勧告を踏まえ、当庁においても防衛省本省と協力、連携しながら取り組んでいく。

また、令和6年中に行った1件の特定秘密³⁴の指定書の記載内容の追加³⁵について、令和7年3月、内閣府独立公文書管理監から、記載内容を取り消した上で、別途追加しようとした情報を新規に指定するよう是正の求めを受けた。これを受けて、同月中に新たに特定秘密1件を指定し、その旨を独立公文書管理監へ報告した。

そのほか、審査会要求資料に基づき、特定秘密文書の保有状況等について、説明がなされた。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 防衛装備庁は多数の適合事業者を指定しており、特定秘密を取り扱うことができる従業員数も多い。

情報漏えい防止の観点から、適合事業者の秘密保持体制をどのようにに担保しているか。実地検査の実施状況如何。

〔令和7年4月17日審査会〕

〔答弁概要〕

- 当庁は、適合事業者が指定の要件（管理者の指定、保全規則の制定、適正な情報保全教育の実施、必要な設備の設置等³⁶）を満たしているか否か事前に確認している。
- 特定秘密を取り扱う従業員数は必要最小限としている。取り扱わせるに当たっては、適合事業者から候補者名簿の提出を受けた後、本人による調査票の提出、上司に対する聴取を経ている。
- 適合事業者に対しては、当庁が月1回検査を実施し、必要に応じて是正の指導を行う。
- 同検査は、現地に保全状況の検査を行うための教育を受けた職員を派遣し、特定秘密の管理帳簿や電子計算機のシステムログ等を検査する実地検査である。
- これまでに適合事業者から特定秘密が漏えいした事案はない。

³⁴ 日英伊3か国による機関機関連技術開発プロジェクト実施のために取り扱う情報
³⁵ グローバル機関航空プログラム政府内機関（GIGO）の設立に伴う同機関が取り扱う秘密区分の追加

³⁶ 特定秘密の保護に関する法律施行令第11条、同13条及び同14条

問 1-2. 防衛装備庁による月 1 回の検査以外に、適合事業者が独自に常時行う特定秘密の適正な管理のための体制如何。

[令和 7 年 4 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- 適合事業者は、特定秘密を取り扱う従業者に対し、年 1 回の研修を実施し、各人の能力と意識の涵養に努めている。
- 各適合事業者には特定秘密の責任者としての管理者が置かれている。部門責任者が兼務するのが例である。管理者の指定に当たっては、当庁においても人選の適切性を確認している。
- このほか、特定秘密の管理に係る帳簿の作成等、必要な記録を残している。

問 2. 防衛装備庁が直接契約する適合事業者に対しては、法令によりサイバー対策等が義務付けられているが、当該適合事業者の中小受託事業者についても適切な秘密保持体制が構築できているか。

[令和 7 年 4 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- 適合事業者の中小受託事業者についても、特定秘密を取り扱う必要がある場合には適合事業者と同等の措置を講ずることとしており、防衛省・適合事業者・中小受託事業者の三者間において、特定秘密の保護に関する特約条項^{xx}を含む契約を締結している。
- 当庁は、適合事業者と同様に中小受託事業者に対しても月 1 回の実地検査を実施している。また、適合事業者も中小受託事業者に対して検査や指導を実施している。

^{xx} 防衛省「特定秘密の保護に関する特約条項」参照

(3) 令和 5 年「政府に対する意見」への政府の対応状況

令和 5 年年度報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見」（審査会意見）として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目ごとに、順次記述する。

令和 5 年審査会意見の項目

- I 政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況等に対する意見
 - 1 指定の在り方
 - 2 運用基準の見直し関係
 - 3 サイバー攻撃に対する情報保全
 - 4 AI を活用した情報収集・分析能力の強化
 - 5 審査会への対応関係
- II 海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案に関する意見

Ⅰ 政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況等に対する意見 1 指定の在り方 (1) 特定秘密保護法施行10年を契機として、各行政機関は、特定秘密に指定すべき情報が他の秘密区分に整理されていないかなど、特定秘密の指定要件の該当性判断が適切になされているか、改めて精査すること。 (2) 各行政機関においては、運用基準に則り、指定する対象情報の範囲が明確であるか改めて確認し、当該情報を継続的に収集することが想定される場合には、期間を区切るなどして適切に指定すること。そうした指定が困難な場合には、当該特定秘密の文書件数の増減の有無及びその理由について、審査会に対し丁寧に説明すること。 (3) 情報の性質によっては、対象情報の範囲を期間等によって限定することにより、かえって情報保全上のリスクが生じる懸念がある場合には、各行政機関は、そうした可能性の有無について改めて検証し、必要があれば対象情報の範囲の見直しについて検討すること。 (各行政機関における対応) 【国家安全保障会議】 (1)について 会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたものを特定秘密として指定するとともに、指定された情報がその後も特定秘密の要件を満たしているかについて、定期的に確認を行うなど、特定秘密該当性の判断を適切に行っている。 (令和7年3月11日 審査会) 【内閣官房（国家安全保障局）】 (1)について 特定秘密に指定すべき情報が発生した場合には、速やかに指定を行うとともに、指定された情報がその後も特定秘密の要件を満たしているかについて、定期的に確認を行うなど、特定秘密該当性の判断を適切に行っている。 (令和7年3月11日 審査会) 【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】 特定秘密の指定については、特定秘密保護法及び運用基準の規定に基づき、特定秘密の3要件全てに該当するものであるか十分に精査し、特定秘密に該当するものは現在の指定2件以外にはないと判断した。また、現在の指定2件は、その作成時期を併せて記述することにより、指定の対象情報を明確化している。 (令和7年3月11日 審査会)	【内閣情報調査室】 (制度全般を所管する立場としての対応) (1)について 現時点では特定秘密を指定していない機関も含めて、指定権限のある全機関に、特定秘密に指定すべき情報を、例えば、「秘」や「極秘」のような別の秘密区分により管理していないかなどを、改めて確認するよう求めた。 これに対し全機関から、不適切な事例はなかった旨回答を得たが、来年は、「秘」相当の情報を保護する重要経済安保情報保護活用法が施行されるため、同法を所管する内閣府と協力しながら、施行準備の段階より、秘密区分の適用に誤りが生じないようにするための精査をする。 (2)について 現時点において特定秘密を指定している全機関に、期間を区切ることで対象情報を限定する指定方法を適切に用いているかどうかなどを、改めて確認するよう求めた。全機関から、不適切な事例はなかった旨回答を得た。 また、この方法によらない指定に関し、期間を区切らない理由、指定以降の関連文書の増減の状況、増減の理由について報告を求めたところ、文書が増加したもの、増減のないもの、少数ではあるが減少したものがあった。その理由は、例えば、関連する取組を継続している、技術的な改良を行った、調整や交渉が進展した、相手方から追加の提供があったなど、様々であった。 (3)について 当該情報保全上のリスクは各機関共に認識している。対象情報に係る検討や調整、交渉を行った時期が明らかとなるリスク、情報内容が推察されるリスク、そのリスクを相手方が許容していない事情等を踏まえ、期間を区切らない指定の方法をとる例が多くあるところであり、引き続き配慮する。 (令和6年12月19日 審査会) (内閣情報調査室内における対応) (1)について 特定秘密の指定要件の該当性について改めて精査した。令和6年11月に特定秘密を取り扱う部署に照会し、全て問題ないことを確認した。 (2)について 期間を区切った指定が適切になされており、問題ないことを確認した。 (3)について 対象情報の範囲を期間等によって限定することにより、かえって情報保全上のリスクが生じる懸念があるか検証を行い、全て懸念がないことを確認した。 (令和7年3月11日 審査会)
--	--

【内閣府】 (1)について 府内の全部局において、特定秘密に指定すべき情報が他の秘密区分に整理されていないことを確認済みである。 (2)、(3)について 令和5年末時点で指定している特定秘密の原議は、米国民政府において「SECRET」に指定されており、我が方で主體的に条件設定できるものではないことから、指定期間を区切るなどの対応は行っていない。なお、当該特定秘密は令和4年の指定以来、文書件数の増減はない。 (令和7年3月11日 審査会) 【警察庁】 (1)について 指定の理由の点検等の機会を捉え、特定秘密に指定すべき情報が他の秘密区分に指定されていないかについても確認を行うこととしており、それにより、適切に指定がなされていることを確認した。 (2)について 審査会意見を踏まえつつ再検討した結果、平成26年に特定秘密に指定した暗号の鍵に関する情報については、継続的に出現することが想定されたことから、当該指定について、期間を区切って指定する形に改めた。 (3)について 対象情報の範囲を期間等によって限定することにより、かえって情報保全上のリスクが生じる可能性のある指定はない。 (令和7年3月19日 審査会) 【総務省】 従前より、特定秘密の指定の範囲を明確にして適切に指定してきているところ、引き続き、適切に対応することとしたい。 (令和7年3月19日 審査会) 【法務省】 特定秘密の指定について、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準、及び法務省特定秘密保護規程に従い適切に行っているところ、引き続き、その適正な運用に努める。 (令和7年3月19日 審査会)	【出入国在留管理庁】 指定している特定秘密以外に、当庁が保有する行政文書に特定秘密として指定すべき情報がないこと、指定する対象情報の範囲が明確であることを改めて確認した。 (令和7年3月19日 審査会) 【公安調査庁】 定期検査において、指定漏れの文書が発生していないか、他の異なる区分で整理されていないかを確認した。 また、情報保全上のリスク、期間を区切る場合と区切らない場合のメリット・デメリット等について真摯に検討し、現行のとおりとすることが最善であることを確認した。 (令和7年3月19日 審査会) 【外務省】 (1)～(3)について 各部署において、保有する特定秘密の対象情報の範囲の明確化や期間の設定の在り方について改めて検討した。 また、大臣官房として、当省が保有している44件の指定の点検を実施した。点検の結果、期間を区切った指定となっていない特定秘密のうち、5件は「毎年度作成する計画や継続的に収集する情報」に該当しないこと、8件はそれぞれの情報の性質や案件等に応じ、情報管理や情報保護の観点から適切な指定の在り方をとっていることを確認した。なお、全44件のうち、31件は期間を区切った指定となっている。 (令和7年3月28日 審査会) 【経済産業省】 (1)～(3)について 令和6年11月に特定秘密の指定要件の該当性判断が適切になされている旨確認した。 また、指定する対象情報の範囲について、期間を区切ることによって対象情報の範囲を明確化することが情報保全上適切である旨確認している。 (令和7年3月19日 審査会) 【海上保安庁】 (1)について 特定秘密の指定要件の該当性判断について精査した結果、適切に特定秘密の指定の判断がなされていることを確認した。 (2)について 全での特定秘密について、1年ごとに期間を区切って指定し、対象情報の範囲を明確にしている。 (3)について 対象情報の範囲を期間等で限定することにより情報保全上のリスクが生じる懸念はなく、期間を区切るなど適切な指定を継続する。 (令和7年3月19日 審査会)
---	--

【防衛省】 (1)について 秘密保全の状況に係る年2回以上の定期検査や年1回の秘の指定の見直しなどの機会に特定秘密に指定されるべき情報を含む文書等が秘として指定されていないか確認している。 (2)について 指定の理由の点検等を年1回以上実施し、特定秘密に指定した対象情報の範囲が明確であるか確認している。 特定秘密の指定に当たっては、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、期間を区切るなどしている。 （令和7年4月9日 審査会） 【防衛装備庁】 (1)について 内規に基づき、特定秘密等の保護状況について年2回以上定期検査等を実施しており、他の秘密区分を含め、秘密区分の妥当性を確認している。 また、特定秘密の指定に当たっては、運用基準の規定を遵守し、指定の3要件への該当性の判断を適切に実施している。 (2)について 新たに情報を特定秘密に指定する際には、運用基準の規定を遵守し、指定する対象情報の範囲を明確にするとともに期間を区切った適切な指定に努める。 (3)について 対象情報の範囲の限定のやり方について検証し、情報保全上のリスクが生じる懸念がないことを確認した。 （令和7年4月17日 審査会）	2 運用基準の見直し (1) 令和7年中に運用基準の見直し時期が到来するに当たり、内閣情報調査室は、一度も特定秘密に指定されていない法別表細目の必要性等、これまでの審査会からの指摘及び意見を踏まえ、見直し項目を検討するとともに、その経過を審査会に報告すること。 (2) 内閣情報調査室は、重要経済安保情報保護・活用法の成立に伴う特定秘密保護法の運用基準の見直しについて、審査会に速やかに報告すること。 （各行政機関における対応） 【内閣情報調査室】 (検討状況について、説明を受けた。) （令和6年12月19日 審査会）
---	--

3 サイバー攻撃に対する情報保全
各行政機関においては、情報システムの防護態勢を随時見直し、サイバー攻撃に対する検知能力及びクローズドのシステムへの攻撃に対する対処能力を抜本的に強化すること。

(各行政機関における対応)

【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】

特定秘密文書の大部分を紙媒体で管理しているほか、特定秘密情報を記録する電磁的記録をスタンバイ型で、かつ、特定秘密の取扱いの業務を行う職員のみがアクセスできる措置が講じられた電子計算機で取り扱っている。

(令和7年3月11日 審査会)

【内閣情報調査室】

(制度全般を所管する立場としての対応)
各関係行政機関において、インターネットに接続していないシステムに関し、例えば、ログの自動分析や事後追跡、システム管理権限を有するアカウントの動作監視、暗号化ソフトや認証システムの更新・高度化等の対策を推進していることを確認している。

(令和6年12月19日 審査会)

(内閣情報調査室内における対応)

インシデントの発生等を常時監視するセキュリティオペレーショナルセンダーの設置を検討している。
クローズドシステムへの攻撃については、既に不審なアクセスを検知するシステムを導入済である。

(令和7年3月11日 審査会)

【内閣府】

政府においては、サイバー攻撃への対応をはじめ、政府全体の情報セキュリティの向上のため、デジタル庁を中心に一体となって対策を講じていると承知しており、内閣府も当該対策に参画している。
また、特定秘密を管理する部屋に、部外者が物理的に入れないようにするなどの措置を講じている。

(令和7年3月11日 審査会)

【警察庁】

警察内部ネットワークとインターネット等を分離しており、機密性の高い情報については、内部ネットワークにおいて取り扱うこととしているところ、当該ネットワークを昨年12月に更新し、サイバー攻撃に対する検知能力や対応能力を強化した。

(令和7年3月19日 審査会)

【総務省】

特定秘密の保全の観点から、在日米軍と協議の上、現状では紙媒体のみで受領・管理することとしている。

(令和7年3月19日 審査会)

【法務省】
情報システムについて、クローズド型のものを含め、毎年度、対策推進計画に基づく各種教育・訓練を実施している。
また、NISCのマネジメント監査等を受け、それらの結果を踏まえて防護体制の見直しを随時行っているところ、引き続き、適切に対応する。

(令和7年3月19日 審査会)

【出入国在留管理庁】

情報システムの構築・更新に当たり、法務省における情報セキュリティ関係規程に基づく情報セキュリティ対策を講ずるなどし、随時見直しを行っていることから、引き続き、適切なセキュリティ対策の実施に努める。

(令和7年3月19日 審査会)

【公安調査庁】

電子計算機そのものに特定秘密文書を保存する運用は行っていないが、サイバー攻撃又は内部不正・過失等による情報漏えいを未然に防止するとともに、早期に検知し、対処する取組を行っている。
また、職員の保全意識の向上のため、全職員に対し最新のサイバー攻撃等への理解を深める保全教育を実施し、その上で理解度テストを実施している。

(令和7年3月19日 審査会)

【外務省】

様々なセキュリティ対策、NISCとの連携、専門のセキュリティ業者との契約、メールによるウイルスの流入防止対策・通信量の監視、外務省独自暗号の開発を行っている。
また、ゼロトラスト型セキュリティを将来的に導入することを検討している。

(令和7年3月28日 審査会)

【海上保安庁】

電子データで保有している特定秘密文書等を取り扱う端末には、適切にセキュリティ対策が講じられている。
サイバー攻撃に対する措置として、サイバーセキュリティ要員を置き、不正なプログラムや通信を検知した場合は所要の対応をとるとともに、随時防護体制の見直しを行っている。

(令和7年3月19日 審査会)

また、情報システムの更新等を行い、セキュリティの強化を図るとともに、秘匿性・抗たん性を考慮した基盤ネットワークの強化を順次実施する予定である。

(令和7年3月19日 審査会)

【防衛省】

サイバー専門部隊の段階的な拡充、リスク管理枠組み（RMF）などの新たな取組の導入、サイバーセキュリティ・アトバイザーなど部外の高度人材の活用などの協力強化を、毎年度、着実に進め、サイバー領域における対応能力の強化を図っている。

諸外国等との訓練や協議に積極的に参加し、サイバー専門部隊の隊員が実践的な知見・経験を深め、能力向上を図る機会も確保している。

専門委員の確保・育成に加え、専門委員以外の一般職員に対する教育等も強化している。毎年度、情報保証に関する教育及び訓練の基本方針を定めており、本方針に基づいて、職員に対し、情報保証に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、情報保証に関する教育及び訓練を行うこととしている。

（令和7年4月9日 審査会）

【防衛装備庁】

印刷、書き出し、ログイン、アクセス等の機能制限の措置を講じつつ、定期的に情報システムの操作履歴を確認している。

また、職員に対して情報保証に関する教育を、随時内容を見直しながら実施している。セキュリティ上のリスク分析、脆弱性検査、侵入試験を実施して、情報システムに対して行われ得る攻撃を踏まえたリスク対応を行っている。

（令和7年4月17日 審査会）

4 AIを活用した情報収集・分析能力の強化

いわゆる情報コミュニティの各行政機関においては、情報収集・分析能力の強化に資すべく、海外での先進的活用状況を踏まえ、AIの活用について早期に検討し、可能な限り速やかな導入に努めること。

（各行政機関における対応）

【内閣情報調査室】

（制度全般を所管する立場としての対応）
各関係行政機関において、情報収集・分析能力を強化するため、AIの活用を積極的に推進していることを確認している。

（令和6年12月19日 審査会）

（内閣情報調査室内における対応）

特定の地域においてAIによる衛星画像上の物体の自動検出・識別するシステムを導入済である。偽情報等の収集・分析等においては、AIを含めた最先端の技術や民間の知見も取り入れている。

（令和7年3月11日 審査会）

【警察庁】

（AIの活用状況について、説明を受けた。）

（令和7年3月19日 審査会）

【総務省】

「3 サイバー攻撃に対する情報保全」への対応と同じ。

（令和7年3月19日 審査会）

【公安調査庁】

情報収集・分析能力強化への取組として、情報分析に必要な機能の一部にAIを活用しているほか、様々な観点からAIの活用の在り方を検討中である。

（令和7年3月19日 審査会）

【外務省】

情報戦への対応等の観点から、AI等の新興技術を活用した情報収集及び分析能力の強化に取り組んでおり、可能な限り速やかにこれらの取組を推進する。

（令和7年3月28日 審査会）

【海上保安庁】

現状においては、AIを活用した情報収集・分析を行う状況には至っていないが、今後、情報収集・分析能力を強化するため、AIの活用について、その有効性や活用方策について引き続き検討を進める。

（令和7年3月19日 審査会）

【防衛省】

AI活用に係る防衛省の基本的な考え方を包括的に示す文書として令和6年7月に防衛省AI活用推進基本方針を策定し、同方針について目標の探知・識別、情報の収集・分析、指揮統制、無人アセットなどの広範多岐にわたる分野にAIを活用することとしており、各種事業に取り組んでいる。

（令和7年4月9日 審査会）

5 審査会への対応関係 各行政機関は、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において、審査会が必要であると認めた場合には、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、可能な限り不開示情報を含め積極的に説明すること。 特に外務省は、これまで審査会意見等において繰り返し対応の改善を指摘してきたにもかかわらず、いまだ調査に必要な情報の開示を避ける場面が目立ち、十分な説明がなされていないことは遺憾である。改めて審査会設置の趣旨を確認し、調査に対し真摯に対応すること。 (各行政機関における対応) 【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】 これまでも、審査会の場において説明を求められた場合には、可能な限り具体的に丁寧な説明の実施に努めてきた。引き続き真摯かつ適切な対応に努める。 (令和 7 年 3 月 11 日 審査会) 【内閣情報調査室】 (制度全般を所管する立場としての対応) 制度を担当する内閣情報調査室の立場からも、各行政機関に対し、適正運用を確保するための制度趣旨を繰り返し説明するとともに、審査会に対する積極的な説明や調査への的確な対応を促す。 (令和 6 年 12 月 19 日 審査会) (内閣情報調査室内における対応) 不開示情報を用いた説明を実施しているほか、審査会による内閣衛星情報センターへの委員派遣受入れ実績もある（過去実績：平成 28 年 1 月、平成 30 年 6 月、令和 5 年 5 月）。引き続き審査会への説明や資料提示については真摯に行うこととする。 (令和 7 年 3 月 11 日 審査会) 【内閣府】 特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において、可能な限り不開示情報を含め積極的な説明を行うなど、引き続き真摯に対応する。 (令和 7 年 3 月 11 日 審査会) 【警察庁】 審査会から説明要求がなされた場合は、審査会が特定秘密の指定の適正性について十分な調査を行うことができるよう、引き続き、不開示情報を含めた明瞭な説明や丁寧な資料提示に努める。 (令和 7 年 3 月 19 日 審査会) 【総務省】 従来より、不開示情報を含めて積極的に説明してきたところ、引き続き真摯に対応する。 (令和 7 年 3 月 19 日 審査会)	【公安調査庁】 過去の審査会での説明状況を再点検するとともに、不明点は適宜審査会事務局に問い合わせるなどし、要求趣旨に沿った資料提示の見直しを実施しているほか、審査会の趣旨を踏まえ、要求に応じた不開示情報も積極的に説明している。 (令和 7 年 3 月 19 日 審査会) 【外務省】 当該指摘を重く受け止め、特定秘密を指定する各局部において、審査会設置の趣旨を踏まえ、調査に対し真摯に対応するよう改めて周知徹底した。 (令和 7 年 3 月 28 日 審査会) 【海上保安庁】 これまで審査会からの説明要求には、丁寧な対応に努めており、今後も審査会から報告や資料の提出を求められた場合には、真摯に対応する。 (令和 7 年 3 月 19 日 審査会) 【防衛省】 これまでも、審査会において不開示情報を用いて可能な限り丁寧な説明を行ってきたが、引き続き適切な対応に努める。 (令和 7 年 4 月 9 日 審査会) 【防衛装備庁】 年次報告書における意見を真摯に受け止め、より一層、十分な準備をした上で審査会に随むとともに、説明に当たっては、必要に応じて不開示情報を用いて、可能な限り丁寧な説明を実施する。 (令和 7 年 4 月 17 日 審査会)
---	--

II 海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案に関する意見全体に対する対応関係

1. 本漏えい事案発生後の対応において、漏えいの事実を部隊内に留め上級部隊への報告義務を怠るなど、自衛隊の組織的体質に疑念を抱かざるを得ない。組織文化に係る問題の有無を検証し、法令遵守の徹底が図られるよう適切な措置を講じること。
2. 事案の調査に当たっては、漏えい等に至る事実関係及び要因のほか、その背景についても徹底した調査を行い、厳正な事実認定に基づき適切な処分を実施するとともに、当該問題の本質に則した実効性ある再発防止策を講じること。
3. 本漏えい事案が、特定秘密の保全に係る規範意識の欠如に起因することを踏まえ、情報保全教育の内容を見直した上で、部隊指揮官等をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。また、随時、隊員の規範意識の状況を確認し、その結果を踏まえた具体的施策を講じること。
4. 情報保全体制の再点検を行うとともに、特定秘密取扱資格の有無等をIDで管理・認証するなど、保護措置等に係る既定の手続きが確実に遵守されるシステムを直ちに構築し、運用を開始すること。
5. 漏えい等の重大事案発生のおそれを認知した場合には、明確に期限を設けて早急に調査を行うこと。
6. 本漏えい事案の他、類似の事案の有無について早急に調査し、審査会に報告すること。

(各行政機関における対応)

【内閣情報調査室】

防衛省以外の行政機関においても、制度担当大臣・内閣情報調査室からの指示に基づき、業務手順の再点検や、本件事案の教訓事項を盛り込んだ保全教育を実施するなどの対策を推進している。迅速な調査や国会への早期報告についても同様に指示している。

また、行政機関を跨がる異動に際しての適性評価の手順を再点検した。外局は本省と別の行政機関と扱われるところ、外局のある省庁には改めて注意喚起を行った。

一部の行政機関は、適性評価の実施担当と秘密取扱者の指定担当が管理情報を共有し、無資格者に誤って秘密を取り扱わせないようにするためシステムを構築している。

(令和6年12月19日 審査会)

【防衛省】

令和6年12月、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案を含め、防衛省において確認された累次の特定秘密漏えい事案等を踏まえた再発防止策を公表したところであるため、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」において一括して説明する³⁸。

(令和7年4月9日 審査会)

³⁸ 本報告書123頁参照

3 勧告（防衛省における特定秘密漏えい事案等について）

(1) 経緯

令和6年4月26日、防衛省は、海上自衛隊及び陸上自衛隊の特定秘密漏えい事案³⁹を公表した。これら2事案を受け、当審査会は、令和5年年次報告書の政府に対する意見⁴⁰において、類似事案の有無について早急に調査し、審査会に報告することを求めた。

防衛省は、防衛大臣指示の下、防衛副大臣を長とする「特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会⁴¹」において、特定秘密保護法に基づく関連規則の運用状況について全省的な点検を実施した。点検の結果、特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案43件及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案15件が確認され、同年7月12日、同省は当該事案について公表するとともに、幹部を含む関係者に対し、停職・減給・戒告を含む処分を実施した。

当審査会は、公表に先立ち、当該事案について防衛省から説明を聴取し、質疑を行うなど鋭意調査を進めた。調査の結果、防衛省においては「特定秘密」の保全に対する考え方を根本的に改め、信頼を回復することが急務であることを確認し、同省における特定秘密保全体制等の更なる改善が必要であると認めた。

これを踏まえ、同月17日、当審査会は国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、額賀衆議院議長を経由して、木原防衛大臣（当時）に対し勧告を行うとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告することを求めた。

防衛省は、当審査会が当該勧告において外部有識者の意見を踏まえた実効性ある改善・取組を求めたことを踏まえ、令和7年1月22日、「特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議」を開催し、同年3

³⁹ 海上自衛隊の事案とは、令和4年6月、護衛艦「いづま」の当時の艦長が、十分な確認を行うことなく適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名し、特定秘密の情報を取り扱わせていた事案である。

陸上自衛隊の事案とは、令和5年7月、北部方面隊隷下の部隊指揮官が、訓練において指示・伝達を行う際に、適性評価未実施の隊員に特定秘密の情報をもらした事案である。（令和5年年次報告書113頁参照）

⁴⁰ 本報告書104頁参照

⁴¹ 同委員会は、特定秘密管理者である各機関の長等により構成された。（委員長：防衛副大臣、委員：事務次官、大臣官房長、各局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、各所所長、情報本部長、防衛監察監及び防衛装備庁長官（防衛省 HP））

月 24 日、「特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）」⁴²を公表した。

同年 4 月 8 日、中谷防衛大臣から額賀衆議院議長に対し、勧告の結果とられた措置についての報告書が提出され、同報告書は議長から伊藤情報監視審査会会長に送付された。翌 9 日、当審査会では、勧告の結果とられた措置について政府参考人から説明を聴取し質疑を行った。

《主な経緯》

令和 6 年 4 月 26 日	防衛省	・海上自衛隊及び陸上自衛隊の特定秘密漏えい 2 事案を公表 ・木原防衛大臣（当時）が、特定秘密保護法に基づく関連規則の運用状況について全般的な点検の実施を指示
6 月 11 日	審査会	・「令和 5 年年度報告書」において、上記 2 事案のほか、類似の事案の有無について早急に調査し、その対応を審査会に報告すること等を求める意見 ⁴³ を提示
7 月 11 日	審査会	・下記公表に先立ち、点検結果等について防衛省から説明聴取、質疑
7 月 12 日	防衛省	・「特定秘密に係る点検結果及び今後の再発防止策について」を公表
7 月 17 日	審査会	・幹部を含む関係者の懲戒処分等を実施 ・勧告及びその結果とられた措置の報告要求を行うことに協議決定
	額賀議長を經由して木原防衛大臣（当時）に対して勧告	
12 月 19 日	審査会	・下記公表に先立ち、再発防止策等について防衛省から説明聴取
12 月 27 日	防衛省	・「特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築」を公表
令和 7 年 3 月 24 日	防衛省	・「特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）」を公表
4 月 8 日	勧告の結果とられた措置についての報告書を受領	
4 月 9 日	審査会	・勧告の結果とられた措置について、防衛省から説明聴取、質疑

⁴² 本報告書 137 頁参照。なお、中間提言の内容は、勧告の結果とられた措置についての報告書に反映された。

⁴³ 本報告書 104 頁参照

(2) 調査

当審査会は、防衛省において発生した特定秘密漏えい事案等について、令和 6 年 7 月 12 日の防衛省による公表に先立ち、同月 11 日の審査会において、防衛省から事案の概要等について説明を聴取するとともに、質疑を行った。

ア 政府参考人からの説明概要（令和 6 年 7 月 11 日審査会）

令和 6 年 4 月に公表した海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案を受け、防衛大臣指示により、特定秘密保護法に基づく関連規則が適切に運用されているかについて、点検を実施した。その結果、特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案が 43 件、特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案が 15 件確認された（【資料 1】参照）。このほか、今後、事実関係の確認が必要な案件が 2 件ある。なお、判明した事案について、いずれも特定秘密の部外への流出は確認されていない。これらの事案を踏まえて、防衛副大臣を長とする再発防止委員会において、①幹部を中心とした情報保全意識・情報保全教育の徹底、②適性評価の確認におけるヒューマン・エラーの徹底的な排除、③実効性のある立入り等の制限の 3 つの柱を掲げる再発防止策を策定した（【資料 2】参照）。

①については、内部部局の審議官級や各幕僚監部の将補級を情報保全教育等の責任者として指名し、実施体制を整えた上で、事務次官、各幕僚長を含めた全組織に対する情報保全教育を徹底するとともに、幹部職員の人事評価において情報保全の要素を取り込むなど、必要な措置を直ちに行う。

②及び③については、適性評価等の申請や登録、情報保全区画への入退室、秘密文書等の閲覧等を一体的に管理し、ヒューマン・エラーを徹底的に排除するシステムを省全体として導入する。また、海自艦艇の戦闘指揮所（CIC）や艦橋への立入りが想定される職員については、全ての職員に対して適性評価等を実施することとした。

今調査結果を踏まえ、幹部を含めた関係者に対する厳正な処分を行う。海自元職員に対する漏えい事案⁴⁴以降、再発防止措置や情報保全教育を実施しているにもかかわらず、再び漏えい事案や手続に瑕疵があった事案が多数確認されたことについて、防衛省として極めて深刻に受け止めており深くおびする。

⁴⁴ 海自情報業務所司令が、かつて上司であった秘密を取り扱う資格のない者に対して令和 2 年 3 月に実施した南勢フリートラックにおいて、特定秘密などの情報を故意に漏らした事案のこと。（令和 4 年年度報告書 101 頁参照）

[資料 1] 防衛省において発生した特定秘密漏えい事業等

特定秘密保護法上の漏えい(注)と評価される事業(42件)			
種 類	内 容	件 数	
発生原因に組織的な要因が認められる事業 (海上自衛隊の艦艇で発生した事業)	● 適性評価未実施の隊員を特定秘密を知り得る状態に置いた事業 ⇒艦艇のCIC等に求められる保全措置(在リク)といった組織的問題に起因するもの	連自：35件	
	● 適性評価未実施の隊員を特定秘密を取り扱った事業 ⇒上記の組織的問題に加え、海上での実任務の遂行に発生した事業であることを踏まえ、艦艇ごとに事情を精査すべきもの	連自：3件	
	艦艇部隊以外で発生した事業	連自：3件 空自：2件	
● 適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱った事業			
特定秘密に係る手続において瑕疵があった事業(15件)		件 数	
内 容			
適性評価実施済みであるが特定秘密取扱員に指名されていない隊員に特定秘密を取り扱った事業		連自：2件	
適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱員に指名したため、結果的に特定秘密の取扱いがなかつた事業		連自：2件 空自：7件 陸自：1件	
特定秘密文書や物件を適正な手続なく廃棄した事業		陸自：2件	3
※ 上記のほか、今後の事業関係の課題の重要な案件が2件把握されている。			

(出典)「防衛省において発生した特定秘密漏えい事業等及び今後の再発防止策」(令和6年7月、防衛省)

[資料 2] 今後の再発防止策

特定秘密漏えい事業に係る再発防止策	
● 防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会において、実効的な再発防止策を取りまとめ、防衛省における同種の漏えい事業を根絶するべく、防衛大臣の強いリーダーシップの下、次のような再発防止策に取り組む。	
1. 保全意識・教育	
● 保全教育資料を再構成し、保全教育を事務次官・各事務長を含む全組織に徹底するとともに、内容や効果について組織として検証	
● 保全教育後、理解度を確認するための知識確認試験を実施	
● 内閣の審議官級や各事務の将補級を上記保全教育等の責任者として指名	
● 幹部職員の人事評価において、情報保全に係る内容を記載	
● 情報保全に対する専門的知見を有する職員の育成	
2. 適性評価の確証	
● エューゼラーを徹底的に排除するシステムを全般的に導入	
● システム導入までの間、各機関においてリアプランスの保有状況をデータベース化	
3. 立入り等の制限	
● 保全区画への立入りが想定される全職員への適性評価等の実施	
● 電子錠による保全区画への立入り制限	
上記のほか、各種事務作業等において改善を同時実施	
11	

(出典)「防衛省において発生した特定秘密漏えい事業等及び今後の再発防止策」(令和6年7月、防衛省)

(参考) 特定秘密漏えい事業等を受けた懲戒処分の実施 (令和6年7月12日)

防衛省は、令和6年4月に公表した海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事業を受け、省全体における特定秘密の取扱い状況について点検した結果、特定秘密保護法上の漏えいと評価される事業や不適切な取扱い事業が多数確認されたとして、同年7月12日、幹部を含む関係者計121名に対し、処分を実施した。

当該事業に係る指揮監督義務違反等による処分者数は6名であり、海上幕僚長を「減給1月1/30」⁴⁵、事務次官、統合幕僚長、陸上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長を「訓戒」とした。

幹部を除く当該事業による処分者数は115名であり、その内訳は、「懲戒処分」が26名(停職15名、減給5名、戒告6名)、「訓戒等」が89名であつた。

⁴⁵ 海上幕僚長の処分は、特定秘密漏えい事業に加え、海上自衛隊において発生した潜水手段不正受給事業(潜水艦、潜水救難艇「ちよだ」及び「ちよだ」に所属する隊員による潜水手当の不正受給)及び不正受給事業(潜水艇空母艦隊、東京薬防隊及び対馬防衛隊における不正受給)についての指揮監督義務違反等を合わせたもの。

イ 主な質疑及び答弁の概要

問1. 令和4年12月の漏えい事案の際にも、防衛省幹部は審査会からの勧告⁴⁶を受けて、情報保全教育の内容の見直しと情報保全教育の徹底を認識したはずである。今般の再発防止策でも、改めて幹部の情報保全の意識を変革し、情報保全教育を全職員に徹底することだが、防衛省は前回の審査会の勧告を重く受け止めていなかったのではないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 国会の勧告に基づいて、当時の事案に対する再発防止策を講じ、情報保全教育も行ってきた。
- そうした中で今般の事案が起こったことについては猛省している。改めて幹部の意識の変革や情報保全教育の徹底を図る。

問2-1. 今般の調査の実施方法及び対象人数並びに調査に時間を要した理由如何。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 防衛大臣の指示に基づき、各機関の長の責任において、関係する全職員を対象に、適性評価の実施状況等について詳細に確認を行った。
- 例えば、適性評価の実施結果と特定秘密取扱職員の名簿を照合することにより、関係する全職員のクリアランス付与の状況や有効期限、取り扱うことのできる特定秘密を確認した。
- 聞き取り調査を少なくとも100人以上に実施した。
- 特定秘密に触れた適性評価未実施の隊員がいる場合は、部外への漏えいの有無も確認した。
- できるだけ早くかつ詳細な確認作業を行った結果、翌7月12日に公表することとなった。

⁴⁶ 令和4年年度報告書111頁参照

問2-2. 国会閉会後の公表となった理由如何。重要経済安保情報保護活用法の審議への影響を考慮したからではないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 徹底的な点検を実施する中で、非常に多くの事案が確認されたこと、また懲戒処分に関わる案件でもあったため、慎重に確認を取る必要があった。
- 漏えい等の重大事案については早期に報告すべきとの従前からの審査会からの指摘に基づき、可能な限り早く調査をし、その取りまとめを行った結果、翌7月12日の公表となった。
- 当該法案審議への影響を回避するなどの特段の意図はない。

問2-3. 防衛大臣への調査結果の報告時期及び大臣から公表の時期についての指示の有無如何。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 節目ごとに大臣に対して相談の上、最終的な報告は先週に行った。
- 大臣からは、公表の時期について特段指示は受けていない。

問3-1. 最初の漏えい事案の際の再発防止策以来、情報保全教育を強化するとしていたが、効果が出ていない。今後の再発防止策における抜本的な情報保全教育の強化について具体的な内容如何。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 事務次官・各幕僚長も含めた全組織の情報保全意識を改革し、特定秘密の理解を徹底することができ、情報保全教育の内容にする必要がある。
- 実施に当たり、内部部局の審議官級・各幕僚監部の将補級を責任者とし、体制を整えた上で、今後の再発防止策をしっかりと行いつつ、更によりよい方法を検討する。

問3-2. 当審査会が第三者の知見を活用して再発防止を策定すべきと指摘してきたことを踏まえ、今後の再発防止策を考えたのか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 従来からの指摘は承知している。今回の指摘を受け止め、今後、再発防止策を講ずる中で、外部の優れた知見を取り入れる方法を検討する。

問3-3. 情報保全教育を実施する範囲及び頻度並びに内容如何。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 具体的な制度設計はこれから検討する。
- 海上自衛隊であれば、艦長着任時の節目のほか、半年に一度程度は全員に実施するなど、今般の事案を踏まえた内容に変更し、特定秘密に対する保全教育を徹底する。

⁴⁷ 令和4年年次報告書 107 頁参照

問4-1. C I Cを持つ多くの艦艇で不適切な運用が常態化していたにもかかわらず、これまで定期検査で判明しなかったということは定期検査の実効性がないと言わざるを得ないのではないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 今後、定期検査の方法についても検討する必要がある。
- 海上自衛隊の事案については、適性評価未実施の隊員を特定秘密を知り得る状態に置いたこと自体が漏えいに当たるという認識が部隊になく、情報保全教育も十分でなかったところに大きな要因があった。

問4-2. 適性評価未実施者が、艦艇のC I Cや艦橋に入室した際に、特定秘密を視認できる状態にあること自体が漏えいに該当するということを確認できていなかったということであれば、今後は、漏えいのおそれを認識できる人を置き、そのための役職をつくる必要があるのではないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 漏えいの定義の理解を徹底することは、今後、情報保全教育を実施する上で重要な点である。
- 指摘の点も踏まえて、情報保全教育の内容を再構成する。

問5-1. 保全区域への立入りを制限するシステムの構築に着手する時期及び構築の用途はいつか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- ヒューマン・エラーを徹底的に排除するための総合的なシステムを段階的に導入する。
- 今年度中に、適性評価の実施状況を一元的に管理し、適性評価未実施者を特定秘密取扱職員に指名することを防ぐシステムの運用開始に向けて手続を進めている。
- それ以外のシステムの構築については、令和7年度に調査研究を行い、その結果を踏まえて段階的に行っていくため、時間を要する。

問5-2. システムの導入による対策だけではなく、目視で適性評価の実施の有無を確認できる仕組みも必要ではないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 一部の艦艇では、システム導入前の暫定的な措置として、身に着けたプレートの色で適性評価の有無等を判別する取組を実施している。

問6-1. 今般の漏えい事案の背景には自衛隊の人員不足の問題があるのではないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 艦艇部隊で発生した3件のうち、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱われた、特に「わかさ」と「せとぎり」の事案が発生した背景には、人員の充足が十分でないことが構造的な問題としてあった。
- 現在、F F M[※]という比較的小人数で運用できる艦艇を導入しているが、それだけでは十分ではなく、省人化に加えて、人員確保にもしつかり取り組む。

問6-2. 有事の際の配置換えの必要性について説明があったが、適性評価を実施する範囲如何。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 艦橋やC I Cに入る可能性のある者については、適性評価を確実に実施し、何かあった際にも、業務が適切に行えるようにする。

問6-3. 緊急時に、適性評価未実施者が艦橋等に入れず、船が沈むようなことはあってはならない。緊急時の対応についての見解如何。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 極めて厳格に適性評価を実施してきた結果、実際のオペレーションに即した適性評価の運用になっていない部分があった。
- 緊急時にも対応できるような適性評価の運用を、現場ともよく意思疎通を図って検討する。

[※] 多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦。防衛省は、限られた人材を最大限有効に活用して防衛力を最大化するため、F F Mの早期開発を含めた表面品の省人化・無人化に取り組んでいる。〔令和6年版防衛白書〕282頁。

問7. 本日の説明は納得感ある説明ではない。防衛省は今般の漏えい事案に係る情報公開のタイミングや方法など、いま一度、高い意識を持って検討した上で、できる限りの情報開示を行うべきではないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 情報公開に対して高い意識を持つ必要性は十分認識している。
- 今般の漏えいと同様の事案が起きた際は、可能な限り早く調査を終え、審査会に説明した上で、対外的にも説明を行う。

問8. 秘密情報の保全是日米安保体制の中でも基本である。今回の事案について、関係国への説明などは行うのか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 情報保全是、同盟関係及び関係国との協力の基本であるため、徹底する必要がある。それにもかかわらず、今般の事案が生じたことは、深刻なことであると受け止めている。
- 今般の事案や今後の対策について、必要に応じて関係国には説明を行う。

問9. 現在、調査中となっている2案件は、今般の特定秘密漏えい事案等⁴⁹に該当するような同種事案なのか。より重大な事案である可能性はないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 調査中の2案件が漏えいであるかも含めて、引き続き事実関係について、できる限り早く確認を行い、その上で審査会に報告する。
- 現在把握している限りでは、今回説明した案件とは少し性格が異なると考えている。

⁴⁹ 本報告書108頁参照

問10. 今般の漏えい事案は、特定秘密を取り扱う他の省庁にも関係するものであるとともに、今後、重要経済安保情報保護活用法に基づき民間にセキュリティ・クリアランスを広げていく時期に起きた事案である。そのため、他省庁とも本漏えい事案に係る教訓等について共有するべきではないか。

[令和6年7月11日審査会]

〔答弁概要〕

- 今般の事案から得られた教訓及び再発防止策については、特定秘密を所管する内閣情報調査室とも連携を取りつつ、関係部局ともしっかりと共有する。

(3) 勸告

令和 6 年 7 月 17 日、当審査会は、本漏えい事案について調査を進め、調査の結果、防衛省においては、「特定秘密」の保全に対する考え方を抜本的に改め、信頼を回復することが急務であることを確認し、防衛省における特定秘密保全体制等の更なる改善が必要であると認め、国会法第 102 条の 16 及び衆議院情報監視審査会規程第 21 条の規定に基づき、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勸告及びその結果とられた措置の報告要求を行うことに、協議決定した。

同日、額賀議長を経由して、木原防衛大臣（当時）に対し、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勸告及びその結果とられた措置の報告要求を行った。
その内容は、次のとおりである。



岩国会長から額賀議長に勸告の公文書を手交（令和 6 年 7 月 17 日）

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勸告

令和 6 年 7 月 17 日
衆議院情報監視審査会

令和 4 年 12 月に初の特定秘密漏えい事案が発覚して以来、再発防止策が実施されている中、本年 4 月、海上自衛隊及び陸上自衛隊による特定秘密の漏えい事案が再び明らかとなった。当審査会は、防衛省に対し益害を促すとともに、類似の事案の有無についても早急に調査し、その対応を審査会に報告するよう求めていた。そのような中、今般、さらに多数の特定秘密漏えい事案及び不適切な管理事案が発生していたことが判明した。

特定秘密は、その漏えいか我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に高い水準の保全意識が求められるものである。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増し、関係国との情報共有が重要となる中、殊に防衛省・自衛隊においては、厳格な特定秘密の保全の徹底が求められることは至極当然である。

それにもかかわらず、今般、再び特定秘密漏えい事案等が判明したことは、まさに防衛省が、当審査会の令和 5 年の勸告を重く受け止めず、特定秘密の保全に真摯に取り組んでこなかったことの証左であると言わざるを得ない。
その結果、防衛省・自衛隊に対する国民及び関係国の信頼を著しく毀損させるにとどまらず、我が国の情報保全体制そのものの信用を失墜させ、国家・国民の安全安心を根底から揺るがす極めて重大な事態を招くこととなった。

当審査会は、従来から、防衛省における情報の秘密区分が「特定秘密」と「秘」の 2 区分であるため、特定秘密の対象範囲が過度に広がり、特定秘密であるとの認識が希薄化し、不適切な運用が常態化している可能性を指摘してきた。

それに加えて、今般の調査の結果、当審査会は、本漏えい事案の発生要因として、幹部を含む防衛省・自衛隊全体に蔓延した特定秘密の保全及び教育に対する意識の著しい欠如と誤った理解の下で特定秘密を取り扱っていた組織的問題があるほか、自衛隊員の慢性的な人員不足といった構造的な問題があり、艦艇の勤務環境を踏まえた適性評価制度の運用となっていないことと判断した。

当審査会は、防衛省においては、「特定秘密」の保全に対する考え方を抜本的に改め、信頼を回復することが急務であることを確認し、防衛省における特定秘密保全体制等の更なる改善が必要であると認め、国会法第 102 条の 16 及び衆議院情報監視審査会規程第 21 条の規定に基づき、次の諸点について措置すべきものと勸告するとともに、当該勸告の結果とられた措置について報告を求める。

記

1 保全教育の抜本的な運用改善

本漏えい事業は、再発防止策として防衛省が何度も繰り返し実施してきた情報保全教育を徹底する中で発生していることから、これまでの保全教育の内容では特定秘密保護法の趣旨が徹底されておらず不十分である。これを踏まえ、まずは情報保全教育の内容の検証を行い、外部の有識者の意見を踏まえ、抜本的に保全教育を見直し、当該保全教育の効果について検証・改善を恒常的に行う仕組みを構築すること。これにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の特定秘密に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底させること。

2 定期検査に関する運用改善

本漏えい事業等が、通常の定期検査とは別の機会に明らかとなっており、これまで実施した定期検査が全く意味をなしていなかった事実に鑑み、定期検査について、外部の有識者の意見を踏まえた抜本的な見直しを行うこと。加えて、漏えいの可能性を根絶すべく恒常的に確認すること。

3 適性評価に関する運用改善

(1) 適性評価の申請や登録の状況を管理し、適性評価が未実施である者の保全区分への立入り制限等を厳格に行うシステムの導入に直ちに着手し、その進捗状況について審査会に報告すること。
(2) 適性評価の実施に際しては、特定秘密の漏えいを防止する観点から、特定秘密を取り扱う可能性のある自衛隊員に対しては、確実に適性評価を実施する一方、遽然と評価対象者の範囲を広げることがないよう努めつつ、艦艇乗員の慢性的な人員不足という構造的な問題があることも考慮した上で、有事を含めた緊急時にも部隊運用等が可能となるような有効かつ現実的な適性評価を実施すること。

4 運用改善による信頼の回復

我が国の情報保全体制に係る懸念を払拭し、信頼・信用を回復するため、特定秘密の運用全般について外部の有識者の意見を踏まえた実効性のある抜本的な改善を行うこと。
また、国民及び国会に対し、積極的に今般の事案に関する情報開示を行うとともに、我が国に特定秘密を提供している関係国に対し、丁寧に説明を尽くすこと。あわせて、現在調査中の２事案の調査結果を速やかに審査会へ報告すること。
さらに、今般の漏えい事業等の根本的な原因及び再発防止策等について、政府全体の情報保全体制の強化のため、他の行政機関と情報共有を行うこと。

以上

政府参考人からの説明概要（令和6年12月19日審査会）

審査会からの勧告を踏まえ、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について改めて全般的な点検を行った結果、防衛装備庁を含む他の行政機関から異動してきた職員を適性評価未実施のまま特定秘密取扱職員に指名した事案及び特定秘密を実際に取り扱った事案が多数確認された。

また、令和6年7月の公表時に今後の事実関係の確認が必要であると報告した2つの案件について調査を進めた結果、本来、特定秘密を取り扱えない防衛省内のネットワークシステム上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データが保存された事案及び陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において特定秘密文書が誤廃棄された事案が確認された。

さらに、航空自衛隊第4収集隊において特定秘密情報を含む音声情報が特定秘密管理者の許可を得ずに録音された事案が新たに確認された。

いずれの事案についても、部外への漏えいは確認されていない。

これらの事案を含め、これまでの特定秘密の情報保全事案について、広く事案の原因分析を行ったところ、①部隊運用と情報保全の乖離、②総花的・画一的な教育などの保全教育の在り方、③制度の運用不備及び活用不足、④保全業務の現場におけるヒューマン・エラーへの対応不足、⑤防衛省における情報保全業務体制の不備があったと考えられる。

当審査会からの勧告も踏まえ、防衛省が取りまとめた今後実施すべき再発防止策は、以下の6点である（【資料】参照）。

【資料】今後実施すべき再発防止策

- ① 部隊運用の実態に即した情報保全の在り方の検討：部隊行動の実態と情報保全措置の間に乖離が生じていないかについて、検証、制度改正等を実施。
② 情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善：密着教育者のレベルや役割に応じた教育の進め方及び確認試験等を通じた情報保全教育を徹底
③ 既存の制度運用の改善、情報保全に関する制度の改正：特定秘密取扱職員の補充の遅れ及び適性評価の迅速な実施、定期検査などの運用改善
④ 統合秘密保護システム（密保）によるヒューマン・エラーの問題：適性評価の実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの一部運用を今年度中に開始
⑤ 防衛省における情報保全業務体制の強化：大臣官庁参事官の新設、大臣官庁公文書監理官への保安監察業務のタスクシフト、外部有識者会議の設置などを行い、体制を強化
⑥ 特定秘密の漏えい事業等発生時の対応：特定秘密漏えいのおそれのある事案を認知した場合作るべき対応を明確にするための措置を法制化。また、漏えい事業発生時には、引き継ぎ、速やかに衆・参情報監視審査会に報告し、対外公衆

（出典）「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の態様及び再発防止策の再構築について」（令和6年12月27日、防衛省）

(参考) 特定秘密漏えい事案等を受けた懲戒処分の実施 (令和6年12月27日)

令和6年12月19日の審査会において防衛省から説明を聴取した特定秘密漏えい事案等(前頁参照)に関し、同省は同月27日、関係者計7名に対し、処分を実施したことを公表した。

当該事案のうち、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において特定秘密文書が誤廃棄された事案による処分者数は3名であり、その内訳は、「懲戒処分」が2名(停職1名、減給1名)、「訓戒等」が1名(口頭注意1名)であった。

航空自衛隊第4収集隊において特定秘密情報を含む音声情報が特定秘密管理者の許可を得ずに録音された事案による処分者数は4名であり、その内訳は、「懲戒処分」が2名(減給1名、戒告1名)、「訓戒等」が2名(注意1名、口頭注意1名)であった。

なお、当該懲戒処分の実施が公表された同年12月27日時点において、当該2事案を除く特定秘密漏えい事案等については、懲戒調査中であった。

(4) 勧告の結果とられた措置についての報告

令和7年4月8日、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置について、中谷防衛大臣から額賀衆議院議長宛の報告書を受領した。

翌9日、当審査会において、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件、特に防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置の報告について、政府参考人から説明を聴取するとともに、質疑を行った。

―勧告の結果とられた措置についての報告書の全文は、本報告書131頁参照

ア 政府参考人からの説明概要 (令和7年4月9日審査会)

令和6年7月12日に公表した特定秘密漏えい事案等について、衆議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けた。防衛省では、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会において、当該事案のほか、同日以降に確認された特定秘密の漏えい事案等も踏まえた再発防止策を取りまとめた。以下その内容について報告する。

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告(抄)

1 保全教育の抜本的な運用改善

本漏えい事案は、再発防止策として防衛省が何度も繰り返し実施してきた情報保全教育を徹底する中で発生していることから、これまでの保全教育の内容では特定秘密保護法の趣旨が徹底されておらず不十分である。

これを踏まえ、まずは情報保全教育の内容の検証を行い、外部の有識者の意見を踏まえ、抜本的に保全教育を見直し、当該保全教育の効果について検証・改善を恒常的に行う仕組みを構築すること。これにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の特定秘密に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底させること。

(1) について防衛省が講じた措置)

これまでの情報保全教育は、制度や規則を解説することに主眼を置いた単一の資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされており、教育内容の到達度の検証が不十分であった。

これらを踏まえ、情報保全教育資料を個々の職員に応じた内容とするべく、初級編、情報保全関係職員編、省高官編という重層的な構成に再編した。初級編及び情報保全関係職員編については、既に実際の研修において試行的に活用を始めている。

このほか、教育内容の定着度を測定する知識確認試験の導入に向けて

取り組んでおり、教育の評価と実施というサイクルを構築し、改善を更に図っていく。

また、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対する教育の実施について、これまでの努力義務から義務と定める内部規則の改正を行い、令和7年4月1日付で施行した。

以上の取組については、情報保全教育責任者に指定された審議官あるいは自衛隊における将補級の幹部職員が責任を持って実施することとしている。幹部を含む防衛省・自衛隊全体において、秘密保全に対する正しい理解の浸透及び厳格な規範意識の醸成に努める。

なお、防衛省の情報保全業務体制において、省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、令和7年1月に外部有識者を委員とする有識者会議を新設した。会議はこれまでに3回開催され、3月に中間提言が取りまとめられた⁹⁰。

情報保全教育については、既存の教育訓練の機会の更なる有効活用やOJTの導入等の検討についても有識者会議から貴重な提言を受けており、今後、これらを踏まえた改善策を速やかに実行していく。

2 定期検査に関する運用改善

本漏えい事業等が、通常の定期検査とは別の機会に明らかとなっており、これまで実施した定期検査が全く意味をなしていなかった事実に鑑み、定期検査について、外部の有識者の意見を踏まえた抜本的な見直しを行うこと。加えて、漏えいの可能性を根絶すべく恒常的に確認すること。

(2) について防衛省が講じた措置)

有識者会議の中間提言においては「現状の定期検査が有する意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事業発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべき」との意見が示された上で、定期検査の手法及び内容の改善点について提言を受けた。

防衛省では、年2回の定期検査の実施についてより効率的な実施を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を省全体として集約・共有することを定める内部規則の改正を行い、令和7年4月1日より施行した。

中間提言においては、ヘルプデスクの設定や匿名での不具合報告のような仕組みづくり等の改善策についても提言されており、今後、これらを速やかに実現していく。

また、これらの定期検査に係る取組に加え、秘密情報の漏えいの可能性を根絶すべく、大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用することとした。従来の定期検査と監察を重ねることににより、特定秘密保護法及び関連規則の遵守状況を恒常的に確認していく。

3 適性評価に関する運用改善

(1) 適性評価の申請や登録の状況を管理し、適性評価が未実施である者の保全区分への立入り制限等を厳格に行うシステムの導入に直ちに着手し、その進捗状況について審査会に報告すること。

(2) 適性評価の実施に際しては、特定秘密の漏えいを防止する観点から、特定秘密を取り扱う可能性のある自衛隊員に対しては、確実に適性評価を実施する一方、漫然と評価対象者の範囲を広げることがないよう努めつつ、監視乗員の慢性的な人員不足という構造的な問題があることも考慮した上で、有事を含めた緊急時にも部隊運用等が可能となるような有効かつ現実的な適性評価を実施すること。

(3) について防衛省が講じた措置)

自衛隊においては、多くの部隊がいまだアナログ的な情報保全業務を実施していることを踏まえ、適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を推進しており、令和7年3月にはその一部の運用を開始した。

今後は、情報保全区分への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴などを一元的に管理する機能を段階的に付加していく。具体的には、令和11年度に全ての機能の運用が開始できるよう、令和7年度にシステムの持続的運用に向けた調査研究を行い、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴の管理を行う機能を付加するための調査研究の実施を検討している。

併せて、電子錠の導入等による情報保全区分への立入り制限の厳格化についても推進していく。

また、適性評価の実施については、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基つき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないよう留意しつつ、情報保全区分への立入りが想定される全職員に適性評価を実施することとしており、令和7年3月までに、海上自衛隊の艦艇の中の情報保全区分である戦闘指揮所(CIC)に立入りが想定される全ての隊員約2,000名の適性評価の実施を終えた。これらの取組のほか、有事を含む緊急時においても部隊運用等が可能

⁹⁰ 本報告書137頁参照

となるような有効かつ現実的な適性評価の実施について、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて更なる運用改善を実施する。

4 運用改善による信頼の回復
我が国の情報保全体制に係る懸念を払拭し、信頼・信用を回復するため、特定秘密の運用全般について外部の有識者の意見を踏まえた実効性のある抜本的な改善を行うこと。

また、国民及び国会に対し、積極的に今般の事案に関する情報開示を行うとともに、我が国に特定秘密を提供している関係国に対し、丁寧に説明を尽くすこと。あわせて、現在調査中の2事案の調査結果を速やかに審議会へ報告すること。
さらに、今般の漏えい事案等の根本的な原因及び再発防止策等について、政府全体の情報保全体制の強化のため、他の行政機関と情報共有を行うこと。

(4) について防衛省が講じた措置)

有識者会議の中間提言も踏まえ、情報保全教育や定期検査の制度の改善等に関する内部規則の改正を行い、令和7年4月1日から施行した。当該有識者会議については、今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、防衛省としては、引き続き、有識者会議で示された意見や見解も踏まえつつ、順次再発防止策を実行し、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていく。

また、国民、国会及び諸外国への情報開示・説明については、令和6年7月時点で調査中としていた2つの事案を含む情報保全事案の概要及びそれ以降の累次の事案を踏まえた再発防止策を同年12月に公表した。これらの取組やその情報開示、説明を通じて、国民や同盟国の米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努めているところである。さらに、特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については、他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化に貢献していきたいと考えている。

(参考) 特定秘密漏えい事案等を受けた懲戒処分の実施 (令和7年4月9日、25日)
防衛省は、懲戒手続中であつた事案について必要な手続が完了したとして、令和7年4月9日及び同月25日、関係者計114名に対し、処分を実施した。その内訳は以下のとおりである。

令和6年4月26日に防衛省が特定秘密漏えい事案等の懲戒処分について公表した時点においては懲戒手続中であつた被処分者1名⁵¹について、「減給2月1/6」とした。

同年7月12日に防衛省が特定秘密漏えい事案等の懲戒処分について公表した時点においては懲戒手続中であつた被処分者1名⁵²について、「減給1月1/6」とした。

同年12月27日に防衛省が特定秘密漏えい事案等の懲戒処分について公表した時点においては懲戒手続中であつた異動関連事案⁵³の被処分者計109名について、92名を「訓戒」、6名を「注意」、11名を「口頭注意」とし、共有フォルダ事案⁵⁴の被処分者計3名について、「口頭注意」とした。

⁵¹ 護衛艦「いんづま」に所属していた3等海佐

⁵² 海上自衛隊大湊改修補給処に所属していた2等海佐

⁵³ 防衛装備庁を含む他の行政機関から配入した職員が適性評価未実施のまま特定秘密を取り扱った事案
⁵⁴ 省内のネットワーク上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データが保存されていた事案

イ 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 勧告の結果とられた措置についての報告では、これまで防衛省の情報保全体制において「省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していた」ことを踏まえ、外部有識者を委員とする再発防止策を検討する会議を設置したとしている。1回目の勧告を受けた際は省内の検討だけで解決できると考えたのか。

〔令和7年4月9日審査会〕

〔答弁概要〕

- 特定秘密取扱業務の性質上、業務実態を明かして外部の有識者から意見を得ることは困難と考えていた。
- 令和6年7月の当審査会の勧告で、外部の有識者の意見を踏まえた運用改善が求められたことを受けて、令和7年1月に有識者会議を設置し、3月に提出された中間提言⁵⁵の内容を踏まえ、今般の報告に反映させた。

問1-2. 当審査会は質疑等において、防衛省に対し再三にわたり外部の有識者の知見を活用した再発防止策の検討を促したが、防衛省は特定秘密取扱業務の性質上、懸念を示してきた。今般の勧告を機に有識者会議を設置し、その知見を取り入れた結果に対する評価如何。

〔令和7年4月9日審査会〕

〔答弁概要〕

- これまで、特定秘密の内容に触れずに業務実態を伝えることは困難と考えていたが、実際には、工夫すれば業務の要領や手順等について説明可能であることが判明した。反省すべき点である。
- 有識者に業務実態を確認してもらい幅広い意見を得たことは、今後の改善措置に対し、非常に有効なものであると認識している。
- 引き続き同有識者会議を活用し、防衛省の再発防止措置が適切に実施されているか継続的に確認してもらう予定である。

⁵⁵ 本報告書137頁参照

問1-3. 有識者会議の中間提言を受け、防衛省が認識した課題如何。

〔令和7年4月9日審査会〕

〔答弁概要〕

- 実務に即した情報保全教育の見直し、定期検査を通じて確認された不具合内容のデータベース化及び適性評価の実施状況のシステム上での管理等について、その必要性を認識した。
- 仮にヒューマン・エラーが発生しても、法令違反が生じないようシステム上の措置を講ずるべく、今後も検討を進める。

問2. 防衛省が昨年7月に公表した再発防止策⁵⁶では、適性評価の対象者の範囲の拡大やヒューマン・エラーを徹底的に排除するシステムの導入等を実施している。

ＣＩＣに立ち入る可能性がある全隊員に対する適性評価は継続的に実施するのか。そうであれば、当該システムを導入する意義如何。

〔令和7年4月9日審査会〕

〔答弁概要〕

- 今後はＣＩＣで恒常的に業務を行う者のみならず、立ち入る可能性がある全隊員に対して適性評価を実施することとなる。
- ＣＩＣへの入退場については、既に個人を特定できる電子錠を導入している。
- 現在構築中のシステムは、適性評価の有無や有効期限等も併せて確認できるような大掛かりなシステムであり、艦艇だけでなく特定秘密を管理する全ての部署に導入する予定である。

⁵⁶ 本報告書108頁参照

(参考 1) 防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告
を受けて講じた措置に関する報告 (令和 7 年 4 月 8 日)

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和 6 年 7 月 12 日に公表した特定秘密漏えい事案等について、衆議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛副大臣を長とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止検討委員会において、当該事案のほか、同日以降に確認した特定秘密の漏えい事案等も踏まえた再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1 について

防衛省としては、従来の保全教育の大半は制度や規則を解説することに主眼を置いた教科書のような単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証も不十分であったこと、教育それ自体がどれ程効果的に行われているのかという点については今までに検証した実績がなく、実施と評価というサイクルが構築されていなかったこと、行政機関をまたぐ人事異動の適性評価について教育資料に明示的に掲載されておらず、実務に直結した情報保全教育が徹底できていなかったこと等を踏まえ、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育資料とすべく、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造に再編成するとともに、教育内容がどの程度定着しているのかを測定する知識確認試験の導入に向けて取り組んでいる。また、これらの取組について、実施と評価というサイクルの構築を図っていくこととしている。さらに、他の行政機関から異動してきた職員については適性評価を実施しなければならないとの知識が希薄であったことに鑑みて、特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）において、特定秘密管理者が、特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要がある場合には、当該業務を行わせる前に、「必要な教育を行うよう努めるものとする」としていた規定を、「必要な教育を行うものとする」と改正し、本年 4 月 1 日から施行した。

以上の教育に関する取組について、各機関の情報保全教育責任者に指定された大臣官房公文書監理官、各警備監部情報関係部長等の審議官・将補級の職員が責任をもって実施することにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の秘密保全に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底する体制を整備した。

また、防衛省としては、昨年 12 月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新た

問 3. 令和 5 年 7 月の陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案では、部隊指揮官が指示・伝達を行う際に、特定秘密を知り得る立場にない隊員に対して特定秘密を漏えいした上、当該事案発生後も漏えいの事実を部隊内に留め上級部隊への報告義務を怠っていた。当審査会は令和 5 年意見⁵⁷において、自衛隊の組織的体質に疑念を抱かざるを得ないとして、組織文化に係る問題の有無を検証し、法令遵守の徹底が図られるよう適切な措置を講じることを求めた。当該事案のように特定秘密の漏えいを認知した場合の連絡体制について、その後の整備状況如何。

[令和 7 年 4 月 9 日審査会]

〔答弁概要〕

- 内部通報や情報保全業務を行う部署への通報等の公式な連絡体制は既に整備されている。
- 有識者会議の提言を踏まえ、今後、より気軽に相談しやすいヘルプデスクのような窓口を設置する予定である。

⁵⁷ 本報告書 104 頁参照

に設置することとし、本年１月に同会議を新設した。当該有識者会議は、本年１月２日の第１回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年２月１８日の第２回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った後、本年３月２４日の第３回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和７年３月２４日）をとりまとめたところである。この中間提言では、情報保全教育について、「教育資料を再編成し、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育を実施するという防衛省の再発防止策の方向性は、ややもすれば硬直的、機械的になりがちな情報保全教育を大幅に改革していくものとして評価できる。現行の再発防止策を引き続き推進し、教育資料の作成・執行・検証・改良のサイクルを確立すべきである。」との評価を得た。一方で、今後の情報保全教育の手法の改善点として、

- 各自衛隊における教育・訓練の教材の一部に今回再編成した新たな教育資料を取り入れ、修了前の試験等で教育効果を検証することにより、隊員への教育機会の増加を図ることができるほか、教育の実施・評価・改良のサイクルを確立することにも資する。
- 年１回以上の教育を基準としつつ、部署によって教育回数を増やすといったカスタマイズするのも有効である。
- また、情報保全を昇任試験や各種選抜試験の出題範囲に指定するなど、隊員が自らのキャリアアップをかねて真剣に勉強する機会を設けるのも一案である。
- 現場の新入隊員や若い隊員に定着しやすい教育手法として、ネットワークを活用した対話型の教育手法も有効であると考えられる。
- 今回の情報保全事案の中には、そもそも公文書管理の系統に大きな問題があったものもあり、公文書管理と情報保全は重複する分野があるので、２つの教育を直接して実施することで理解を相乗的に高めることができる。
- 現場の新入隊員や若い隊員への教育については、本人が秘密情報を如何にして取り扱うのかが明確に理解できるようなものとするべきである。また、若い隊員を育てるとの観点から、情報保全意識や制度の成り立ちについての理解を高めていくことのほか、秘密情報が秘密として保護されていることの意味を自ら考えさせたり、仮に非遵行を行った場合の処罰・処分を教えたりすることも重要である。
- 情報保全関係係職員への教育については、座学のみならずＯＪＴも取り入れるなど、日々の実務に沿った内容とすることを検討すべきである。
- 情報保全事案発生時の臨時教育については、単に事案の概要等を教育するのではなく、各組織の保全部局が当該事案の教訓を自らの組織の実情に合わせて引き直して紹介するといった工夫を凝らすことが必要である。

との提言があった。防衛省としては、引き続き、これらを踏まえて情報保全教育の改善策を速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて情報保全教育について実効性のある抜本的な改善を図っていく。

２について

「１について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年１２月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年１月に同会議を新設した。

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和７年３月２７日）は、定期検査について、「防衛省の各機関や部隊等では年２回以上の定期検査の実施が義務付けられているところ、定期検査の具体的な実施方法に関する防衛省の説明を通じ、本会議として、電磁的記録を含む１件ごとの特定秘密文書等と関係簿冊との契合により現場においては膨大な作業が発生していることを理解した。定期検査の目的は秘密が秘密として守られるようにすることであり、間違いを見つけて撤回を与えるためではないという考えの下、現状の定期検査がある意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事案発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべきである。」との評価を行っている。また、この観点を踏まえ、今後の定期検査の手法の改善点の提言として、

- 定期検査を通じた事案の早期発見は重要である一方、懲戒処分を恐れて事案の発見・報告をためらうことも想定されるため、事案の発生自体を予防できるよう、現場の担当者が疑問点を相談できるヘルプデスクのような仕組みを検討すべきである。
- また、秘密管理に係る不具合を匿名で報告できる仕組みを作り、意図的でない軽微なミスをはやり・ハットの段階で把握するとともに、防衛省全体で共有して啓発していくことも検討すべきである。
- 防衛省は令和５年末時点で２５万件を超える特定秘密文書を保有しているところ、特定秘密に指定すべき情報の精査のほか、特定秘密文書を作成し過ぎていないか厳密に検証し、特定秘密文書の作成件数を見直すことが必要である。これは、特定秘密文書等の紛失や誤廃棄などのリスクを局限し予防する上でも効果的である。
- の提言があり、また、定期検査の内容の改善点として、
- 定期検査により我が国防衛に従事すべき自衛隊の隊務が圧迫されている状況は望ましくない一方、定期検査は特定秘密文書等の管理状況や保護措置の実施状況を定期的に把握するに当たって重要な措置である。そのため、年２回の実施を維持し

つづ、可能な限り従来の検査項目を1回に集約し、残り1回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うといったメリハリ付けができないか検討すべきである。その際、残り1回については、可搬記憶媒体及び電子計算機の使用状況の総点検といった新たな検査項目に充てることも一案である。 ○ 定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体としてデータベース化し、重点的に検査すべき項目を共有することで、人員・時間といったリソースを効率的・効果的に活用するとともに、教育内容にも反映して未然に防止することができるとの提言があった。防衛省としては、これらを踏まえ、特定秘密の保護に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令の運用について(防防調第17882号。26.12.8)の改正により実現できるものとして、年2回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体として集約し、共有することとし、これらについて本年4月1日に施行した。防衛省としては、これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて、引き続き、定期検査について実効性のある抜本的な改善を図ることとしている。 また、秘密情報の漏えいの可能性を根絶していくべく、大官官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用することとしており、従来の定期検査及び監察を重ねる形を行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況等を恒常的に確認することとした。 3について (1) 防衛省においては、一部の情報保全業務ではシステム化が導入されているものの、多くの部隊においていまだアナログによる情報保全業務が実施されていることを踏まえ、適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を推進しており、本年3月に一部の運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加していくこととしており、令和11年度にすべての機能の運用を開始できるよう、令和7年度にはシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うこととしているほか、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴の管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したいと考えている。また、電子錠の導入等による情報保全区画への立入り制限の厳格化についても推進していくこととしている。 (2) 防衛省においては、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動	の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、今後は、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基つき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないよう留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される全職員に適性評価を実施することとした。その際、海上自衛隊については、艦艇乗員の慢性的な人員不足といった構造的な問題があること及び有事を含めた緊急時にも艦艇の運用が可能となることの両面から検討を行ったところである。 また、有事を含めた緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善及び内部規則上の制度改正を実施するほか、その後も部隊運用に実情と情報保全制度に乖離がないか不断に検討を行うこととした。 4について 「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が次如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。防衛省としては、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果(中間提言)(令和7年3月27日)も踏まえつつ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、本年4月1日から施行したところであるが、当該有識者会議は今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえつつ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。 防衛省としては、昨年7月時点で調査中としていた2つの事案を含む情報保全事案の概要及び果次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年12月に公表したところであり、これらの取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国の米國を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努めるとともに、特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくこととしている。
---	--

(参考2) 特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議
の検討結果(中間提言)(令和7年3月24日)

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に
関する有識者会議の検討結果

(中間提言)

令和7年3月24日

目 次	
I はじめに	I はじめに
II 総論：防衛省の再発防止策の評価	
① 防衛省が目指すべき姿の描出	
② 共通認識の醸成	
③ 現場に即した合理的で有効な管理体制の確立	
④ 厳格化にとらわれない実効性の向上	
III 各再発防止策の改善の方向性	
1 情報保全教育	
(1) 教育手法の改善の方向性	
(2) 教育内容の改善の方向性	
2 定期検査	
(1) 検査手法の改善の方向性	
(2) 検査項目の改善の方向性	
3 その他の再発防止策	
(1) 漏えいにより生じるリスクの局限	
(2) 立入制限区画に着目した秘密の管理	
(3) 重層的な漏えい防止策及びそのシステム化	
IV おわりに	
【参考資料】	
1 会議の開催状況	
2 委員名簿	
1	
- 138 -	
	I はじめに
	防衛省では、令和 4 年 1 2 月に特定秘密保護法施行以降初となる海上自衛隊 O B への漏えい事案を公表した後、令和 5 年に入ってから特定秘密に係る漏えい事案や不適切な取扱い事案が相次いで多数確認された。かかる累次の情報保全事案を踏まえ、防衛省は昨年 1 2 月に新たな再発防止策を策定した。本会議（正式名称：特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議）は、この再発防止策の一環として、本年 1 月 1 7 日に特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（委員長：防衛副大臣）の下に新設されたものである。
	本会議は、「情報保全教育の内容、定期検査の抜本的な見直しその他の特定秘密保護の運用全般に関し、防衛省が策定した再発防止策を補完又は発展させる方途」を討議事項としており、昨年 7 月の衆議院及び参議院の情報監視審査会の勧告を受けた防衛省の要請を踏まえ、第 1 回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について防衛省から説明を聴取して討議を行い、第 2 回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った。
	その上で、第 1 回会議及び第 2 回会議の成果を踏まえ、第 3 回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に本会議の考えをとりまとめたのが本中間提言である。
	2
	- 139 -

II 総論：防衛省の再発防止策の評価 防衛省における累次の情報保全事案は、我が国の安全保障を危うくするのみならず、防衛省・自衛隊への国民の信頼を損なうものであり、本会議において、我が国防衛を担う組織がかかる状況にあることへの懸念や危惧が共有された。一方で、本会議としては、令和6年中に防衛省が公表した情報漏えい事案の多くが必要な確認の不足や法令解釈の過誤といった過失的要因に起因していること、また、情報の漏えい先はいずれも自衛隊員であつて漏えいが自衛隊の部内に留まっていたことにも着目した。悪意ある隊員が故意に秘密情報を部外に提供した事例が確認されていないことは、漏えいの当事者となった隊員を排除するのではなく、漏えいが発生しない組織文化への変革という体質改善が必要であることを意味する。 本会議としては、防衛省が昨年12月に策定した再発防止策はそのような懸念や危惧を解消していくに当たって適切なものであるか、また、秘密情報が漏れない組織文化の構築に繋がるのかという観点も踏まえて、防衛省から説明を聴取するとともに、その是非について検討を行った。その結果、この再発防止策は、各事案の発生原因の分析を踏まえ、情報保全の制度面・運用面・体制面などのほか、部隊運用との関係という防衛省・自衛隊特有の側面も網羅した包括的なものであり、防衛省の目標で構築された取組としては一定程度評価できるものであるとの判断に至った。 防衛省が今後取り組んでいくべきは、我が国の安全保障を十全なものとし、国民の信頼を取り戻すべく、この再発防止策を迅速かつ着実に実行し、組織の隅々にまで浸透させることである。それと同時に、第三者の目線からの意見として、秘密が秘密として保護されるという情報保全の本来の趣旨	が徹底される組織文化の構築に向け、既定の再発防止策に以下の考え方や要素を更に付加していくことを提言したい。 ① 防衛省が目指すべき姿の描出 これまでに生じた累次の情報保全事案は防衛省・自衛隊が長らく培ってきた文化・風土に根差したものであり、この点を掘り下げることでなく改善策を構築しても良策にはならない。そのため、防衛省の任務遂行に情報保全の視点を加味した目指すべきエンブラスターを描き、その理想と現実のギャップを埋めるためのアプローチを検討すべきである。 ② 共通認識の醸成 このエンブラスターの描出に当たっては、情報保全の失敗が招く任務遂行へのリスクを明確化する必要があり、その際、なぜ秘密情報を守らなければならないのか、そして、秘密として保護しなければならない情報とは何なのかについて組織横断的に共通認識を持ち、秘密情報の漏えいからもたらす安全保障上のリスクへの理解が隊員一人ひとりのレベルに至るまで共有されることが必要である。その上で、防衛省・自衛隊の組織全体で秘密として保護すべき情報を精査し、守るべき情報を具体的に特定するとともに、秘密情報を取り扱うことへの緊張感や漏えい時にあり得る国家安全保障上のダメージについて教育等を通じて現場の隅々にまで浸透させていくことが重要である。 ③ 現場に即した合理的で有効な管理体制の確立 情報保全はがんじがらめの手続で担保されるものではなく、これが持続するには現場の活動と両立する合理的で有効な管理体制が確立されることが重要である。情報保全のための措置を過度に厳格化すれば現場の負担が増し、業務過多や理解不足といった問題が発生しかねない。その
--	---

ためには、現場の負担軽減の観点も踏まえた、合理的で有効な具体的な仕組みの構築が必要となる。このような仕組みを検討するに当たっては、情報保全事案発生予防・早期発見の観点が非常に重要であるほか、中央だけではなく、現場が提示する現場に即した改善策が問題を解決することもあり、また、両者のコミュニケーションを通じて、個々の現場の理解や知識、実践が、当該現場のみならず防衛省・自衛隊の組織全体に浸透することが、組織を横断しての管理体制のレベルアップに有効であることにも留意すべきである。 ④ 厳格化にとらわれない実効性の向上 上記③で述べた情報保全のための措置の厳格化に関連して、物事の厳格化ではなく整理により実効性が向上することにも留意すべきである。この点は、上記②で述べた特定秘密として保護すべき情報の精査とも密接に関連する。冒頭で述べたとおり、防衛省における情報漏えい事案の多くは確認不足や法令解釈の過誤といった過失的要因に起因しているところ、その背景には防衛省の情報保全制度が複雑すぎるという事情があるものと考えられる。一方、そもそも情報保全は、措置・手続の厳格化や罰則の厳罰化で担保するのではなく、その必要性や重要性への理解と合理的で有効な管理体制の確立により担保されるべきである。そして、そのためには、秘密情報が漏れないようにするのはなぜかという点を隊員一人ひとりが考えることが出発点にならなければならない。	III 各再発防止策の改善の方向性 1 情報保全教育 本会議として、教育資料を再編成し、個々の職員の状況に応じたきめ細かな情報保全教育を実施するという防衛省の再発防止策の方向性は、ややもすれば硬直的・機械的になりがちな情報保全教育を大幅に改革していくものとして評価できる。現行の再発防止策を引き続き推進し、教育資料の作成・試行・検証・改良のサイクルを確立すべきである。 防衛省の各機関や部隊等では所属隊員への年1回以上の教育の実施が義務付けられているところ、教育による効果は約1年で低下していくと言われているため、基本的に年1回という教育頻度は適切である。また、たとえ毎回同じ内容の教育の繰り返しであったとしても、基礎的な知識や感覚が定着していくほか、勤務経験を経てとらえ方が変わり、理解が深まることもあるため有益である。以上を踏まえつつ、防衛省における今後の情報保全教育の改善点について、以下(1)及び(2)のとおり提言する。 (1) 教育手法の改善の方向性 ○ 各自衛隊における教育・訓練の教材の一部に今回再編成した新たな教育資料を取り入れ、修了前の試験等で教育効果を検証することにより、隊員への教育機会の増加を図ることができるほか、教育の実施・評価・改良のサイクルを確立することにも資する。 ○ 年1回以上の教育を基準としつつ、部署によって教育回数を増やすといったカスタマイズをするのも有効である。 ○ また、情報保全を昇任試験や各種選抜試験の出題範囲に指定する
--	--

など、隊員が自らのキャリアアップをかけて真剣に勉強する機会を設けるのも一案である。 ○ 現場の新入隊員や若い隊員に定着しやすい教育手法として、ネットワークを活用した対話型の教育手法も有効であると考えられる。 ○ 今回の情報保全事案の中には、そもそも公文書管理の手續に大きな問題があったものもあり、公文書管理と情報保全は重複する分野があるので、２つの教育を連接して実施することで理解を相乗的に高めることができる。 (２) 教育内容の改善の方向性 ○ 現場の新入隊員や若い隊員への教育については、本人が秘密情報を如何にして取り扱うかが明確に理解できるようなものとするべきである。また、若い隊員を育てるという観点から、情報保全意識や制度の成り立ちについての理解を高めていくことのほか、秘密情報が秘密として保護されていることの意味を自ら考えさせたり、仮に非違行為を行った場合の処罰・処分を教えたりすることも重要である。 ○ 情報保全関係職員への教育については、座学のみならず〇JTも取り入れるなど、日々の実務に沿った内容とすることを検討すべきである。 ○ 情報保全事案発生時の臨時教育については、単に事案の概要等を教育するのではなく、各組織の保全部局が当該事案の教訓を自らの組織の実情に合わせて引き直して紹介するといった工夫を凝らすことが必要である。 7 - 144 -	２ 定期検査 防衛省の各機関や部隊等では年２回以上の定期検査の実施が義務付けられているところ、定期検査の具体的な実施方法に関する防衛省の説明を通じて、本会議として、電磁的記録を含む１件ごとの特定秘密文書等と関係簿冊との契合により現場においては膨大な作業が発生していることを理解した。定期検査の目的は秘密として守られるようにすることであり、間違いを見つけて厳罰を与えるために実施するものではないという考えの下、現状の定期検査が有する意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事案発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべきである。かかる観点から、以下(１)及び(２)のとおり提言する。 (１) 検査手法の改善の方向性 ○ 定期検査を通じた事案の早期発見は重要である一方、懲戒処分を恐れて事案の発見・報告をためらうことも想定されるため、事案の発生自体を予防できるよう、現場の担当者が疑問点を相談できるヘルプデスクのような仕組みを検討すべきである。 ○ また、秘密管理に係る不具合を匿名で報告できる仕組みを作り、意図的でない軽微なミスをヒヤリ・ハットの段階で把握するとともに、防衛省全体で共有して啓発していくことも検討すべきである。 ○ 防衛省は令和５年末時点で２５万件を超える特定秘密文書を保有しているところ、特定秘密に指定すべき情報の精査のほか、特定秘密文書を作成し過ぎていないか厳密に検証し、特定秘密文書の作成件数を見直すことが必要である。これは、特定秘密文書等の紛失や誤廃棄などのリスクを局限し予防する上でも効果的である。 8 - 145 -
---	---

(2) 検査項目の改善の方向性 ○ 定期検査により我が国防衛に従事すべき自衛隊の隊務が圧迫されている状況は望ましくない一方、定期検査は特定秘密文書等の管理状況や保護措置の実施状況を定期的に把握するに当たって重要な措置である。そのため、年2回の実施を維持しつつ、可能な限り従来の検査項目を1回に集約し、残り1回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うといったメリハリ付けができないか検討すべきである。その際、残り1回については、可搬記憶媒体及び電子計算機の使用状況の総点検といった新たな検査項目に充てることも一案である。 ○ 定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体としてデータベース化し、重点的に検査すべき項目を共有することで、人員・時間といったリソースを効率的・効果的に活用するとともに、教育内容にも反映して事案を未然に防止することができる。 3 その他の再発防止策 上記で述べた情報保全教育と定期検査の在り方のほか、防衛省が策定したその他の再発防止策に対する現時点での見解は以下のとおりである。 なお、防衛省における特定秘密の運用全般に対する討議は今後の会議にて引き続き行っていくこととしており、以下に示した見解は網羅的なものでない。 (1) 漏えいにより生じるリスクの局限 秘密情報の漏えいは我が国の安危に直結するものであるため、漏えい事案の発生時に適切な初動対応をとって二次漏えいのリスクを局限することはもちろん、事案発生の実態や概要について各自衛隊の枠を超えて 迅速に情報共有し、同種事案の発生リスクも併せて局限しなければならぬ。そのための具体的な措置について検討すべきである。 (2) 立入制限区画に着目した秘密の管理 防衛省においては、秘密情報の保護措置の一環として立入制限区画を設けているところ、このような情報保全上の立入制限区画への立入りは、通常、特定秘密の適性評価及び省秘等の適格性確認により秘密情報の取扱いが認められた隊員についてのみ許可されている。その上で、秘密情報の伝達に当たっては、個々の隊員の適性評価の実施状況に着目し、個人レベルで識別して管理することは困難であるため、この立入制限区画という場所に着目し、そこへの立入り許可により管理するという手法について検討すべきである。 (3) 重層的な漏えい防止策及びそのシステム化 今後は、ヒューマン・エラーを生じさせないようなシステムを構築する必要がある。特定秘密を含む秘密情報は複数の保護措置によって保護されており、それぞれの秘密情報を適切に管理するためには、隊員個人が①適性評価を経ているか否か、②ある特定秘密情報にアクセスすることが認められているか否か、③課室や部隊等で特定秘密管理者補や保護業務責任者・担当者であるか否か、④立入制限区画への立入りが許可されているか否かといった各階層に着目するという手法が有益である。かかる観点から、防衛省が整備を進めているクリアランスの実施状況を一括管理するシステム（上記①関連）に、秘密文書等へのアクセス履歴等を管理する機能（上記②関連）や保全区画の電子錠を管理する機能（上記④関連）などを付加していく、これらの連携を通じて秘密情報の厳格な管理が実現できるものと考えられる。
--

IV おわりに

本会議は今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくが、まずはこの中間報告を契機に、防衛省が昨年12月に公表した再発防止策を今後も着実に実施していくことのほか、本中間提言Ⅲ1及びⅢ2に示す情報保全教育及び定期検査の改善策を速やかに実行すること、Ⅲ3に示すその他の改善策を既定の再発防止策に併せて順次実行していくこと、また、これまで述べた施策が十分に機能しているか絶えず確認することを要望したい。防衛省・自衛隊が秘密情報の保全に関して失った国民の信頼を取り戻すには、結局はこのような地道な取組を積み重ねていくのが唯一の道であり、近道でもあると考えている。

【参考資料】

1 会議の開催状況

- 第1回 令和7年1月22日
案件：情報保全事案の原因分析及び再発防止策
- 第2回 令和7年2月18日
案件：情報保全教育及び定期検査
- 第3回 令和7年3月24日
案件：中間提言のとりまとめ

2 委員名簿

- 黒江 哲郎 (座長) 三井住友海上火災保険株式会社顧問
元防衛事務次官
- 只木 誠 (座長代理) 中央大学法学部教授
- 池田 陽子 弁護士 (明大昭平・法律事務所)
- 関谷 純平 精神科医・産業医 (医療法人社団円遊会 理事長)
- 高橋 秀雄 株式会社長谷工コーポレーション 上席主幹
元空将補

4 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中の調査を踏まえ、政府の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況等に対して、以下のとおり改善を求めることで合意した。

(1) 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に対応することを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告⁹⁸を行うものとする。

1 指定の在り方

(1) 「特定秘密の概要」の記載等が具体性に欠けるものについては、当該記載等を具体的な内容がある程度想起されるような記述に改めること。それが困難な場合には、審査会に対し具体的な内容がある程度想起されるような丁寧な説明を行うこと。

(2) 対象情報の期間を区切っていない特定秘密については、期間を区切って指定できないか改めて速やかに検討を行い、審査会に報告できるようにすること。それが困難な場合には、審査会に対し調査対象期間中の特定秘密の文書件数の増減等を含め、状況の変化がわかるような丁寧な説明を行うこと。

2 特定秘密が記録された文書の開示・延長等の取扱い

(1) 現在保有している特定秘密が記録された文書について、例えば作成から30年を超えているものなどの中に国民へ開示すべきものがないか改めて検討すること。

⁹⁸ 国会法第102条の16第1項において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ」とこととされている。

(2) 特定秘密の指定を解除せずに延長し、当該特定秘密が記録された文書の有効期間も延長した場合には、その理由とともに具体的な内容について説明を行うこと。

(3) 特定秘密の指定の延長又は解除等を行っていく中で、当該特定秘密が記録された文書を指定替える場合についても、その理由とともに具体的な内容について説明を行うこと。同文書を廃棄又は移管する場合には、アーキレスト等の専門的知見の活用を検討すること。

3 独立公文書管理監関係

(1) 政府全体における特定秘密が記録された文書の保有件数に比して、独立公文書管理監が行った検証・監察数が少ないとの指摘を踏まえ、法の趣旨に則った検証・監察を行い、確認件数を増やすこと。

(2) 重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、独立公文書管理監の検証・監察の対象範囲に重要経済安保情報が加わることを踏まえ、情報保全監察室の体制強化を図ること。

4 通報制度

重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、通報を行うことができる者に重要経済安保情報を取り扱う業務者が加わることを踏まえ、独立公文書管理監及び各行政機関に対する通報制度を充実させること。

(2) 政府に対する意見の理由及び背景

1 指定の在り方について

審査会は従前より、一部の特定秘密について、指定書の記載等を確認し、でもどのような情報が指定されているのか判別できない状況であることを指摘してきた。令和5年の審査会意見においても指定の在り方について対応を求めたが、その対応状況は委員の納得を得られるものではなかった。

今対象期間中の審査会においても、警察庁や外務省等に対し、対象情報の範囲が広範で、説明を受けても当該特定秘密にどのような情報が該当するのか外部からは類推が困難であるとの指摘があった。

対象情報の期間を区切っていない特定秘密についても、今対象期間中の審査会において、特に外務省に対し、適切に管理されていないのではないかと疑問を持たれないようにする必要があるとの指摘があった。外務省は改めて精査するとしており、2、3か月以内に速やかに検討を行い、審査会場で報告を行うことができる状態にすべきである。

2 特定秘密が記録された文書の開示・延長等の取扱いについて

作成後30年経過した行政文書は公開するとの原則があるが、特定秘密が記録された文書の中には作成後30年経過した後も公開されていない文書が存在している。今対象期間中の審査会において、特に外務省への質疑の際に、国民の知る権利などを守る観点から、主権者たる国民の外交への理解に資するよう可能な限り開示すべきとの指摘がなされた。

特定秘密に係る文書の取扱いについて、各行政機関の長等が、特定秘密の指定の延長又は解除を行う場合や、既存の特定秘密について、当該特定秘密が記録された文書の廃棄又は新規文書の追加を行う際に、実質的に誰からのチェックも受けないうまま独自に判断を行っていることについて指摘がなされた。

データベースなどの活用については、審査会が従前より指摘しているとおり、特定秘密が記録された文書の廃棄等に当たり、専門的知見の活用を検討することを求めるものである。

3 独立公文書管理監関係について

独立公文書管理監による特定秘密文書の検証・監察は、サンゾル調査により実施しているため、政府全体で保有する特定秘密文書の件数と比較し

て確認件数が少ない⁹⁹。これに対し、今対象期間中の審査会において、法の趣旨に則り、更に確認件数を増やすべきであるとの指摘があった。

また、現状として特定秘密文書についても一部しか確認できていない中、重要経済安保情報保護活用法の施行に伴う業務も増えるのであるから、人員増も含めた予算措置について議論を進めていく必要があるとの指摘があった。

4 通報制度について

特定秘密保護法の施行以来、令和5年までに通報は1件もない。これに対し、今対象期間中の審査会において、通報制度が機能していないのではないかと懸念が示された。加えて、重要経済安保情報保護活用法における運用基準でも通報制度が規定されており、今後、同法における適合事業者の従業者が増加することも踏まえ、両法における通報制度の充実を求める指摘がなされた。なお、国会への通報制度に関し問題提起がなされた。

⁹⁹ 令和5年中に独立公文書管理監が確認した特定秘密文書等の件数は6,410件、政府全体での特定秘密が記録された文書の保有件数は682,841件（令和5年末時点）である。

5 国際会議（G7 議会情報機関監視委員会合）

令和6年のG7議長国であるイタリア議会の「共和国の安全保障に関する議会委員会」（以下、共和国安全保障議会委員会）が主催する、G7各国の議会における情報機関の監視のための委員会の会合が、同年11月28日及び29日の2日間、ローマのイタリア下院において開催された。今回が初めての開催である。

(1) 経緯

令和6年8月、ロレンツォ・グエリーニ共和国安全保障議会委員会委員長より岩屋毅衆議院情報監視審査会会長宛に招請状が届いた。招請を受けて、衆議院情報監視審査会は参加の意向を固め、院内における手続を進めていたところ、衆議院解散・総選挙が行われる見通しとなり、イタリア議会への回答締切である9月30日の時点で、参加できない旨の回答をした。

一方、10月7日及び11月13日、イタリア議会から、議員が参加できない事情は理解した上で、代理として事務局職員を派遣して欲しい等との要請が相次いだ。なお、総選挙後の特別会では審査会委員の交代があり、また本会合の開催日が臨時会召集日と重なることなどが見込まれる状況であった。

以上の状況を踏まえ、11月14日、伊藤達也衆議院情報監視審査会会長から事務局職員の代理出席を検討すべしとの指示があり、衆議院情報監視審査会事務局及び衆議院事務局国際部国際会議課から職員2名が代理で出席した。

なお、本会合に関する「G7議会情報機関監視委員会合報告書」については、会合主催者の提案により「チャタムハウスルール⁶¹⁾」に基づき開催されたため内部利用に限るとした主催国のイタリア議会と同様の取扱いとし、公表はせず、12月13日、調査の参考として情報監視審査会委員に限定配付した。

(2) G7 議会情報機関監視委員会合の概要⁶¹⁾

本会合は、ロレンツォ・フオンターナ下院議長（伊）、アルフレド・マントヴァーノ安全保障担当次官（伊）、ロレンツォ・グエリーニ共和国安全保障議会委員会委員長の講演で開幕し、2日間で3つのテーマ別セッションが行われた。

第1セッションでは「中東の紛争からアフリカ大陸の地政学的状況に至る世界秩序の危機により生じる国際シナリオと安全保障リスクの最近の動向」につ

いて、マイク・ターナー下院情報特別委員長（米）、セドリック・ベラン情報活動に関する議会代表団団長（仏）、エリザベッタ・ペローニ安全保障情報局長による基調講演が行われた。また、リンジー・オイル下院議長（英）によるビデオメッセージと伊藤達也衆議院情報監視審査会会長のメッセージが紹介された。討議では、主な世界的脅威と、それに対する議会の役割等について幅広い議論が行われた。

第2セッションでは「議会による情報機関の監視に関するベスト・プラクティスの概観」について、エッソー・ロザート共和国安全保障議会委員会事務局長（伊）、オーレリアノ・ルソー特別会計監査委員長（仏）、マティアス・バートウク議会監査委員会常任代表（独）が基調講演を行い、続いて出席したすべての代表団が発言し、G7各国の監視委員会の権限や諸課題等について詳細な意見交換が行われた。

第3セッションでは「サイバーセキュリティに対する脅威」について、ジョヴァンニ・ドンゼッリ共和国安全保障議会委員会副委員長（伊）、ディヴィッド・マッギンティ議員国家安全保障情報委員会委員長（仏）、ビデオメッセージ、ナンチア・チアルディ国家サイバーセキュリティ庁副長官による基調講演が行われた。引き続き、サイバー空間の脅威に対する活動やAIに関する課題について、各国情報機関監視委員会の役割等について建設的かつ参加型の討議がなされた。

⁶¹⁾ 対外的に内容の引用は可能であるが、発言者や発言国が明らかにしないようにする必要がある。
⁶²⁾ 会議の概要は、イタリア議会のプレスリリースの抜粋<<https://comunicazione.camera.it/archivio-primapagina/19-45038>>（イタリア下院HP）参照

⁶²⁾ 議員が出席できなかった参加国についても、代理出席者に発言の機会が与えられた。

- 156 -

第 3 審査の経過及び結果

- 157 -

第 3 審査の経過及び結果

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請⁶³はなかった。

なお、平成 26 年 12 月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

⁶³ 国会法第 104 条の 2、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 5 条の 2

第 4 重要経済安保情報保護活用法の成立
及びそれに伴う国会関係法規の改正

第 4 重要経済安保情報保護活用法の成立及びそれに伴う国会関係法規の改正

(1) 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」の成立

令和 6 年 2 月 27 日、第 213 回国会に内閣から提出された「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」は、同年 5 月 10 日に成立した。「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。)は、衆議院において、政府が重要経済安保情報に係る運用状況を毎年国会に報告することとともに、国会における重要経済安保情報の保護の方策について、国会において検討し、必要な措置を講ずることなどを内容とする修正が行われた。

(2) 重要経済安保情報保護活用法施行に向けた国会関係法規の改正
ア 改正案の審議の経過 (本年 4 月 30 日時点)

上記の修正を踏まえ、衆議院議院運営委員会理事会において協議が行われた結果、国会法等の国会関係法規について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加するなどの改正を行うことが決定された。

本年 4 月 24 日、衆議院議院運営委員会提出の法律案等として、「国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「国会法等改正案」という。)[「衆議院規則の一部を改正する規則案」及び「衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案」が提出された。各案は同日の本会議で可決され、国会法等改正案は参議院に送付された。

イ 今後の見通し

上記の国会関係法規は、国会法等改正案が参議院において可決・成立後、重要経済安保情報保護活用法の施行日である本年 5 月 16 日に施行される見通しである。その場合、情報監視審査会において、特定秘密に加え、重要経済安保情報に係る行政運用の常時監視を行うこととなる。

これに伴い、情報監視審査室への入室や保管する文書等の管理・閲覧等について定めた当審査会の諸内規についても、重要経済安保情報に関する規定を追加する必要があるため、運営協議会における協議を経て、改正を行う予定である。

参 考 資 料

I 関係法規	
(1) 国会法 (昭和22年法律第79号) (抄)	1
(2) 衆議院規則 (昭和22年5月28日議決) (抄)	5
(3) 衆議院情報監視審査会規程 (平成26年6月13日議決)	6
(4) 特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号) (抄)	11
(5) 特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成25年政令第336号) (抄)	24
(6) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準 (平成25年10月14日閣議決定) (抄)	30
II 特定秘密の保護に関する法律のポイント (内閣官房資料)	35
III 国会報告 (令和 6 年 6 月18日閣議決定) の概要 [特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告] の概要.....	36
IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表 (令和 6 年未現在) (内閣官房資料)	41
V 独立公文書管理監報告のポイント (令和 6 年 6 月24日) [特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告] のポイント.....	44
VI 提示を受けた特定秘密一覧	45
VII 会長及び委員一覧	46
VIII 委員派遣・海外派遣一覧	50
IX 参考人一覧	52
X 活動経過	53

I 関係法規	
(1) 国会法 (昭和 22 年法律第 79 号) (抄)	
[情報監視審査会の設置]	
第 102 条の 13 行政における特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。)) 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)) の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定 (同項の規定による指定をいう。)) 及びその解除並びに適性評価 (特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。)) の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは各議院の調査会からの第 104 条第 1 項 (第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長 (特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)) の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。	
[調査のための報告]	
第 102 条の 14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。	
[特定秘密の提出]	
第 102 条の 15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出 (提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。)) を求めるときは、その求めに応じなければならない。	
② 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは各議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項 (同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) 又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和 22 年法律第 225 号) 第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項 (同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) 又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査 (公開しないで行われるものに限る。)) と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条 (国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)) とする。	
③ 行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。	
④ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。	
⑤ 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。	

(勧告) 第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。 ② 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。 (審査) 第102条の17 情報監視審査会は、第104条の2(第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。 ② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。 ③ 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査(公開しないで行われるものに限る。)」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条(国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。 ④ 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。 ⑤ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。 ⑥ 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。 ⑦ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。 (事務を行う者の制限) 第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価(情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。)	においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。 (特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲) 第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。 (準用規定) 第102条の20 情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。 (情報監視審査会に関する事項) 第102条の21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。 (官公署等に対する報告及び記録の提出要求) 第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。 ② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。 ③ 前項の理由を要諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。 ④ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。 (審査の要請) 第104条の2 各議院又は各議院の委員会が前条第1項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第2項の規定により理由を説明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。 (特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲) 第104条の3 第104条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
--	--

- 附 則 (抄) [国会法等の一部を改正する法律 (第 1 条。)] (平成 26 年法律第 86 号)
- (施行期日)
- 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) の施行の日から施行する。ただし、第 3 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他の情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
- (検討)
- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報収集を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他の情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないうこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 衆議院規則 (昭和 22 年 6 月 28 日議決) (抄)

- 〔委員による特定秘密の閲覧〕
- 第 56 条の 5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成 26 年法律第 108 号) 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) については、正当な理由があるとき委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。
- ② 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。
- 〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕
- 第 234 条の 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出 (提示を含むものとする。次項において同じ。) がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。
- ② 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。
- 〔議員による特定秘密の閲覧〕
- 第 256 条の 2 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があるとき議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。
- ② 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(3) 衆議院 情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）

（設置の趣旨）

第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適正評価（同法第12条第1項に規定する適正評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

（委員）

第3条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第4条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第17条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第5条 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことに伴い懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

（会長）

第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第101条及び第102条の規定は、会長について準用する。

第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

（開会）

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

（情報監視審査室）

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査会において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

（定足数）

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

（表決）

第13条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査）

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事実を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

（委員の発言）

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

（議長及び副議長の出席及び発言）

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

（審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言）

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事実の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは、「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。 （特定秘密の利用し又は知ることのできる者の範囲） 第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することのできる者とする。 （委員の派遣） 第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長承認を得なければならない。 （特定秘密の提出又は提示） 第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。 （報告） 第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、報告を行うことができる。 2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の報告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。 （報告書の提出） 第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。 2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。 3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。 （会議の秩序保持） 第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 （休憩及び散会） 第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。 （懲罰事犯の報告等） 第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。 2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。 （傍聴） 第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。 2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとする。	きる。 （特定秘密の保護） 第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。 （特定秘密の閲覧） 第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。 2 前項の規定は、第32条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。 （会議録） 第29条 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。 2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。 3 会議録は、各議員には提供しない。 4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供する。ただし、第23条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。 第30条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。 2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。 3 前項の規定は、第32条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。 （特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等） 第31条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。 2 衆議院規則第235条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。 （事務局） 第32条 情報監視審査会の事務を処理するため、情報監視審査会に事務局を置く。 2 事務局に事務局長1人その他の必要な職員を置く。 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。
---	---

第 33 条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第 34 条 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日（平成 26 年 12 月 10 日）から施行する。
 - 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。
- 第 3 条第 1 項中「若しくは憲法審査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

(目的)

第 1 条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

(特定秘密の指定)

第 3 条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。））にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第 11 条第 1 号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る公表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）第 1 条第 3 項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第 18 条第 2 項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第 5 条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。
- 3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第2号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第1号に掲げる措置を講ずることができることとなつたときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

(指定の有効期間及び解除)

- 第4条** 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
- 2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。
- 3 指定の有効期間は、通じて30年を超えないことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにはやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えないことができる。
- 一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）
- 二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
- 三 情報収集活動の手法又は能力
- 四 人的情報源に関する情報
- 五 暗号
- 六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報
- 七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報
- 5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

- 6 行政機関の長は、第4項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。
- 7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(特定秘密の保護措置)

- 第5条** 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。
- 2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第7条第1項の規定により提供する場合を除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。
- 3 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。
- この場合において、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。
- 4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第8条第1項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。
- 5 前項の契約には、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。
- 6 第4項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の数その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第1項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2 前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合には、第5条第3項の規定を準用する。

3 警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第5条第2項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

第8条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の契約については第5条第5項の規定を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者については同条第6項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第8条第1項」と、「を保有する」とあるのは「の提供を受ける」と読み替えるものとする。

3 第5条第4項の規定により適合事業者に特定秘密を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該特定秘密の提供を求めることができる。

第9条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定を

しているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務以外については附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 警察本部長は、第7条第3項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第1号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第2号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定め

る都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

3 適合事業者は、第8条第3項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合は、第1項第1号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第2号若しくは第3号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行つてはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

- 一 行政機関の長
- 二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
- 三 内閣官房副長官
- 四 内閣総理大臣補佐官
- 五 副大臣
- 六 大臣政務官
- 七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

- 一 特定有言活動（公になつていない情報のうちその漏れが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
- 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業員について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業員が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者）をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(警察本部長による適性評価の実施等)

第15条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

— 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たにを行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

(適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限)

第16条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則で定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条第1項各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは第4条第1項各号、昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑が生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

(権限又は事務の委任)

第17条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づき特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があるとき、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

（国会への報告等）

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（関係行政機関の協力）

第20条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

（政令への委任）

第21条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第22条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害することとあらうことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第24条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を書する行為により、特定秘密を取得した者は、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前2項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第25条 第23条第1項又は前条第1項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、5年以下の懲役に処する。

2 第23条第2項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3年以下の懲役に処する。

第26条 第23条第3項若しくは第24条第2項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第23条第1項若しくは第2項若しくは第24条第1項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第24条及び第25条の罪は、刑法第2条の例に従う。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第18条第1項及び第2項（変更に係る部分を除く。）並びに附則第9条及び第10条の規定は、公布の日から施行する。

（編注 平成26年10月政令335号により、平成26年12月10日から施行した。）

（経過措置）

第2条 この法律の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第5条第1項及び第5項（第8条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第5条第1項中「第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同条第5項中「第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の」とあるのは「同項の」とし、第11条の規定は、適用しない。

（施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関）

第3条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密（附則第5条の規定により防衛大臣が特定

秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第 18 条第 2 項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。）とする。

(政令への委任)

第 8 条 附則第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(指定及び解除の適正の確保)

第 9 条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第 10 条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することと定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表 (第 3 条、第 5 条―第 9 条関係)

- 一 防衛に関する事項
- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見知り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見知り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項
- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
- 三 特定有害活動の防止に関する事項
- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号
- 四 テロリズムの防止に関する事項
- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

(5) 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成 26 年政令第 336 号)(抄)

(指定に関する記録の作成)

第 3 条 法第 3 条第 2 項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第 18 条第 1 項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第 3 条第 1 項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報の法別表第 1 号イからヌまで、第 2 号イからホまで、第 3 号イからニまで又は第 4 号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(特定秘密の表示の方法)

第 4 条 法第 3 条第 2 項第 1 号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第 1 様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第 1 様式の「特定秘密」の文字及び枠を共に認識することができるようになること。
- 三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第 1 様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第 7 条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつては、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であつた情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができないようにするときに、別記第 1 様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定の有効期間満了表示をすること。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。
- イ 当該指定について法第 3 条第 2 項第 2 号又は第 5 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による通知を受けた者
- ロ 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 4 項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

〔第 2 項以下 省略〕

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第 8 条 行政機関の長は、法第 4 条第 2 項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
- イ 当該指定について法第 3 条第 2 項第 2 号又は第 5 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による通知を受けた者
- ロ 法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 4 項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第 4 条第 4 項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

(指定の解除に伴う措置)

第 10 条 行政機関の長は、法第 4 条第 7 項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
- イ 当該指定について法第 3 条第 2 項第 2 号又は第 5 条第 2 項若しくは第 4 項の規定

定による通知を受けた者 ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者 三 特定秘密指定管理等に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。 (第2項以下 省略) (行政機関の長による特定秘密の保護措置) 第11条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置 四 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限 七 前2号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限 八 特定秘密の伝達(特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第17条第8号において同じ。)の方法の制限 九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄 十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生防止その他の措置 十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置 2 法第5条第1項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。 3 法第5条第2項又は第4項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第3条第2号及び第3号に掲げる事項を記載した書面の交付により行うものとする。 (適合事業者に関する基準) 第13条 法第5条第4項の政令で定める基準は、第11条第1項第1号、第3号及び第5号から第12号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができることと認められることとする。	一 代表者、代理人、使用人その他の従業者(次号及び次条第1項第5号において単に「従業者」という。)に対する特定秘密の保護に関する教育 二 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定 (適合事業者による特定秘密の保護措置) 第14条 法第5条第5項の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第11条第1項第1号、第3号及び第5号から第12号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。 一 当該特定秘密である情報について講ずる法第3条第2項各号のいずれかに掲げる措置 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置 イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。 ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。 (1) 法第5条第6項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置(法第3条第2項第2号に掲げる措置に限る。)を受けた者 (2) 法第10条第3項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者 三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。 四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置 イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。 ロ 第2号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。 五 当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第12条第1項第3号に規定する事情があると認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置 (第2項 省略) (提供の際の通知) 第15条 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知するものとする。 (他の行政機関による特定秘密の保護措置) 第16条 法第6条第2項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第11条第1項各号に掲げる措置の実施に関する事項
---	---

とする。 (第一号以下 省略) (その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置) 第17条 法第10条第1項第1号の政令で定める措置は、同条(同号(イに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受けた者による次に掲げる措置とする。 一 当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示(電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。)又は通知であって、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内であるものの方法を定めること。 二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。 三 当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。 四 当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。 五 当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。 六 当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。 七 前号に掲げるもののほか、当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。 八 当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。 九 当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。 十 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供をした者に対する報告の方法を定めること。 (適性評価の実施の方法) 第19条 行政機関の長又は警察本部長は、法第12条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第12条第2項各号に掲げる事項に関する質問票の交付(当該質問票の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供)をし、これらの事項についての記載又は記録を求めるほか、運用基準で定めるところにより、同項(法第15条第2項において準用する場合を含む。)の調査を行うものとする。 附 則 (自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第3条 この政令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に法附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定とみなされる事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件について前条の規定による改正前の自衛隊法施行令(以下この条において「旧自衛隊法施行令」という。)第113条の8の規定により防衛秘密管理者が講じた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において防衛大臣が当該情報に係る特定秘密文書等についてした特定秘密表示とみなす。	別記第1様式(第4条関係) 特定秘密 備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。
--	--

(6) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）

II 特定秘密の指定等

3 指定手続

(1) 行政機関又は都道府県警察の職員は、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知ったときには、直ちに当該情報が特定秘密に指定されるよう関係職員に通報などの措置を講ずるものとする。

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(○○を含む。）」、「(○○を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第3条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成○○年度○○計画」、「情報収集衛星により平成○○年中に入手した衛星画像情報」、「平成○○年中の○○国との間の○○に関する交渉の内容」と期間を区切るなどとして、適切に管理できるように記すものとする。

〔(4) 以下省略〕

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監査・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監査・是正

〔ア 省略〕

イ 内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監査の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

〔(2) 以下省略〕

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者もしくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができ。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(4) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。

(9) 行政機関の長は、調査を行う場合は、遅滞なく必要な調査を行うものとする。(4) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(4) 行政機関の長は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。(4) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができ。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(4) (7)に定める通報は、ア(4)において調査を行わない旨の通知又は同(4)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

a ア(7)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合 b ア(7)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合 c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合 (9) 内閣府独立公文書管理監は、通報を受理した場合、遅滞なく必要な調査を行うものとする。 (1) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、(4)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。 (4) 行政機関の長は、(1)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に特定秘密を提供するものとする。 (6) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(1)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に説明しなければならない。 (4) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ツライル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ツライル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ツライル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。 (9) 行政機関の長は、(4)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。 (9) 内閣府独立公文書管理監は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。 (3) 通報者の保護等 ア 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。 イ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業員である場合にあっては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。 ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。	エ 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。 5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告 (1) 内閣総理大臣への報告等 ア 行政機関の長は、毎年1回、(7)から(9)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(7)から(9)まで及び(9)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。 (7) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定した特定秘密の件数（11(1)に規定する事項の細目ごと。(4)及び(9)において同じ。） (4) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数 (9) 過去1年に指定を解除した件数 (2) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ツライル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数 (4) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ツライル等を過去1年に廃棄した件数 (6) 過去1年に廃棄した特定行政文書ツライル等の件数 (4) 過去1年に処理した4(2)ア(7)の通報の件数 (9) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(7)及び(9)において同じ。） (4) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数 (4) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数 (9) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例 (9) その他参考となる事項 イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。 ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(7)から(9)まで及び(9)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ツライル等の管理についての意見を述べるることができる。 エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。 オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ツライル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。 (2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告 内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。 (3) 国会への報告及び公表
--	---

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに通性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保有する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1) 2、3(1)イ、4(2)イ(1)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに通性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

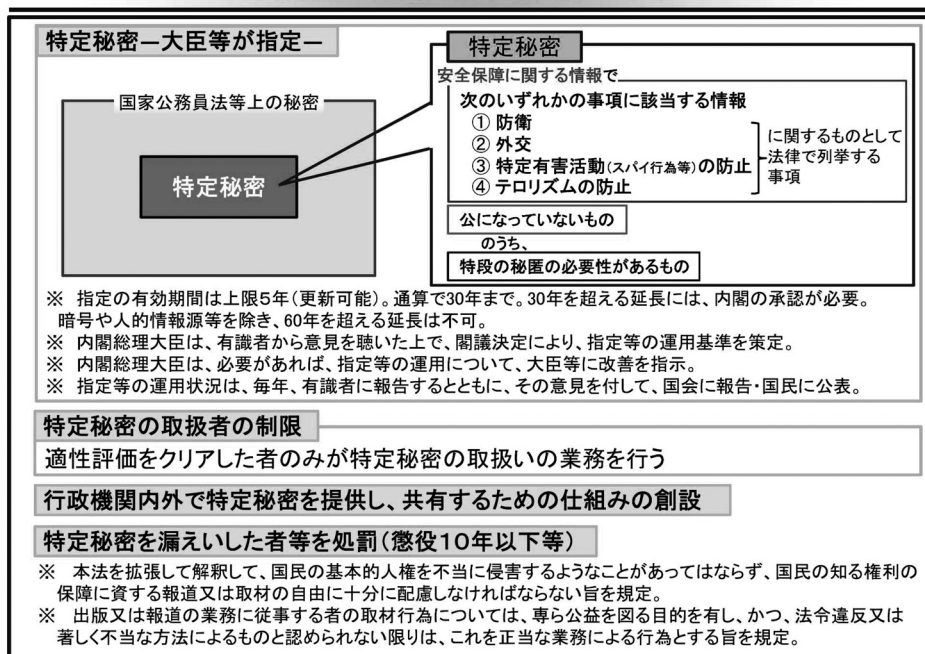
(5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和22年法律第79号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

Ⅵ 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに通性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

Ⅱ 特定秘密の保護に関する法律のポイント (内閣官房資料)

特定秘密の保護に関する法律のポイント



Ⅲ 国会報告（令和6年6月18日閣議決定）の概要

令和6年6月
内閣官房

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」
の概要

特定秘密保護法第19条及び運用基準Ⅴ5（3）の規定により、政府は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表することとされており、今回は、令和5年1月1日から同年12月31日までの間を対象期間とする報告・公表を行う。その概要は下記のとおりである。

なお、令和5年末時点で同法上の行政機関は28機関あり、このうち秘密指定権を有するものは20機関である。

記

1 令和5年中の状況

（1）特定秘密の指定
令和5年中、9機関で53件の指定が行われた。行政機関別の内訳は、別表1のとおりである。

（2）指定の有効期間の満了、延長及び解除等

令和5年中、指定の有効期間を満了したものは0件、延長したものは8機関・39件、指定を解除したものは2機関・4件であった。また、特定秘密を指定している13機関全てが、指定の理由の点検を実施している。

（3）国立公文書館その他の施設への移管及び廃棄

令和5年中の移管件数は0件、特定行政文書ファイル等の廃棄件数は2機関・8件、緊急廃棄された文書の件数は0件であった。

（4）違反事例等に関する運用基準に基づく通報

令和5年中の通報件数は0件であった。

（5）適性評価

令和5年中の実施件数は25機関・24,569件（このうち適合事業者の従業員は5機関・1,551件）であった。行政機関別の内訳は、別表2のとおりである。このほか、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は23件であった。

2 令和5年末時点における状況

（1）特定秘密の指定

令和5年末時点の総指定件数は13機関・751件である。行政機関別の内訳及び過去5年間の推移は、別表3のとおりである。類型別では、暗号、情報収集衛星及び武器等の仕様、性能等に関するものが計275件と多くなっている。

（2）指定の有効期間

751件のうち736件に5年の有効期間が設定されている。指定時点からの通算期間を見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが231件、5年を超えて10年未満となるものが10件、10年以上となるものが508件である。また、指定を解除すべき条件を設定しているのは196件である。

（3）特定秘密が記録された行政文書の保有状況

令和5年末時点、特定秘密が記録された行政文書が14機関で計682,841件保有されている。前年末時点より69,113件増加した。

（4）特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者

令和5年末時点、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は26機関・135,479人（このうち、適合事業者の従業員は5機関・4,775人）である。行政機関別の内訳は、別表4のとおりである。

3 漏えい事案への対応の状況

令和6年4月26日、防衛省は、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密の漏えい事案の発生を公表し、懲戒処分を行うとともに、再発防止に向けた防衛大臣指示を発出した。内閣官房も、各行政機関に再発防止対策の徹底に関する通知を発出するとともに、高市国務大臣が、同年5月8日の内閣保安監視委員会において再発防止対策を指示した。これらを受けて、各行政機関は、業務手順の再点検や、商事業の教訓事項を盛り込んだ保全教育を実施することとした。

4 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

内閣府独立公文書管理監からは是正の求めに対し、関係行政機関において特定秘密である情報が記録されていないが同表示をしていない員に当該表示を行う等の所要の措置を講ずるとともに、内閣官房から必要な通知を発出した。また、衆議院情報監視審査会の令和4年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書（令和5年6月）における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を審査会で説明した。

5 内閣府独立公文書管理監からの意見

是正の求めを受けて、関係行政機関において所要の措置が講じられたものと承知している。また、実効的な研修等により、各行政機関における法のより一層適正な運用に努められたい、などの意見が出された。

6 有識者からの意見

制度の運用一般について、国際的な信頼関係維持のための法の適切な運用、情報公開のための秘密の編集加工、誤廃棄事案の再発防止、秘密取扱者の育成、適性評価に係る重要経済安保情報保護活用法との整合性、負担増に見合った業務の改善などに関する意見が示された。

また、情報漏えい事案について、防衛省の組織運営状況、機密性の高さに見合った規律の維持、部隊運用を行う自衛隊の特性を踏まえた秘密の管理、通報制度の活用、子規事業の早期把握・対処、防衛省・防衛大臣への報告遅延などに関する意見が示された。

さらに、国会報告の文書の構成や記載ぶりについて、指定や解除の状況についての説明の補足、データ掲載の改善検討、指定解除条件に関し脚注記載の説明の補足などに関する意見が示された。

別表 1：令和5年中の各行政機関の指定件数

行政機関	指定件数
国家安全保障会議	1 (1)
内閣官房	8 (5)
警察庁	6 (6)
総務省	1 (0)
公安調査庁	2 (2)
外務省	1 (1)
海上保安庁	1 (1)
防衛省	32 (26)
防衛装備庁	1 (1)
合計	53 (43)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数

別表 2：令和5年中の各行政機関の適性評価の実施件数

行政機関	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	511	256	767
内閣府	54	0	54
警察庁	1,007	0	1,007
警務庁	228	0	228
都道府県警察	779	0	779
金融庁	2	0	2
消費者庁	9	0	9
総務省	31	0	31
消防庁	15	0	15
法務省	7	0	7
出入国在留管理庁	10	0	10
公安調査庁	81	0	81
外務省	348	6	354
財務省		0	96
文部科学省	12	4	16
厚生労働省	35	0	35
農林水産省	12	0	12
水産庁	49	0	49
経済産業省	55	0	55
資源エネルギー庁	7	0	7
国土交通省	33	0	33
気象庁	6	0	6
海上保安庁	266	0	266
環境省	8	0	8
原子力規制委員会	8	0	8
防衛省	20,060	343	20,403
防衛装備庁	296	942	1,238
合計	23,018	1,551	24,569

別表 3：各行政機関において指定されている特定秘密の件数

行政機関	令和元年末 時点	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点
国家安全保障会議	6	7	8	9	10
内閣官房	87	94	102	108	116
内閣府	0	0	0	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	43	41	45	49	55
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	9	11	11	11	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	24	25	30	32	34
外務省	39	40	41	43	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	20	21	22	23	24
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	318	349	375	389	429
防衛装備庁	17	18	19	21	22
合計	569	613	659	702	751

別表 4：適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関	令和3年末時点			令和4年末時点			令和5年末時点		
	計	行政機関の 職員等	適法事業者の 従業員	計	行政機関の 職員等	適法事業者の 従業員	計	行政機関の 職員等	適法事業者の 従業員
内閣官房	1,945	885	1,060	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	1	1	0
内閣府	107	107	0	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,558	3,558	0	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	649	649	0	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,909	2,909	0	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	9	9	0	10	10	0	10	10	0
消費者庁	16	16	0	10	10	0	16	16	0
総務省	73	73	0	120	120	0	113	113	0
消防庁	22	22	0	23	23	0	24	24	0
法務省	23	23	0	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	36	36	0	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	245	245	0	270	270	0	286	286	0
外務省	1,267	1,229	38	1,171	1,140	31	1,298	1,262	36
財務省	219	219	0	257	257	0	290	290	0
文部科学省	97	77	20	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	11	11	0	16	16	0	31	31	0
農林水産省	48	48	0	46	46	0	44	44	0
水産庁	52	52	0	42	42	0	48	48	0
経済産業省	144	144	0	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	14	14	0	15	15	0	9	9	0
国土交通省	100	100	0	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	754	754	0	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	34	34	0	39	39	0	21	21	0
防衛省	123,234	122,282	952	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,264	890	1,374	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	134,297	130,553	3,444	132,567	128,739	3,828	135,479	130,704	4,715

(注) 指定権限を有さない行政機関である文部科学省においては、特定秘密を取り扱う可能性のある宇宙の開発に関する技術開発等と科学技術の水準の向上を図るための等に係る所掌事務を遂行するため、適
合事業者の従業員が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようにしている。

※国会報告の全文は<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihintisu/pdf/r06_0618_honkoku.pdf>を参照

各行政機関における特定秘密の指定状況（令和6年末現在）

甲 11 年 7 月 1 日

IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和6年末現在）
（内閣官房資料）

※ ()内の数値は、令和6年中に指定した特定秘密の件数で、内数
※ <>内の数値は、令和6年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数
※ ▲が付された数値は、令和6年中に指定を解除した特定秘密の件数
※ ※が付された数値は、令和6年中に指定の有効期間が満了となった件数
※ ※が付された数値は、令和6年中に指定の有効期間が満了となった件数

[illegible]

[illegible]

[illegible]

V 独立公文書管理監報告のポイント（令和 6 年 6 月24日）

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について
独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

- 本報告について

報告対象期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで。
- 検証・監察の結果

（1）特定秘密の指定

- 特定秘密の指定39件について適正と認めた。

（2）特定秘密の指定の有効期間の延長

- 有効期間の延長39件について適正と認めた。

（3）特定秘密の指定の解除

- 解除 4 件について適正と認めた。

（4）特定秘密の記録とその表示

- 令和 6 年 3 月12日に 2 件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
 - それ以外の32部署による記録とその表示を適正と認めた。

（5）特定行政文書ファイル等の保存

- 35部署による保存を適正と認めた。

（6）特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

- 内閣官房 1 件、総務省 1 件、公安調査庁 6 件、防衛省830件及び防衛装備庁 4 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

（7）特定行政文書ファイル等につきべきものの存否

- 14部署について保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間を 1 年以上と設定すべきものはないものと認めた。

定量的指標

- 説明聴取、実地調査等の回数：128回
 - 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：6, 410件

（これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ16, 880件）

通報への対応

- 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。
- ※管理監報告の全文は<https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/houkoku/20240624/houkoku.pdf>を参照
- 44 -
- VI 提示を受けた特定秘密一覧
- | 提示日
提示場所 | 行政機関 | 提示を受けた特定秘密の概要 |
|------------------------------------|-------|--|
| 平成 28.1.25
内閣衛星情報センター
（委員派遣） | 内閣官房 | 内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報 |
| 平成 28.11.30
審査会 | 警察庁 | 作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書 |
| | 経済産業省 | 平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの |
| 平成 30.1.26
審査会 | 外務省 | 安全保障に関する外務省の特定秘密の一部 |
| | 経済産業省 | 内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたものうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの |
| | 防衛省 | 情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの |
| | 防衛装備庁 | 防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「[そりゅう]型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの |
| 平成 30.6.6
内閣衛星情報センター
（委員派遣） | 内閣官房 | ・画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報
・情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができるとする地理的範囲に関する情報
・情報収集衛星に係る暗号に関する情報 |
| 令和 5.5.15
内閣衛星情報センター
（委員派遣） | 内閣官房 | ・画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報
・情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができるとする地理的範囲に関する情報
・情報収集衛星に係る暗号に関する情報 |
- 45 -
- 令和七年六月十日 衆議院会議録第三十三号 情報監視審査会令和六年年次報告書
- 11111

VII 会長及び委員一覧

(1) 会長一覧

会 長 名	就 任 日	退 任 日
額 賀 福志郎 君 (自民)	平成27年 3月30日	平成29年 9月28日※
額 賀 福志郎 君 (自民)	平成29年 11月 2日	平成30年 10月24日
浜 田 靖 一 君 (自民)	平成30年 10月24日	令和 2年 10月26日
松 野 博 一 君 (自民)	令和 2年 10月26日	令和 3年 10月 8日
小 野 寺 五 典 君 (自民)	令和 3年 10月 8日	令和 3年 10月14日※
小 野 寺 五 典 君 (自民)	令和 3年 11月11日	令和 5年 10月20日
浜 田 靖 一 君 (自民)	令和 5年 10月20日	令和 6年 1月26日
岩 屋 毅 君 (自民)	令和 6年 1月26日	令和 6年 10月 4日
田 村 憲 久 君 (自民)	令和 6年 10月 4日	令和 6年 10月 9日※
伊 藤 達 也 君 (自民)	令和 6年 11月13日	_____

(※は衆議院の解散に伴う退任)

(2) 委員一覧 (会長は、名前の左に○印)

期 間	委 員 名
平成27年 2月26日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 松本 純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 松本 剛明君 (民主) 井出 庸生君 (維新) 漆原 良夫君 (公明) ※11月10日松本剛明君 (民主) 委員辞任 ※12月18日井出庸生君会派異動 (維新→民維ク)
平成28年 1月4日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 松本 純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 後藤 祐一君 (民維ク) 井出 庸生君 (民維ク) 漆原 良夫君 (公明) ※3月28日後藤祐一君及び井出庸生君所属会派名称 変更 (民維ク→民進) ※8月3日松本純君 (自民) 委員辞任
平成28年 9月26日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 今津 寛君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 井出 庸生君 (民進) 後藤 祐一君 (民進) 漆原 良夫君 (公明) ※平成29年 9月20日後藤祐一君 (民進) 委員辞任 ※同年 9月28日衆議院解散

期 間	委 員 名
平成29年 11月2日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 今村 雅弘君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 山内 康一君 (立憲) 井出 庸生君 (希望) 太田 昭宏君 (公明) ※平成30年 5月7日井出庸生君会派異動 (希望→無 所属)
平成30年 5月8日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 今村 雅弘君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 山内 康一君 (立憲) 渡辺 周君 (国民) 太田 昭宏君 (公明) ※9月27日渡辺周君 (国民) 委員辞任 ※10月2日岩屋毅君 (自民) 委員辞任 ※同年4日大塚高司君 (自民) 委員辞任
平成30年 10月24日～	○浜田 靖一君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 金田 勝年君 (自民) 江崎 鐵磨君 (自民) 赤澤 亮正君 (自民) 山内 康一君 (立憲) 大島 敦君 (国民) 太田 昭宏君 (公明) ※令和元年 9月30日山内康一君所属会派名称変更 (立憲→立国社)、大島敦君会派異動 (国民→立国社)
令和元年 10月4日～	○浜田 靖一君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 金田 勝年君 (自民) 小野寺五典君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 山内 康一君 (立国社) 篠原 孝君 (立国社)
令和2年 10月26日～	○松野 博一君 (自民) 山口 俊一君 (自民) 高市 早苗君 (自民) 柴山 昌彦君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 大島 敦君 (立国社) 津村 啓介君 (立国社) 太田 昭宏君 (公明) ※10月27日大島敦君及び津村啓介君所属会派名称 変更 (立国社→立民) ※令和3年 2月1日大塚高司君会派異動 (自民→無所 属)
令和3年 2月9日～	○松野 博一君 (自民) 山口 俊一君 (自民) 高市 早苗君 (自民) 柴山 昌彦君 (自民) 盛山 正仁君 (自民) 大島 敦君 (立民) 津村 啓介君 (立民) 太田 昭宏君 (公明)

期 間	参 員 名
令和 3 年 10 月 8 日～	○小野寺五典君 (自民) 山口 俊一君 (自民) 高市 早苗君 (自民) 柴山 昌彦君 (自民) 盛山 正仁君 (自民) 大島 敦君 (立民) 津村 啓介君 (立民) 太田 昭宏君 (公明) ※10月14日衆議院解散
令和 3 年 11 月 11 日～	○小野寺五典君 (自民) 高市 早苗君 (自民) 柴山 昌彦君 (自民) 盛山 正仁君 (自民) 大島 敦君 (立民) 新垣 邦男君 (立民) 和田有一朗君 (維新) 大口 善徳君 (公明)
令和 3 年 12 月 6 日～	○小野寺五典君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 松本 剛明君 (自民) 伊東 良孝君 (自民) 長妻 昭君 (立民) おおつき紅葉君 (立民) 和田有一朗君 (維新) 大口 善徳君 (公明) ※令和 4 年 8 月 8 日長妻昭君及びおおつき紅葉君所 属会派略称変更 (立民→立憲)
令和 4 年 10 月 3 日～	○小野寺五典君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 松本 剛明君 (自民) 伊東 良孝君 (自民) 大西 健介君 (立憲) 鈴木 庸介君 (立憲) 和田有一朗君 (維新) 大口 善徳君 (公明)
令和 4 年 11 月 29 日～	○小野寺五典君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 伊藤 達也君 (自民) 伊東 良孝君 (自民) 大西 健介君 (立憲) 鈴木 庸介君 (立憲) 和田有一朗君 (維新) 大口 善徳君 (公明)
令和 5 年 10 月 20 日～	○浜田 靖一君 (自民) 伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 榎梨 康弘君 (自民) 大西 健介君 (立憲) 鈴木 庸介君 (立憲) 中司 宏君 (維新) 大口 善徳君 (公明) ※令和 6 年 1 月 16 日中司宏君所属会派略称変更 (維 新→維教)
令和 6 年 1 月 26 日～	○岩屋 毅君 (自民) 伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 榎梨 康弘君 (自民) 伊藤 俊輔君 (立憲) 山岸 一生君 (立憲) 中司 宏君 (維教) 大口 善徳君 (公明)
令和 6 年 10 月 4 日～	○田村 憲久君 (自民) 伊藤 達也君 (自民) 榎梨 康弘君 (自民) 鷲尾英一郎君 (自民) 伊藤 俊輔君 (立憲) 山岸 一生君 (立憲) 中司 宏君 (維教) 大口 善徳君 (公明) ※10月9日衆議院解散

期 間	参 員 名
令和 6 年 11 月 13 日～	○伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 榎梨 康弘君 (自民) 伊藤 俊輔君 (立憲) 岡田 克也君 (立憲) 本庄 知史君 (立憲) 中司 宏君 (維新) 田中 健君 (国民)
令和 6 年 11 月 28 日～	○伊藤 達也君 (自民) 田村 憲久君 (自民) 中西 健治君 (自民) 伊藤 俊輔君 (立憲) 岡田 克也君 (立憲) 本庄 知史君 (立憲) 中司 宏君 (維新) 田中 健君 (国民)

Ⅷ 委員派遣・海外派遣一覧

(1) 委員派遣

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
190 (常)	H28.1.25	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 松本 純君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民維フ) 委員 井出 庸生君 (民維ク) 委員 漆原 良夫君 (公明)
196 (常)	H30.6.6	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 今村 雅弘君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 山内 康一君 (立憲) 委員 渡辺 周君 (国民) 委員 木田 昭宏君 (公明)
211 (常)	R5.5.15	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査	会長 小野寺五典君 (自民) 委員 田村 憲久君 (自民) 委員 伊藤 達也君 (自民) 委員 伊東 良孝君 (自民) 委員 大西 健介君 (立憲) 委員 鈴木 庸介君 (立憲) 委員 和田有一朗君 (維新) 委員 大口 善徳君 (公明)

(2) 海外派遣

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
191 (臨) 閉会 後	H28.8.31 ～9.11 (12日間)	イギリス トイッ アメリカ	欧米各国における情報機関 に対する議会の監視等の実 情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民進) 委員 井出 庸生君 (民進)
193 (常) 閉会 後	H29.9.2 ～9.9 (8日間)	オーストラリア 韓国	オーストラリア及び韓国に おける情報機関に対する議 会の監視等の実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 今津 寛君 (自民)

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
196 (常) 閉会 後	H30.7.28 ～8.5 (9日間)	イスラエル フイレンソ デンマーク	イスラエル、フイレンソ 及びデンマークにおける情 報機関に対する議会の監視 等の実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 渡辺 周君 (国民)

(参考)

令和6年11月28日及び29日、イタリヤ議会において、「G7 議会情報機関監視委員
会会合」が開かれることとなった。
しかし、解散の時期と重なり、委員の出席がかなわない状況であるため、伊藤達也会長
の指示により、衆議院情報監視審査会事務局及び衆議院事務局国際部の職員をが代理で
出席している。

IX 参考人一覧

審査会日時	職 業	氏 名
平成 28 年 5 月 12 日 〔平成 27 年 年次報告書に 対する意見聴取〕	有人宇宙システム株式会社技術顧問、 元内閣衛星情報センター所長	國見 昌宏君
	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、 前駐スロベニア大使	中村 滋君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成 29 年 5 月 15 日 〔平成 28 年 年次報告書に 対する意見聴取〕	三井住友銀行顧問、元内閣情報官	三谷 秀史君
	ジャーナリスト	春名 幹男君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成 30 年 5 月 21 日 〔平成 29 年 年次報告書に 対する意見聴取〕	前内閣情報官	植松 信一君
	日本大学危機管理学部教授	小谷 賢君
	専修大学教授	山田 健太君
令和元年 5 月 20 日 〔平成 30 年 年次報告書に 対する意見聴取〕	元警視總監 元内閣危機管理監	米村 敏朗君
	公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長	五百旗頭真君
	原後総合法律事務所代表弁護士	三宅 弘君

X 活動経過

年 月 日	事 項
平成 25 (2013)	
10. 15	第 185 回国会 (臨時会) 召集 (会期 55 日間 12. 8 まで)
10. 25	特定秘密の保護に関する法律案 (内閣) 提出
11. 26	本会議にて、同法案議決 (修正)
12. 6	参議院本会議にて、同法案可決、成立
12. 13	特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 公布
平成 26 (2014)	
1. 24	第 186 回国会 (常会) 召集 (会期 150 日間 6.22 まで)
5. 30	国会法等の一部を改正する法律案 (自民・公明) 提出
6. 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案 (いずれも自民・公明) 提出
6. 13	本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部 を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決 (いずれも 修正)
6. 20	参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立
9. 29	第 187 回国会 (臨時会) 召集 (会期 54 日間 11.21 解散)
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条 (取扱者の制限) は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行
平成 27 (2015)	
12. 24	第 188 回国会 (特別会) 召集 (会期 3 日間 12.26 まで)
1. 26	第 189 回国会 (常会) 召集 (会期 245 日間 9.27 まで)
2. 26	本会議にて、情報監視審査会委員選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出 政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適 性評価の実施の状況に関する報告」(案) を説明 ○情報監視審査会【第 2 回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況 に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 22	

7. 2	○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）	5. 18	○情報監視審査会【第6回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議）	8. 1 8. 3 8. 31 ～9. 11	第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8. 3.まで） 議長において、委員松本純君の辞任許可 ○海外派遣【イギリス、ドイツ、アメリカ】（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
8. 24	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）	9. 26	第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12.17まで） 本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓
8. 27	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）	10. 14	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
9. 25	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）	10. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
11. 10 11. 19	議長において、委員松本剛明君の辞任許可 ○情報監視審査会【第8回】（閉会中） ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）	10. 26	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
平成28（2016）		11. 9	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
1. 4	第190回国会（常会）召集（会期150日間 6. 1まで） 本会議にて、後藤祐一君（民維フ）委員選任。宣誓	11. 21	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁）
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省）	11. 30	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）
1. 25	○委員派遣【内閣衛星情報センター（東京都）】（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）	平成29（2017）	
3. 23	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房）	1. 20	第193回国会（常会）召集（会期150日間 6. 18まで）
3. 30	○情報監視審査会【第3回】 ・平成27年年次報告書の決定 総質会長から大島議長に平成27年年次報告書について報告	1. 30	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
4. 1 4. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・対政府質疑（外務省）	3. 6	○情報監視審査会【第2回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
4. 26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告	3. 29	○情報監視審査会【第3回】 ・平成28年年次報告書の決定 総質会長から大島議長に平成28年年次報告書について報告
5. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取	4. 4 4. 27	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定

5. 15	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 19	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 31	○情報監視審査会【第6回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 5	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
9. 2 ～9. 9	○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査） 議長において、委員後藤祐一君の辞任許可
9. 20	第194回国会（臨時会）召集、衆議院解散
9. 28	第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12.9まで）
11. 1	本会議にて情報監視審査会委員の選任
11. 2	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出 ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
11. 14	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）
11. 22	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
11. 30	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
12. 4	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議
12. 8	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議
平成30（2018）	
1. 22	第196回国会（常会）召集（会期182日間 7.22まで）
1. 26	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）
1. 31	○情報監視審査会【第2回】

3. 6	・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課） ○情報監視審査会【第3回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 28	○情報監視審査会【第4回】 ・平成29年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成29年次報告書を提出
4. 3	本会議にて、額賀会長が平成29年次報告書について報告
4. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 8	本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君（国民）委員選任
5. 9	委員渡辺周君（国民）の宣誓
5. 18	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・参考人からの意見聴取
5. 31	○情報監視審査会【第7回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・内規の一部を改正する件について協議決定
6. 6	○情報監視審査会【第8回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
7. 10	○情報監視審査会【第9回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
7. 28	○海外派遣（イスラエル、フィリピン及びデンマークにおける情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
～8. 5	議長において、委員渡辺周君の辞任許可
9. 27	議長において、委員岩屋毅君の辞任許可
10. 2	議長において、委員大塚高司君の辞任許可
10. 4	第197回国会（臨時会）召集（会期48日間 12.10まで）
10. 24	本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、浜田靖一君（自民）、金田勝年君（自民）、江崎鐵磨君（自民）、赤澤亮正君（自民）及び大島敦君（国民）を委員に選任
	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓

10. 31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）	11. 5	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
11. 6	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）	11. 7	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 8	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）	11. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
11. 27	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）	11. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣官房）
12. 6	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）	12. 9	○情報監視審査会【第7回】
平成 31 (2019)		令和 2 (2020)	
1. 28	第198回国会（常会）召集（会期150日間 6.26まで）	1. 20	第201回国会（常会）召集（会期150日間 6.17まで）
3. 5	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可	3. 4	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 26	○情報監視審査会【第2回】 ・平成30年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に平成30年次報告書を提出 本会議にて、浜田会長が平成30年次報告書について報告	3. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・令和元年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に令和元年次報告書を提出 本会議にて、浜田会長が令和元年次報告書について報告
4. 2	令和元 (2019)	3. 19	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 14	○情報監視審査会【第3回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定	6. 16	○情報監視審査会【第3回】 ・衛藤国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
5. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取	6. 17	○情報監視審査会【第3回】 ・衛藤国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 7	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告	9. 16	第202回国会（臨時会）召集（会期 3日間 9.18まで）
6. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・宮藤国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）	10. 26	第203回国会（臨時会）召集（会期41日間 12.5まで） 本会議にて、委員浜田靖一君、後藤田正純君、金田勝年君、小野寺五典君、山内康一君及び篠原孝君の辞任許可、 松野博一君（自民）、山口俊一君（自民）、高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、大島敦君（立国社）及び津村啓介君（立国社）を委員に選任
8. 1	第199回国会（臨時会）召集（会期 5日間 8.5まで）		○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 松野博一会長選出
10. 4	第200回国会（臨時会）召集（会期67日間 12.9まで） 本会議にて、委員江崎誠君、赤澤亮正君及び大島敦君の辞任許可、 小野寺五典君（自民）、大塚高司君（自民）及び篠原孝君（立国社）を委員に選任	11. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
10. 24	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）	11. 24	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
10. 29	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）	12. 3	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出

令和 3 (2021)	
1. 18	第 204 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.16 まで）
2. 9	本会議にて、委員大塚高司君の辞任許可、 盛山正仁君（自民）を委員に選任 委員盛山正仁君（自民）の宣誓
3. 16	○情報監視審査会【第 1 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
3. 18	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
4. 13	○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（第 4 回）
5. 11	○情報監視審査会【第 4 回】 ・令和 2 年次報告書の決定 松野会長から大島議長に令和 2 年次報告書を提出 本会議にて、松野会長が令和 2 年次報告書について報告 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況 に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 11	○情報監視審査会【第 5 回】 ・河野国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに 適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 16	○情報監視審査会【第 5 回】 ・河野国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに 適性評価の実施の状況に関する報告）
10. 4	第 205 回国会（臨時会）召集（会期 11 日間 10.14 解散）
10. 8	本会議にて、委員松野博一君の辞任許可、 小野寺五典君（自民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 小野寺五典会長選出
11. 10	第 206 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 11.12 まで）
11. 11	本会議にて情報監視審査会委員の選任 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 小野寺五典会長選出
12. 6	第 207 回国会（臨時会）召集（会期 16 日間 12.21 まで） 本会議にて、委員高市早苗君、柴山昌彦君、盛山正仁君、大島敦君、新 垣邦男君の辞任許可、 田村憲久君（自民）、松本剛明君（自民）、伊東良孝君（自民）、長妻昭 君（立民）及びおおつき紅葉君（立民）を委員に選任 新任委員の宣誓
令和 4 (2022)	
1. 17	第 208 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.15 まで）
3. 3	○情報監視審査会【第 1 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
3. 10	○情報監視審査会【第 2 回】

3. 17	・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議） ○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房、警察庁、 総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び 海上保安庁）
3. 24	○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び外務省）
3. 31	○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、防衛省及び防衛装備庁） 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長） 提出。本会議にて、同規程案可決 ※委員会議決等の各議員への提供の方法の変更に伴い、情報監視審査会の会議 録の印刷及び配付に関する規定を整理するもの
4. 7	○情報監視審査会【第 6 回】 ・令和 3 年次報告書の決定
5. 12	○情報監視審査会【第 6 回】 ・令和 3 年次報告書の決定
6. 7	○情報監視審査会【第 7 回】 小野寺会長から細田議長に令和 3 年次報告書を提出 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況 に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 9	本会議にて、小野寺会長が令和 3 年次報告書について報告
8. 3	第 209 回国会（臨時会）召集（会期 3 日間 8.5 まで） 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程施行
10. 3	第 210 回国会（臨時会）召集（会期 69 日間 12.10 まで） 本会議にて、委員長妻昭君及びおおつき紅葉君の辞任許可、 大西健介君（立憲）及び鈴木庸介君（立憲）を委員に選任 新任委員の宣誓
10. 27	○情報監視審査会【第 1 回】 ・高市国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに 適性評価の実施の状況に関する報告）
11. 15	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
11. 29	本会議にて、委員松本剛明君の辞任許可、 伊藤達也君（自民）を委員に選任
12. 6	委員伊藤達也君（自民）の宣誓
令和 5 (2023)	
1. 20	○情報監視審査会【第 3 回】（閉会中） ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省） ・防衛大臣に対する勅告及び報告要請を協議決定 ○細田議長を經由して、浜田防衛大臣に対し、勅告及び報告要請を実施 第 211 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.21 まで）
1. 23	

3. 6	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛装備庁、内閣官房及び国家安全保障会議）	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 岩屋毅会長選出 新任委員の宣誓
3. 27	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び防衛省） 報告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領	1. 30 2. 27 3. 8 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣）提出 ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、国家安全保障会議、内閣府及び防衛省）
4. 10	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） ・防衛大臣に対する報告の結果とられた措置の報告聴取及び対政府質疑（防衛省） ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議	3. 14 ○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁） ○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） 本会議にて、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案議決（修正）
5. 15	○情報監視審査会【第4回】 ○委員派遣【内閣衛星情報センター（東京都）（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）] ○情報監視審査会【第5回】 ・令和4年次報告書の決定	5. 10 参議院本会議にて、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案可決、成立 ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省及び防衛装備庁） 参議院本会議にて、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案可決、成立 ○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省） 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）公布
6. 8	○情報監視審査会【第5回】 ・令和4年次報告書の決定	5. 17 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）公布
6. 13	小野寺会長から細田議長に令和4年次報告書を提出 本会議にて、小野寺会長が令和4年次報告書について報告	5. 23 ○情報監視審査会【第7回】 ○情報監視審査会【第8回】 ・令和5年次報告書の決定
6. 16	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告	6. 11 岩屋会長から額賀議長に令和5年次報告書を提出 本会議にて、岩屋会長が令和5年次報告書について報告 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
10. 20	第212回国会（臨時会）召集（会期55日間 12.13まで） 本会議にて、委員小野寺五典君、伊東良孝君、和田有一朗君の辞任許可、浜田靖一君（自民）、葉梨康弘君（自民）、中司宏君（維新）を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出	6. 18 岩屋会長から額賀議長に令和5年次報告書を提出 本会議にて、岩屋会長が令和5年次報告書について報告 ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
10. 25	新任委員の宣誓	7. 11 ○情報監視審査会【第9回】（閉会中） ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省）
11. 16	○情報監視審査会【第2回】 ・高市国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）	7. 17 ○情報監視審査会【第10回】（閉会中） ・防衛大臣に対する報告及び報告要求を協議決定
11. 28	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）	10. 1 額賀議長を経由して、木原防衛大臣に対し、報告及び報告要求を実施 第214回国会（臨時会）召集（会期9日間 10.9解散） 本会議にて、委員岩屋毅君の辞任許可、齋尾英一郎君（自民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 田村憲久会長選出
令和6（2024）	第213回国会（常会）召集（会期150日間 6.23まで） 本会議にて、委員浜田靖一君、大西健介君、鈴木庸介君の辞任許可、岩屋毅君（自民）、伊藤俊輔君（立憲）、山岸一生君（立憲）を委員に選任	11. 11 第215回国会（特別会）召集（会期4日間 11.14まで）

11. 13	本会議にて情報監視審査会委員の選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・ 会長互選 伊藤達也公衆選出 情報監視審査会委員の宣誓
11. 14	情報監視審査会委員の宣誓
11. 28	第216回国会（臨時会）召集（会期27日間 12.24まで） 本会議にて、委員栗梨康弘君の辞任許可、 中西健治君（自民）を委員に選任 委員中西健治君（自民）の宣誓
12. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・ 城内国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに 適性評価の実施の状況に関する報告）
12. 19	○情報監視審査会【第3回】 ・ 説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び防衛省）
令和7（2025）	第217回国会（常会）召集 政府が重要経済安全保障の促進及び活用に関する法律施行令等を閣議 決定
1. 24	○情報監視審査会【第1回】 ・ 説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、国家安全保障会議及び内閣府）
1. 31	○情報監視審査会【第2回】 ・ 説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、出入国在留管 理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
3. 11	○情報監視審査会【第3回】 ・ 説明聴取及び対政府質疑（外務省）
3. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・ 説明聴取及び対政府質疑（防衛省） 報告の結果とられた措置について、中谷防衛大臣から額賀衆議院議長 宛報告書を受領
3. 28	○情報監視審査会【第5回】 ・ 説明聴取及び対政府質疑（防衛省） ※防衛大臣に対する報告の結果とられた措置の報告の説明聴取及び対政府質疑 も併せて実施
4. 8	○情報監視審査会【第6回】 ・ 説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省） 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を 改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報 監視審査会規程の一部を改正する規程案（いずれも議院運営委員長） 提出。本会議にて、各案可決
4. 9	
4. 17	
4. 24	

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者 文部科学委員長 中村 裕之

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律

（スポーツ基本法の一部改正）

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に、
「第三節 競技水準の向上等（第二十五条 第二十九條）」を「第三節 競技水準の向上等（第二十九條）」に、
「第四節 スポーツの公正及び公平（五條―第二十八條―第二十九條の五）」に、
「第二十五條」を「第三十六條」に改める。

前文のうち第二項中「下」の下に「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を加え、「が確保されなければならない」を「スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない」に改め、第五項中「高めるものである」の下に「また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実

現により一層つながるものである」を加え、「また、スポーツの」を「さらに、スポーツの」に改め、第七項中「の重要性」を「は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性」に、「二十一世紀の」を「将来における」に改める。

第二条第一項中「鑑み」の下に「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を、「すること」の下に「により、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現すること」を加え、同条第三項中「となる」の下に「と等により、地域振興に資する」を加え、同条第四項中「図られる」の下に「とともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資する」を加え、同条第五項中「障害者」の下に「をはじめとする全ての国民を、」程度」の下に「その他の事由」を、「しつつ」の下に「共生社会の実現に資することを旨として」を加え、同条第六項中「（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）」を削り、「パラリンピック競技大会の下に「デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会を加え、同条第八項中「スポーツは」の下に「障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ」を、「旨として」の下に「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ」を加える。

第五条第二項を次のように改める。

2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

第五條第三項を削る。

第七條中「及び」の下に「スポーツ、文化芸術その他の分野の」を加える。

第十條第一項中「は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

第十二條に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

第十四條中「整備」の下に「、スポーツの実施のための環境の整備」を加え、同條に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十六條第一項中「歯学」の下に「、薬学」を、「生理学」の下に「、栄養学、法学、経済学、社会学」を加え、「力学」を「倫理学、教育学」に改め、同條の次に次の二條を加える。
(スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)

第十六條の二 国は、スポーツの推進に寄与す

る情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用にも努めるものとする。
(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

第十六條の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七條の次に次の三條を加える。
(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七條の二 地方公共団体は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(第二十一條及び第二十二條第一項において「地域スポーツクラブ」という。)その他の団体との緊密な連携の下に、中学校

の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(高等学校の生徒のスポーツの推進)

第十七條の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。)の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七條の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第十八條中「又は競技水準の向上」を「、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興」に改め、「鑑み」の下に「、スポーツを通じて活性に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう」を加える。

第二十一條中「住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)」を「地域スポーツクラブ」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)

第二十一條の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三章第二節中第二十四條の次に次の一條を加える。

(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)

第二十四條の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

第二十六條の見出し中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改め、同條第一項中「以下」を「第三項及び第二十九條の五第一項において」に、「共同して」を共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して」に改め、「とする」の下に「とともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする」を加え、同條第二項中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に、「共同して」を共同し、各運動競技に

係るスポーツ団体と連携して」に改め、「とす
る」の下に「とともに、広く国民がスポーツに親
しむ機会を提供することにより、地域振興に資
するものとする」を加え、同条第三項中「全国障
害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会
に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改め
る。

第二十七条第二項中「をいう」の下に「。第二
十九条の五第一項において同じ」を加え、「公益
財団法人日本障がい者スポーツ協会を「公益財
団法人日本パラスポーツ協会」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を
加える。

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又は
その開催が適正になされるよう、当該国際競
技大会の実施及び運営を行うことを目的とす
る法人の運営の透明性の確保及び当該招致又
は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ず
るものとする。

第二十八条の見出し中「大学」を削り、同条
中「又は競技水準の向上」を「競技水準の向
上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポ
ーツを通じた地域振興」に改め、「のスポーツチ
ーム及び「大学」を削り、同条の次に次の節名
を付する。

第四節 スポーツの公正及び公平の確
保等

第二十九条を次のように改める。

(暴力等の防止)

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポ
ーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係
を背景とした言動であつて業務上必要かつ相
当な範囲を超えたもの、性的な言動、性的な
姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物の
記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記
録の消去等に関する法律（令和五年法律第
六十七号）

第二条から第六条までの罪に当たたる行為を
含む）、インターネット上の誹謗中傷等（次
項において「暴力等」という。）によりスポ
ーツを行う者の環境が害されることのない
よう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、
スポーツを行う者に対する暴力等によりス
ポーツを行う者の環境が害されることのない
よう努めるものとする。

第三章中第二十九条の次に次の四条を加え
る。
（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）
第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連
携して、スポーツに係る競技の不正な操作
その他これに関連する違法行為又は不正行
為により、スポーツにおける公正な環境が
害されることのないよう、必要な措置を
講ずるよう努めるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条の三 国は、スポーツにおける
ドーピングの防止に関する国際規約に従つ
て、ドーピングの防止活動を実施するため、
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
（平成十三年九月十六日に財団法人日本
アンチ・ドーピング機構という名称で設
立された法人をいう。）その他の関係機
関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、
ドーピングの防止に関する教育及び啓発並
びに調査及び研究その他のドーピングの防
止活動の実施に係る体制の整備、国際的
なドーピングの防止に関する機関等への
支援その他の必要な施策を講ずるもの
とする。
（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な
解決）
第二十九条の四 国は、スポーツに関する
紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性
が確保さ

れ、スポーツを行う者の権利利益の保護が
図られるよう、スポーツに関する紛争の仲
裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人
等の資質の向上、紛争解決手続について
のスポーツ団体の理解の増進その他のス
ポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解
決に資するために必要な施策を講ずる
ものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛
争について、迅速かつ適正な解決に努め
るものとする。
（スポーツ団体の組織運営の状況につ
いての報告等）
第二十九条の五 国は、公益財団法人
日本スポーツ協会、公益財団法人日本
オリンピック委員会及び公益財団法人
日本パラスポーツ協会に対し、それぞ
れに加盟する全国的な規模のスポーツ
団体の組織運営に関する指導等の状
況について報告を求め、必要に応じ、
助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政
令で定める審議会等の意見を聴いてス
ポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の
適正な運営に関する指針に基づき、そ
の事業活動に関し、自らが遵守すべき
基準を作成し、当該指針に従つて講
じた措置の状況等を公表すること等
により、その運営の公正性及び透明性
の確保を図るよう努めるものとする。

第三十三条第一項第一号中「全国障
害者スポーツ大会」を「全国パラスポ
ーツ大会」に改める部分に限る。」及び
同条第三項の改正規定（「全国障
害者スポーツ大会」を「全国パラス
ポーツ大会」に改める部分に限る。）並
びに同法第三十三条第一項第一号の改
正規定は、令和十三年一月一日から
施行する。

本則に次の一条を加える。
（スポーツの振興のために必要な資金
等）
第三十六条 国は、スポーツの振興を
通じてこれに関する知識、人材及び資
金の好循環を実現するよう努めなければ
ならない。
2 国は、スポーツを支える者の協力
の下に、

地方公共団体又はスポーツ団体が行
うスポーツの振興を目的とする事業に
要する資金その他のスポーツの振興
のために必要な資金を得るための
措置を講ずるものとする。

3 前項の資金の支給を受ける地方
公共団体又はスポーツ団体は、当該
資金に係る事業を通じて、社会の
発展及び地域振興に貢献するよう
努めるものとする。

（スポーツにおけるドーピングの防止
活動の推進に関する法律の一部改正）
第二条 スポーツにおけるドーピング
の防止活動の推進に関する法律（平
成三十年法律第五十八号）の一部を
次のように改正する。

第八条中「日本アンチ・ドーピング
機構」の下に「一般社団法人日本
スポーツフェアネス推進機構（平成
三十年十一月十六日に一般社法人
日本スポーツフェアネス推進機構と
いう名称で設立された法人をいう。）
」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して
三月を超えない範囲内において政令
で定める日から施行する。ただし、第
一条中スポーツ基本法第二十六条の
見出しの改正規定、同条第二項の改
正規定（「全国障害者スポーツ大会」
を「全国パラスポーツ大会」に改め
る部分に限る。）及び同条第三項の
改正規定（「全国障害者スポーツ大
会」を「全国パラスポーツ大会」に
改める部分に限る。）並びに同法第
三十三条第一項第一号の改正規定は、
令和十三年一月一日から施行する。

理 由

スポーツを取り巻く環境の変化に対
応するため、スポーツ基本法について、
前文及び基本理念の見直し、地方
スポーツ推進計画に係る規定の整備、
基本的施策の拡充等の措置を講ずる
とともに、スポーツにおけるドーピン
グの防止活動の推進に関する法律に
ついて、国等が連携を図る関係

者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

厚生労働委員長 藤丸 敏

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(社会保険労務士の使命)

第一条 社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

第二条第一項第三号中「(この下)」に「これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む。」を加える。

第二条の二中「訴訟代理人」を「代理人」に改める。

第二十五条の二十中「第一条の二」を「第一条、第一条の二」に改める。

第二十六条第一項中「これ」を「社労士その他の社会保険労務士」に改め、同条第二項中「これ」を「社労士法人その他の社会保険労務士法人」に改め、同条第三項中「これら」を「社労士会若しくは全国社労士会連合会その他の社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条の二の改正規定は令和七年十月一日から施行する。

理 由

最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設け、社会保険労務士の業務に労働監督が含まれることを明記し、社会保険労務士の地位を代理人に改め、及び名称の使用制限に係る類似名称の例示として社労士等を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和七年四月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(令

社会保険労務士法の一部を改正する法律案 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書

和七年四月八日閣議決定)に基づき、令和七年四月十四日から令和九年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理 由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(令和七年四月八日閣議決定)に基づき、令和七年四月十四日から令和九年四月十三日ま

での間、同法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のために特に必要な措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

令和七年六月六日

経済産業委員長 宮崎 政久
衆議院議長 額賀福志郎殿